

令和 4 年

第 7 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 4 年 9 月 13 日
至 令和 4 年 9 月 29 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第7回飯館村議会定例会会期日程

(会期17日間)

| 日次 | 月日 | 曜 | 区分 | 開議時刻 | 日 程 |
|------|------|---|---------------|-------|---|
| 第1日 | 9.13 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任 |
| 第2日 | 9.14 | 水 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第3日 | 9.15 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番） |
| 第4日 | 9.16 | 金 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第5日 | 9.17 | 土 | 休 日 | | |
| 第6日 | 9.18 | 日 | 休 日 | | |
| 第7日 | 9.19 | 月 | 休 日 | | |
| 第8日 | 9.20 | 火 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第9日 | 9.21 | 水 | 決算審査 特別委員会 | 午前9時 | 令和3年度一般会計及び各特別会計決算審査（個別説明） |
| 第10日 | 9.22 | 木 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第11日 | 9.23 | 金 | 休 日 | | |
| 第12日 | 9.24 | 土 | 休 日 | | |
| 第13日 | 9.25 | 日 | 休 日 | | |
| 第14日 | 9.26 | 月 | 決算審査 特別委員会 | 午前10時 | 令和3年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑） |
| 第15日 | 9.27 | 火 | 決算審査 特別委員会 | 午前10時 | 令和3年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑） |

| | | | | | |
|------|-------|---|-----|-------|---------------------------------|
| 第16日 | 9. 28 | 水 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第17日 | 9. 29 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会 |

令和4年9月13日

令和4年第7回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

| 令和4年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|--|----------------|--------------------|---------|-----------------|---------|----|
| 招集年月日 | 令和4年9月13日（火曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯館村役場 議会議場 | | | | | |
| 開閉会の日 時及び宣告 | 開会 | 令和4年9月13日 午前10時00分 | | | | |
| | 閉議 | 令和4年9月13日 午前11時27分 | | | | |
| 心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 佐藤真弘 | ○ | 2 | 横山秀人 | ○ |
| | 3 | 花井茂 | ○ | 4 | 飯畑秀夫 | ○ |
| | 5 | 佐藤健太 | ○ | 6 | 菅野新一 | ○ |
| | 7 | 渡邊計 | ○ | 8 | 佐藤八郎 | ○ |
| | 9 | 高橋孝雄 | ○ | 10 | 佐藤一郎 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 9番 高橋孝雄 | | 1番 佐藤真弘 | | | |
| 職務出席者 | 事務局長 細川 亨 | | 書記 伊藤博樹 | | 書記 藤井慎悟 | |
| 地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
| | 村長 | 杉岡 誠 | ○ | 副村長 | 高橋 祐一 | ○ |
| | 総務課長 | 村山 宏行 | ○ | 村づくり推進課長 | 佐藤 正幸 | ○ |
| | 住民課長 | 山田 敬行 | ○ | 健康福祉課長 | 石井 秀徳 | ○ |
| | 産業振興課長 | 三瓶 真 | ○ | 建設課長 | 高橋 栄二 | ○ |
| | 教育長 | 遠藤 哲 | ○ | 教育課長 | 高橋 政彦 | ○ |
| | 生涯学習課長 | 藤井 一彦 | ○ | 農事委員 事務局 会長 | 三瓶 真 | ○ |
| | 農業委員会 会長 | 菅野 啓一 | ○ | 選挙管理委員 書記 会長 | 村山 宏行 | ○ |
| | 選挙管理委員 会長 | 伊東 利 | ○ | 代表監査委員 | 高野 孝一 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和4年9月13日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員会の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件4件、決算認定6件、条例案件1件の、計11件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。8月26日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、9月6日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって9番 高橋孝雄君、1番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月29日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの17日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出議案第70号から議案第80号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和4年第7回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、6月定例議会以降の村政の主な動きについて、ご報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策です。

新型コロナウイルス感染症の蔓延も第7波を数え、医療従事者の方々におかれましては、長期にわたり大変なご苦勞の中、対応に当たっていただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

村内における新型コロナウイルス感染状況についてであります。今年6月末までの2年余りについては、村内居住者の感染者は7名にとどまっておりましたが、7月後半から8月末までに19名の新規感染の報告があったところであり。これらの感染者は、無症状や発熱、咽頭痛、鼻水等の症状はあるものの軽症であるとのことから、いずれも自宅療養であるとのことであり。全国的に感染が拡大する中で、県が8月12日「福島県医療非常事態宣言」を発出したほか「BA.5対策強化宣言」を兼ねた「福島県感染拡大警報強化版」を発出したことに伴い、村といたしましても村ホームページや広報、お知らせ版等で感染対策の周知と感染拡大防止に努めてきたところであり。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種状況についてであります。4回目接種については、村内いちばん館に集団接種会場を設け実施しており、これまでに4日間実施し、接種人数は1,265人となっております。いちばん館での集団接種と避難先自治体での接種を合わせますと、9月1日現在の3回目接種人数は3,737人、4回目接種人数は1,961人となっております。このほか、県の発出した「BA.5対策強化宣言」の期間延長を受け、9月11日に予定していた村敬老会をやむなく中止したところであり。今後も村民の健康と生命を第一として対策を進めてまいります。

次に、住民懇談会についてです。9月3日、4日、10日と、村内会場で3回、福島市内会場で1回、南相馬市内会場で1回の計5回にわたり住民懇談会を開催いたしました。平成29年の長泥地域を除く避難指示解除以降、初めてとなる住民懇談会でありましたが、延べ100人ほどの参加をいただきました。これまで東日本大震災以降、懇談会は村の方針や新たな国からの情報を示し、それに対する意見を聞くという、説明会的意味合いが主でありましたが、今回の住民懇談会は、村民からの声を聴くことに重きを置いて実施したところであり。懇談会では道路の修繕や、害獣駆除対策、観光整備、農業基盤整備事業に対するご要望のほか、農林畜産業の今後の在り方について、農地集積をはじめ、農地の活用方法、担い手の育成など、参加者自身の思いをお話いただき、また地域の関わり方についてもご提言いただいているところであり。今後も、村民の声をお聴きする機会として開催してまいりたいと考えております。

次に、期間困難区域についてです。去る8月23日に内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長と飯舘村特定復興再生拠点区域における「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」いわゆる「準備宿泊」についての協議を行い、9月23日から避難指示解除の日まで、準備宿泊を実施することといたしました。また、長泥地区住民の皆様には、当日の

マスコミ報道のほか、「準備宿泊のしおり」などの郵送により、ご連絡をしたところでもあります。今後、長泥地区での準備宿泊に係る受付や個人積算線量計の貸与を進めるほか、引き続き、避難指示解除に向けた整備や協議を進め、その先にある「夢のあるふるさと長泥」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボン関連についてです。去る8月20日に蕨平地区において、地権者、関係行政區長はじめ、村、議会、その他関係者出席のもと、事業者であるいいたてバイオパートナーズ株式会社ほか関連企業による木質バイオマス施設等緊急整備事業に係る工事安全祈願祭が執り行われました。令和6年春の運転開始に向けて、事故、災害等なく工事が進むことはもとより、森林・里山の再生、村経済の活性化、福島全体の復興への貢献、脱炭素社会への貢献、未来志向型農業の創造に向けて、さらに一歩進んだものとなるよう、大きく期待するものであります。

次に、去る8月30日には八木沢地区において、地権者、地元行政區長はじめ、南相馬市長、磐城森林管理署長、村、議会議長、その他関係者出席のもと、株式会社野馬追サステナジー主催による野馬追の里風力発電事業に係る工事安全祈願祭が執り行われました。村では、本年3月14日のゼロカーボンビレッジいいたて宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等に取り組むこととしており、八木沢地区における風力発電事業についても、地元との協議が整ったことなどを踏まえ、8月23日に八木沢・芦原行政區長立会いのもと、村・事業者により協定を締結して実施に至ったものであります。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

初めに、参議院議員通常選挙についてです。7月10日投開票で、第26回参議院議員通常選挙が執行されました。村の投票率は、期日前投票と合わせ47.03%で、前回参院選の投票率46.92%に比べ0.11ポイント上回りました。

次に、8月5日に村交流センターにおいて第2回行政區長会を開催いたしました。会議では各課の主な事業等の説明を行い、各行政區から要望や質問を受けたところでもあります。

次に、村づくり推進課、企画定住関係です。

移住・定住関係の取組として、去る7月22日から役場本庁舎に隣接するまでいな家において、いいたて移住サポートセンターがオープンしました。このいいたて移住サポートセンターは、民間事業者のノウハウを生かし、さらなる移住・定住を推進するため、交流や移住を希望される方の最初の窓口として設置したものであり、福島再生加速化交付金を財源とした取組となっております。すでに、8月末までに37件の移住関連の相談がありましたが、今後、交流・移住・定住施策が、この「いいたて移住サポートセンター」を入口として、既に定住されている方や地域おこし協力隊とも連携した展開となるよう定期的な打合せを重ねているところでもあります。

次に、4月24日に村のファンを増やすことを目的に開催した「いいたてYOITOKO発見！ツアー」に続いて、8月20日から21日にかけて村での自分らしい暮らしのイメージを膨らませることを目的とした移住体験ツアー「飯舘村ミチシル旅」を実施しました。このツアーは3回に分けて実施することとしておりますが、第1弾となる今回は「好奇心を

刺激する子どももワクワクする暮らし」と題して、こども園や希望の里学園の見学のほか、ふかや風の子広場の自由散策や郷土料理の調理体験、天体観測、移住して企業された方との意見交換など、村のファンをはじめ、より多くの方に村での暮らしのイメージを膨らませてもらうためのツアーとしたところでもあります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の参加希望者8名のところ2名の参加にとどまりましたが、9月に第2弾、11月には第3弾のツアーを予定しており、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じながら、移住希望者の増加につながる取組を進めてまいります。

次に、交流関係の取組として、8月7日には道の駅でのいいたて夏祭りにあわせ、ふかや風の子広場でいいたて風の子マルシェを開催いたしました。「マルシェ」とはフランス語で「市場」を意味する言葉ですが、このいいたて風の子マルシェは、村生産者の心のこもった農産物の魅力をお客様に直接語り掛ける交流型のマルシェとして初めて実施したものであり、併せてNHKエデュケーショナルによる「みんなのきょうの料理」のインスタライブ「飯舘村deキャンプ飯」も開催されました。当日は、夏の青空の下、農家の皆さん自らが店頭立つことで、消費者との会話が弾んだほか、インスタライブではあぶくまもちや村内産黒毛和牛のお肉、イータテベイク、インゲン、トマトなど飯舘村産の農畜産物を使った絶品アウトドア料理を披露するなど、村の農産物の魅力と共に復興に向けた村民の姿を県内外に発信することが出来たと考えております。

次に、8月21日に村民の企画・発案によるイベントとして、ヴィレッジ・ヒューチャー・グループによるスーパーカーイベントが道の駅周辺で開催されました。これまでの村商工会主催による夏祭りなどを除けば、道の駅周辺での民間の企画・発案による大型のイベントとしては、昨年を引き続いて2回目となるものであり、当日は天気にも恵まれ、40台を超えるスーパーカーが並び、また多くの出店も立ち並び、大勢の村内外の家族連れや若者が参加し、賑わいを見せておりました。

次に、商工観光関係です。7月30日に、真野ダム周辺開発協議会との共催により、福島県の後援をいただきながら、3年ぶりとなる「はやま湖花火大会」が開催されました。当日は約600人の皆様にご来場いただき、全国的にも珍しい水中花火に来場された多くの皆様から「とても感動した」「夏休みのいい思い出になった」とのお声をいただいたところでもあります。

次に、県の事業再開・期間促進事業の交付金を受け、6月1日からいいたてプレミアム付商品券を販売しておりますが、8月末までに村民及び村内事業所に勤務している方に約1万2,000冊を購入していただき、残り5,000冊程度となっております。また、この交付金を活用したイベントとして、8月7日に道の駅までい館において、村商工会の主催で「いいたて夏まつり」を開催いたしました。飯舘村産の新鮮野菜のふるまいや多くのステージイベント、大じゃんけん大会などが行われ、多くのご来場の皆様に夏祭りを楽しんでいただいたところでもあります。

次に、今年3月の福島県沖地震により営業が出来ない状況となっておりました宿泊体験館きこりですが、入浴施設については7月20日より営業を再開し、利用者の皆様に喜んでいただいているところでもあります。なお、宿泊棟の修繕工事に向けて準備を進めていると

ころであり、10月1日から来年3月末まで全館休館とすることについて、広報お知らせ版9月20日号で周知する予定であります。宿泊体験館きこりの平成29年7月から本年8月末までの宿泊者数は8,110人、入浴施設は平成28年3月から本年8月末までに3万3,863人と、村民の憩いの場・交流の場として多くの方にご利用いただいている重要な施設でありますので、早期に再開できるよう努めてまいります。

次に、村民の森あいの沢についてですが、今年4月よりオートキャンプ場のモニター利用を開始し、8月末までに1,068人のご利用がありました。夏休み期間には多くの家族連れで賑わっており、利用者の中にはSNSで感想や魅力を発信されている方もおり、今後もきこり・あいの沢共に、村の観光・交流の拠点として、より利用しやすく愛着の湧く施設となるよう村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、飯舘村の道の駅までい館の状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから、8月末までのレジ客数は、までい館が56万5,977人、セブンイレブンが131万6,729人となっております。8月12日には、お客様に支えられて開館5周年を迎えられたことを感謝する「までい館5周年感謝祭」が開催されました。当日は、渋谷公園商店街振興組合公認キャラクターの「くもっくる」と「イイタネちゃん」の共演や、飯舘牛ブランド復活応援プロジェクト第3弾として、千葉県山武市で生産された「までい牛」を使用したハンバーグがレストランメニューとして提供されたところでもあります。今後も広く村の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ふかや風の子広場についてですが、本年4月から8月末までに3,547人のご来場をいただいております。ドックランのびのびについても、本年4月から8月末までに340件、425頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評をいただいております、村内外から多くのお客様に楽しんでいただいております。

次に、村内の移動販売についてです。「株式会社運喜（ファンズ）様」であります。により、平成29年度から村内で移動販売を行っていただいておりますが、先般、同社から8月末をもって移動販売事業を終了する旨通知があったところでもあります。このため、村内の高齢者等の生活に直接的影響が懸念されることから、移動販売を絶やささないよう他の企業にお声掛けをし、新たに「株式会社いちい」により、昨日9月12日から村内の移動販売を行っていただけることとなっております。また、「株式会社いちい」とは、移動販売の際に高齢者等に普段と違う様子が見られた時の連絡や、緊急時の救急・警察等への通報など、地域見守りの取り組みに関する協定を同日付で締結しております。今後も、お買い物環境の充実と併せて地域の安心につながる取組を進めてまいります。

次に、村製品のPRについてですが、9月3日、4日に、東京都で開催されたふくしまフェスタin恵比寿ガーデンプレイスに出展し、村の農産物を使用した加工品の販売を行いながら、県外の方に飯舘村の魅力のPRと情報発信を行ってまいりました。なつはぜや飯舘雪っ娘かぼちゃを使った商品の開発背景や生産者の思いなどを説明する中で、多くのお客様に飯舘村に興味・関心を寄せていただき、また、飯舘村を知る方からは、飯舘牛の復活を願う温かい応援の言葉などをいただいたところでもあります。

次に、住民課関係です。

初めに、令和4年度における税の課税状況であります。8月1日現在で村民税2,044件、固定資産税2,166件、軽自動車税3,606台、国民健康保険税79件、介護保険料61件となっております。

次に、3年に一度執り行います飯舘村戦没者追悼式を、8月23日に遺族会、英霊にこたえる会等の関係者ご臨席のもと、村交流センターふれ愛館で挙行し、戦争の悲惨さと平和の尊さ、平和を堅持する強い思いを、次の世代にしっかりと継承して、真の平和の実現に努め、さらにこの飯舘村を未来を担う次世代の若者や子供たちに「光り輝く希望に満ちたふるさと」として引き継いでいくべく全力を尽くすことをお誓い申し上げました。

次に、村民の帰還状況です。9月1日現在の村への帰還者は641世帯、1,238人で帰還率は約25.3%となっております。これに、震災後の転入者215人といたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は789世帯で1,507人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に165人、県内は、福島市に2,130人、南相馬市に296人、伊達市に264人、川俣町に247人、相馬市に128人など、合わせて3,227人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

令和4年度の集団健診を、7月14日から21日までの6日間、16歳以上の全村民を対象に、いちばん館を会場に実施いたしました。集団健診受診者は、今年度においてもコロナ禍での実施であったため、感染防止対策を徹底して行いましたが、昨年度より15名増の956人でありました。集団健診の未受診者については、福島市内では9月末まで、相双・伊達方部では12月まで医療機関での受診が可能となっております。検診の結果、指導が必要な方には家庭訪問や電話で健康づくりのための保健指導を実施し、未受検の方には個別に受診勧奨の案内を送付するなど、今後とも受診率向上を図るとともに村民の健康管理に努めてまいります。

次に、100歳賀寿についてです。8月25日に前田八和木行政区の今野義實さんが満100歳を迎えられました。コロナ禍の状況で福島県知事賀寿贈呈式は行われませんでした。村からは褒状とお祝い金を贈るとともに、県からの褒状等を代理で贈らせていただきました。また、村社会福祉協議会、村老人クラブ連合会から褒状がそれぞれ贈られたところであります。村での100歳到達者はこれまで41人で、今年度は3人目となっております。さらなるご壮健、ご長寿をお祈りするものであります。

次に、令和4年度飯舘村敬老会についてです。9月11日の開催に向け準備を進めてまいりましたが、全国的に新型コロナウイルス感染が拡大し、福島県が「福島県感染拡大警報強化版」(BA.5対策強化宣言)の8月31日までとされていた期間を9月19日の敬老の日終了まで延長することを決定したことに伴い、敬老会の中止を決定したところであります。楽しみにされていた敬老者も多くいらっしゃったとは思いますが、対策にある「子どもと高齢者の感染対策」に基づくもので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しております、サポートセンターつながっぺであります。利用登録者は110人となっております。新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら通常の半分にあたる10人程度で実施してきたところであります。

さらに、高齢者の通いの場の一つとして、村内7地区で地域サロンが運営されており、交流の場が提供されているところですが、6月10日に新たに佐須サロンが立ち上がり、村内の地域サロンが8地区となりました。8つのサロンを合わせた会員数も213人となり、感染状況に応じて休止や時間短縮をするなど、十分な新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、身近な地区集会所での交流などを実施いただいていたところでもあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による県の「福島県感染拡大警報強化版」発出に伴い、サポートセンター及び各地区のサロン開催の自粛を現在要請しているところでもあります。

次に、本年1月から村に移住した本田徹医師がいたてクリニックにおける外来診療及び訪問診療を実施しております。このうち訪問診療については、8月の月間診療が55件となるなど、外来及び訪問診療が着実に増えてきている状況であります。また、毎週水曜日に村担当課と定期的に打合せを行い、情報共有を図るとともに村民の安全・安心のための取組を進めているところでもあります。

次に、福島県立医科大学との包括連携協定についてです。本年2月に締結しました県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいたてホームでの実習に加え、去る7月1日、7月8日にいちばん館において学生と地域の高齢者との交流を通じたレクリエーション実習が行われました。今後、学生が村を訪れることによる賑わいの創出や村民との交流の輪が広がることを期待しているところでもあります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、今年の水稲の状況です。今年の主食用米、飼料用米、ホール・クロップ・サイレージ用稲の作付面積は、昨年度の14地区・約176ヘクタールから、14地区・約204ヘクタールまで拡大しております。また、今年の前作柄につきましては、梅雨明け後、雨が続いた時期もありましたが、7月末から続く晴天により、生育状況は平年並みを見込んでいるところでもあります。

次に、農業者との懇談会についてです。去る7月11日に畜産農家及び牧草などの粗飼料生産経営体を対象に、村主催による懇談会を開催いたしました。懇談会へは農業委員会をはじめ、福島県相双農林事務所、JAふくしま未来から出席をいただきながら、参加されたお一人お一人から現状や課題、村への要望等について直接お話をお伺いし、意見交換や支援制度などの情報提供を行いました。なお、ここで伺った内容を踏まえて今議会に飼料高騰・燃料高騰対策関係の予算を計上しております。今後も農業者の声をお聴きし、農畜産業の振興、さらには村農政の振興に生かしてまいりたいと考えております。

次に、農地の保全管理についてです。福島県営農再開支援事業による担い手への農地集積に向けた準備、10アール当たり1万2,000円の事業を昨年度に引き続き実施しております。村民への制度周知等に努め、農地の保全管理を図ってまいります。

次に、鳥獣被害対策関係です。今年も村内で農業に携わる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気柵やサル対策用フェンスの導入・貸与を進めております。また、4月に鳥獣被害対策実施隊を設立し、7月までにイノシシ53頭、サル35頭などを駆除したと

ころであります。さらに、昨年度サル対策プロジェクトチームを設置し、サル捕獲用の大型の箱罠を購入したところ、令和2年度までは平均して14頭の捕獲にとどまっていたところ、令和3年度は73頭と大幅に捕獲実績が増えたことから、今年度さらに1基を追加で導入し、現在、捕獲隊と協議しながら設置場所の選定、活用を図っているところであります。

次に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積についてです。村では、令和3年度までに上飯樋行政区ほか7つの地区において約350.6ヘクタールの農地を集積し契約を締結しました。今年度は関沢地区と小宮地区において農地集積を進めており、契約がまとまれば2地区で約70ヘクタールが新たに集積となる見込みであります。

次に、林業関係についてです。平成30年度より村では本格的な森林施業の再開に向けて、ふくしま森林再生事業に取り組み、年度別計画の策定並びに森林施業を進めておりますが、今年度は二枚橋地区において57.64ヘクタールの森林整備事業を発注しております。現在、現地において間伐等の森林施業が行われており、村内の森林整備がさらに進む予定であります。

次に、建設課関係です。

初めに、建設管理係であります。3月16日に発生した震度6弱の福島県沖地震による花塚浄水場の復旧については、建屋本体工事が順調に進み、現在の建屋の解体工事を進め、10月に完了する予定であります。農業集落排水管路災害復旧事業については、飯樋地区と草野第1地区と合わせて、草野第2地区についても7月に完了し、予定しておりました集落排水の管路の復旧工事が全て完了しております。

次に、土木係であります。村道の草刈りについては、行政区が主体となって行う住民参加型環境保全事業により14行政区において実施しております。8月までに1回目の草刈りが完了し、今後2回目の草刈りを実施する予定となっております。また、その他の路線は、村内業者への委託により実施を進めております。このほか、国道・県道については、道路愛護交付金により地元で対応可能な12行政区で約82.2キロメートルを実施しております。

次に、生活環境整備事業による村道機能回復工事ですが、現在、30路線、約10.7キロメートルの工事を発注しており、12月末の工事完了を見込んでいるところであります。また、併せて村管理の普通河川、17河川においても除草作業を進めており、9月末に完了する予定であります。

次に、農業基盤再生係です。農業基盤整備促進事業につきましては、14の行政区において工事を進めております。今後、大倉行政区と飯樋町行政区の工事を発注し、早期完了を目指してまいります。また、ため池の放射線拡散防止対策工事については、今年度8か所のため池が完了する予定であります。このほか、農道、林道の舗装工事においては、現在2路線の工事を進めており、年度内の完了を見込んでおります。

次に、教育委員会関係です。まず、学校及びこども園の状況に関してですが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することにより、一学期中の教育・保育活動については、ほぼ例年通りの活動が行われてきており、親子遠足や修学旅行、いせひでこ先生の絵を描くワークショップ、8年生の職場体験、いいたて学としてしみじみマスタープロジェクトと

題した全学年による取組においても、地域の方々にご協力をいただきながら取り組むことが出来ております。7月には4年生、5年生、6年生を対象としたわくわくどきどき合宿通学を飯舘村地域防災センターを拠点に9日間実施し、久しぶりに子供たちの声が地域に響き渡っております。また、夏休み明けの二学期からの活動についても、順調にスタートしているところであります。夏休み中の動きであります。例年行っている、村教職員を対象とした研修会を8月1日に実施しております。今年度は、宮城教育大学、教職大学院、田端先生及び絵本専門士お二人によるご講演いただくなど、対面での研修を実施してきたところであります。また、8月2日には今年度から村の学校・こども園に赴任された教職員を対象に、村内めぐり研修会を開催しております。子供たちにいいたて学を学ばせる者として、村の文化や伝統、復興再生の状況を現場で体感していただいたところであります。

次に、PTA主催によるいいたてっ子夏祭りですが、直前まで準備が進められていたものの、新型コロナウイルス感染症の第7波の感染者増加傾向により考慮した結果、不特定の方が集まることなど、参加者の不安感が懸念されるとし、今年度は9月18日に延期をして実施する予定となっております。

次に、学習環境であります。令和2年度より導入しているタブレットの活用が進んでおります。今年度は協働的な学習以外にも個別最適な学びも充実させるように、タブレット端末のドリル学習アプリを入れ替えたところであります。AIによる分析で児童生徒の苦手分野を把握し、個々の習熟に応じた問題を出題するようなアプリケーションを導入しており、今後の学力向上を期待しているところであります。また、これまで使用してきた電子黒板が老朽化してきたために昨年度に買換えをし、全ての普通教室と特別教室に導入しました。GIGAスクール構想のために揃えた児童生徒用タブレット端末と相性のよい機器を選定したため、授業の中で模範的な回答を大きなモニターに映して話し合いをしたり、全員の意見を映して共有したりと、有効に活用しております。今般の新型コロナウイルス感染症による影響で7月初旬に7年生、8年生を学年閉鎖としましたが、その間もタブレット端末を活用し、毎日の健康観察とオンライン授業を実施したところであります。オンライン授業では、学年閉鎖期間中に毎日3時間程度、ZOOMシステムを利用して、主要5教科を中心に教師が教室から双方向の授業を配信しており、授業での活用形態が広がってきているところあります。

次に、生涯学習課関係です。

まず、新型コロナウイルスに対する施設の利用及び事業の実施にあたっての留意点ですが、いわゆる3密状態にならないよう定員の半分以下での利用や部屋の換気を十分行うとともに、マスクの着用や手洗い、検温、手指消毒、施設使用後の消毒、宿泊を伴う事業については1週間前からの検温と健康チェックや抗原検査を行うなど、感染防止対策にご理解とご協力をいただきながら施設利用と事業実施を行っております。

次に、事業の実施状況ですが、6月から村民の交流の場としてわくわく農業体験塾を実施しており、12人が参加しております。今後は、収穫した野菜を使った料理教室なども予定しております。青少年教育関係では、希望の里学園の5年生、6年生を対象に、8月6

日から9日まで3泊4日の日程で、北海道栗山町や札幌市などで、いきいきわくわく学びの旅事業を実施したところであります。研修先では、飯舘村出身で、現在栗山町で畜産を再開している方から、震災や復興の話を聞いたり、栗山町の子供たちとの交流や北海道博物館などで開拓の歴史を学んできたところであります。14名が参加しております。

次に、希望の里学園7年生から9年生を対象に、8月3日から10日までの6泊8日の日程で、オーストラリアでの語学研修WAKUWAKU Eツアーを実施しております。研修では、現地の学校で授業を受けたり、生徒たちと交流したほか、ホームステイも3泊4日経験し、実践的英語体感と多文化体験をしてみられました。5名が参加しております。文化関係では、8月18日にはボタニカル・ジェル・ランタン作り教室を、9月1日には多肉植物寄せ植え教室を実施し、合わせて22名が参加しております。スポーツ関係では、6月19日に実施したテニス教室には24名が、7月16日の村民グラウンドゴルフ交流会には41名が参加されました。また、7月17日から8月7日までの4日間に、いいたて希望の里学園でプール開放を行い、4日間で35名が参加しております。7月24日には第1回飯舘村長杯パークゴルフ大会が村パークゴルフ協会との共催で開催され、50名が参加しております。このほか、7月30日には全国的に駅伝レースのないこの時期に、村の夜間の涼しい気候を生かした第1回いいたてナイター駅伝大会をスポーツ公園で開催いたしました。村内外から参加された38チーム、約400名の参加者に意欲的な交流型のスポーツイベントとしてご好評をいただいたところであります。

以上が、村政の主な動きです。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第70号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）です。既定予算総額に3億677万5,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を124億5,974万4,000円といたしました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に3,668万8,000円、民生費の社会福祉費に986万円、衛生費の保健衛生費に1,722万8,000円、農林水産業費の農業費に1億8,282万1,000円、農林水産業費の林業費に2,659万8,000円、商工費の商工費に1,254万5,000円などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国・県補助金、基金繰入金、繰越金を充てております。

議案第71号は、令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。既定予算総額に587万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億9,546万1,000円としました。

議案第72号は、令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に262万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を5,623万3,000円としました。

議案第73号は、令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に4,399万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億9,161万7,000円としました。

議案第74号から議案第79号までは、令和3年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出

決算認定についてです。一般会計の決算額は、歳入総額166億7,290万7,000円、歳出総額157億9,178万1,000円で、歳入歳出差引8億8,112万6,000円の黒字決算となりました。そのうち繰越明許費の財源とすべき8億403万7,000円を差し引いた実質収支は7,708万9,000円です。その中から財源調整基金に5,000万円を積み立てております。

議案第80号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、国家公務員にかかる育児休業の改正に伴い、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件についても、同法の趣旨に従い改正されることが求められていることから、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時43分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時23分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤一郎君） 日程第4、決算審査特別委員会設置及び付託の件を議題といたします。お諮りします。

議案第74号令和3年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号令和3年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号令和3年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第79号までの6議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（佐藤一郎君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤真弘君、2番 横山秀人君、4番 飯畑

秀夫君、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長(佐藤一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時27分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月13日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

令和4年9月15日

令和4年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

| 令和4年第7回飯館村議会定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------|----------|--------------------------|---------|----|
| 招集年月日 | 令和4年9月15日（木曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯館村役場 議会議場 | | | | | |
| 開閉会の日 時及び宣告 | 開議 | 令和4年9月15日 午前10時00分 | | | | |
| | 閉議 | 令和4年9月15日 午後 3時59分 | | | | |
| 忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 佐藤 眞 弘 | ○ | 2 | 横 山 秀 人 | ○ |
| | 3 | 花 井 茂 | ○ | 4 | 飯 畑 秀 夫 | ○ |
| | 5 | 佐藤 健 太 | ○ | 6 | 菅 野 新 一 | ○ |
| | 7 | 渡 邊 計 | ○ | 8 | 佐藤 八 郎 | ○ |
| | 9 | 高 橋 孝 雄 | ○ | 10 | 佐藤 一 郎 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 2番 横 山 秀 人 | | 3番 花 井 茂 | | | |
| 職務出席者 | 事務局長 細 川 亨 | | 書記 伊藤博樹 | | 書記 高橋萌育 | |
| 地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
| | 村 長 | 杉 岡 誠 | ○ | 副 村 長 | 高 橋 祐 一 | ○ |
| | 総 務 課 長 | 村 山 宏 行 | ○ | 村 づ く り 推 進 課 長 | 佐 藤 正 幸 | ○ |
| | 住 民 課 長 | 山 田 敬 行 | ○ | 健 康 福 祉 課 長 | 石 井 秀 徳 | ○ |
| | 産 業 振 興 課 長 | 三 瓶 真 | ○ | 建 設 課 長 | 高 橋 栄 二 | ○ |
| | 教 育 長 | 遠 藤 哲 | ○ | 教 育 課 長 | 高 橋 政 彦 | ○ |
| | 生 涯 学 習 課 長 | 藤 井 一 彦 | ○ | 農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長 | 三 瓶 真 | ○ |
| | 農 業 委 員 会 長 | 菅 野 啓 一 | ○ | 選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記 長 | 村 山 宏 行 | ○ |
| | 選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長 | 伊 東 利 | △ | 代 表 監 査 委 員 | 高 野 孝 一 | ○ |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和4年9月15日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

9月13日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に高橋孝雄委員、副委員長に佐藤健太委員を選任した旨、議長に報告がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 横山秀人君、3番 花井 茂君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番 横山秀人君。

2番（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。議員番号2番 横山秀人、ただいまより9月定例会の一般質問を行います。

まず初めに、この一般質問に関してとてもうれしいことがあったので、ちょっとご紹介したいと思います。ある職員と、一般質問のこの意味はどういう意味かなということ打合せをしておりました。そうしたところ、もちろん段々議論になってくるわけですが、ある職員からこれからの議論は議場でしましょうということ提案がありました。私4回一般質問をやっておりますが、そのような形で議場でと言われたのは、今回初めてあります。本当に積極的な姿勢で、本当にうれしく思っております。これはやはり議論の見える化、今日も傍聴席に村民の方がいらっしゃいます。また、インターネット中継、そして録画配信、そして会議録閲覧、そして議会だよりと、その中に今日の議論が全て載るということですので、多くの村民に届くということになります。本当にこれは一職員ではなくて、多分杉岡村長から各職員のほうにその旨を指示があったのかなと思っております。本当に、村長ありがとうございます。

そういう意味で、もう一人の方から、今回〇〇課の質問ありますかということ聞かれたものもあります。けれど、そのときないですという回答をしました。そうしたところ、ちょっと表情が変わりました。それは多分がっかりしたのではないかと、どうして今回一般質問がないのかと、多分村民の声はたくさんあるはずだと、そういう表情だったんでしょね。どうしても1時間半という時間がありますので、今回は出せなかった。けれども、

もちろん村民の声はありますので、次回、次回ということで一般質問を出してまいりますので、どうぞ議論のほうをよろしくお願いします。

では、今日は6項目について一般質問を行います。

まず、1番目、住民懇談会についてであります。

令和4年3月の定例会において、一般質問上、住民懇談会ぜひ開いてくださいということで、村長のほうから開きますというすぐ回答がございました。そして、今回9月上旬に実施されたということで、この素早い対応のほう本当にありがとうございます。

その住民懇談会についてであります。避難指示解除以降初めて、飯舘村主催の住民懇談会が行われたことではありますが、各回の参加人数とその年代。

2点目として、主な村民の声と村の対応。

3点目として、今後の住民懇談会の予定を質問いたします。

続きまして、2項目め、原子力被災自治体における住民意向調査についてであります。

1点目、飯舘村は平成28年度を最後に、原子力被災自治体における住民意向調査を行っていません。ほかの市町村では、なお継続して行っております。どうして飯舘村が行わないのか、その理由を伺います。

2点目、復興庁・福島県・飯舘村の連名の調査ですが、調査費用は国が負担する、調査項目は市町村独自の項目を追加・修正できると復興庁担当者に確認しております。現在も、村人口の70%を超える村民が避難を継続しております。飯舘村民の現状の把握と、今後の施策の実施に向けた取組を検討するために、住民意向調査の実施について伺います。

3項目め、飯舘村の復興・再生に向けた国への要望書等についてであります。

1点目、国への要望書等については、飯舘村ホームページで広報しておりますが、ホームページをご覧になれない村民が多いと思います。

飯舘村民を代表して飯舘村長名で行う国への要望活動並びにその要望内容については、広く村民にお知らせすべきと思います。今後の広報手段について伺います。

2点目、国への要望内容決定までの策定手順を伺います。

4項目め、結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策について。

1点目、毎年、福島県が行っている「市町村独自の次世代育成支援対策事業調査」の結果を調べると、各市町村独自に結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策が行われていることが分かります。

飯舘村の結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策について、ほかの市町村と比較して、この点が優れているよという支援と、今後新たに村に必要と思う支援を伺います。

2点目、飯舘村に帰村した村民と避難を継続している村民、また、飯舘村内の学校に通う子供と飯舘村外の学校に通う子供で、支援対象や支援内容が異なる事業があるのか伺います。

続いて、5項目め、日本で最も美しい村連合加盟を生かした事業について。

1点目、日本で最も美しい村連合に加盟していることによるメリットを生かし、より多くの方が飯舘村を訪れる事業並びに推進体制について伺います。

1、景観を生かしたランニングコース及びサイクリングコースの設定と大会開催につい

て。

2、旧小学校グラウンドや村民グラウンド等を生かした新たな景観地づくりについて。

3、写真・動画コンクール開催等による飯舘村のPRについて。

4、継続的に飯舘村を訪れるきっかけの一つとして、村内飲食店やきこり、村内施設利用等の割引券のプレゼントなど、観光と商業の相乗効果を目指す事業について。

5、飯舘村第6次総合振興計画の重点事業の一つである観光・交流事業検討チームの設置について伺います。

最後、6項目め、公共施設の有効活用及び備品等の管理について。

1点目、6月定例会において一般質問しました「交流センターふれ愛館の土日祝日及び夜間の開閉方法について」、これは借りの方が自分で機械警備セコムを外さなければいけない。また、1人で開けた場合に入場者等が目につかない。あそこには高額な備品等、彫刻等がありますので、それが心配だということで質問した内容であります。そのときの回答が、社会教育委員会の検討をしますとありましたので、今回質問として社会教育委員会の検討結果及び利用者へのアンケート結果とその対応について伺います。

2点目、飯舘村地域防災センター、民家園ふるさとなど、多くの税金、費用をかけたんですけれども、なかなか利用が見えないところがあります。その公共施設の有効活用について伺います。

3点目、いいたてスポーツ公園及び交流センター等、職員・管理人が不在のまま貸出する施設の備品等の管理方法について伺います。

以上、6点質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問の1点目、避難指示解除以降初めて開催された、飯舘村主催の住民懇談会についてお答えいたします。

村では、毎年度、定期的に行政区長会、行政区ヒアリングを行い、地区ごとに取りまとめていただいた、村民の要望・課題をお聞きする機会を設けて、施策・事業への反映を図ってきているほか、行政区の総会に管理職、コミュニティー担当者が分担してお伺いし、新年度に向けての村からのお知らせなどの説明をしているところであります。

また、平成29年3月末の長泥地区を除く19地区の避難指示解除以降の住民懇談会については、平成29年4月12日から20日までの間、国の各部署担当者が同席する形で、4回の方部別（伊達方部、相馬・南相場方部、福島市飯野方部、福島方部）住民懇談会を実施しております。

なおその後は、おただしのおり、村主催での住民懇談会という形式での集まりは開催していないこと、またこれまでは村からの説明事項に対しての意見聴取といった色合いが強かったことから、今回、9月3日から9月10日まで、3方部、福島市、村内、南相馬市で計5回の村民の皆様の声をお聴くための住民懇談会を開催したところであります。

1点目の各回の参加人数及び年代についてであります。

今回の住民懇談会は、9月3日土曜日の午前と午後、9月4日日曜日の午前と午後、9月10日土曜日の午前の計3回に分けて開催いたしました。

参加人数につきましては、9月3日土曜日の午前の部で9人、午後の部では30人、9月

4日曜日午前の部で18人、午後の部では26人、そして9月10日土曜日は12人であり、参加延べ人数は約100人でありました。

ご参加いただいた方々の年代の多くは50代から70代の方でありましたが、30代から40代の方の参加もあり、貴重なご意見をいただくことができましたことについて厚く御礼を申し上げます。

2点目の村民の皆様からのご意見、ご要望、ご提案等についてであります。農業基盤整備促進事業の進捗状況や整備状況に対するご指摘、村外農業者への支援策の要望、害獣駆除対策へのご意見など、農政関連のご要望を初め、道路の修繕や支障木の相談、健康相談、観光整備や防災の在り方など、多種多様のご意見、ご提案をいただいたところであります。

特に、村が再生・発展していく上での重点課題の一つである、農林畜産業の今後の在り方については、「産業をつくっていくことが重要である」「高齢化とともに、後継者不足であり、次の世代につなげていく農業形態を確立することが必要である」「農地の管理、担い手不足を懸念している」「農地を集約しても、担い手の確保、農機具の確保、管理が必要である」など、農地集積をはじめ、農地活用、担い手の育成などについて、参加者自身が「ふるさとの担い手」として、いかに関わっていくことができるかという思いや、地域ぐるみで展開する営農の重要性などのご意見をいただいたところであります。

さらには、「わくわくできる生活を送れるように、自分なりにわくわくを探したいし、そんな政策を進めてほしい」など、飯舘村での暮らしがよりよいものになってほしいといった、期待を込めたご意見等もいただき、大変意義深い懇談会であったと認識しているところであります。

3点目の今後の住民懇談会の予定であります。まずは今回の懇談会でいただいたご意見をしっかり受け止めさせていただき、今後の政策、各種事業に反映すべきところは反映してまいりたいと考えておりますし、その上で、今後の住民懇談会の開催につきましては、必要な時期を含め検討してまいります。

他のご質問については、担当よりご回答申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 2番 横山秀人議員の質問の2-1、平成28年度を最後に、住民意向調査を行っていない理由及び2-2、今後の住民意向調査の実施については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の平成29年度以降、住民調査を行っていない理由についてであります。

平成28年度までに行われてきました住民意向調査は、「福島県の原子力災害による避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集」を目的として、主に帰村意向の確認を主眼としたものであります。

本調査の実施回数などは、平成25年から平成28年までの計4回実施されております。調査の回収率は、それぞれ1回目が48.2%、2回目が47.5%、3回目が45.2%、4回目が44.7%となっております。

当時の調査結果のうち、主たる目的である帰村に対する意向の回答の割合は、過去4回ともに大きな変化はないと確認しているところであります。

また、平成29年3月末には、長泥行政区を除く19行政区の避難指示が解除されたことから、住民意向調査については、住民の皆様に対して、「帰るのか」「帰らないのか」といった意思表示を迫るといった誤解を与える恐れがあるため、平成29年度以降は調査をしていなかったというものであります。

次に、2点目の今後の住民意向調査の実施についてであります。

村としましては、住民意向調査などアンケート形式で実施するものは、より具体的な事業への意見など伺うものが適していると認識しております。

例えば、本村を含む9町村で構成する「ふくしま田園中枢都市圏」における公共施設の共同利用サービスなどに関しては、直接的な利用者であり、住民サービスを受ける側の視点として、意向調査をすることはあり得るものと考えております。

一方で、村を活性化させるためのご意見やご要望を伺う方法については、先般開催いたしました住民懇談会や、行政区ヒアリングなど対面での直接的なやり取りが適しているものと認識しているものです。

いずれにせよ住民の皆様のご意見を伺う機会、チャンスは多様であることが重要であり、過去に実施した住民意向調査等のアンケート形式にこだわらず、直接伺うことができる懇談会や行政区ヒアリングなども踏まえ、その方法について引き続き検討してまいります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問3項目めの飯舘村の復興・再生に向けた国への要望書等についての3-1、今後の広報手段について及び3-2、要望内容決定までの策定手順について、関連がありますので一括してお答えをいたします。

まず、1点目の広報手段についてであります。議員おただしのとおり、国に提出した要望書の内容につきましては、その都度村のホームページを中心に周知してきたところであります。

一方、村の広報物と同封することにより周知すべきとのことでありますが、現在広報物として村民の皆様へ送付しているお知らせは、住民福祉の向上の観点から、多くの情報の中から、村民が生活する上で必要な優先すべき情報を選別して送付しているところであり、広報物が多過ぎますと、生活に密着する必要な情報を選択できなかつたり、また、見過ごしてしまつたりなど、村民の皆様が生活する上で混乱を招く原因にもなりかねないと思つているところであります。

なお、村がこれまで提出してきました要望書は、要望事項の要点を簡潔にまとめた様式となっているため、必要に応じて、いつ、どなたに手渡したのか、また要望の趣旨などを広報いいたてで周知するなど、村ホームページ以外でも、村民への周知の方法を工夫してきているところであります。

このことから、要望書につきましては、これまで同様まずは村ホームページに掲載することでの公表を継続しつつ、お問合せについては個別に丁寧に対応してまいりたいと思つているところであります。

次に、2点目の要望の策定手順であります。国への要望書につきましては、議会や行政区ヒアリング、行政区長会などで賜った内容及び福島県町村会や相馬地方市町村会より発出されている要望内容等を踏まえ、さらに庁内での検討・精査を経て、要望書として取

りまとめているところであります。

引き続き、村の再生と発展、住民福祉の向上に資する要望に努めてまいりたいと思っ
ているところであります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の4、結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策に
ついての1点目、他市町村と比較して優れている支援と、今後新たに必要と思う支援につ
いてお答えいたします。

福島県が行っています「次世代育成支援対策事業調査」ですが、県内のそれぞれの自治
体が、結婚・妊娠・出産・子育て支援について、独自の取組がホームページ上で一覧で分
かるように整理されておるようであります。

それぞれの自治体が人口規模や財政規模に応じた取組を行っている中で、優れている支
援と今後の必要と思う支援についてのおただしであります。村では、お生まれになった
お子さんに「ブックスタート」といたしまして、絵本を2冊お渡ししております。また、
「ウッドスタート」といたしまして、木のおもちゃも併せてお渡しをさせていただいてお
り、「ウッドスタート」については村独自の事業として実施しております。木のおもち
ちゃで遊んでいただくことにより、木を大切にする心を育み、木への環境や文化を学んでい
ただくことを目的として実施しているところであります。

また、幼児期・学齢期のお子さんについては、村の認定こども園の保育料、給食費等の
免除。また、いいたて希望の里学園や学童保育につきましても、学用品や給食費等の免除
を実施しているところであります。

また、今年度より実施を再開しました「わくわくどきどき合宿通学」や、「いきいきわ
くわく学びの旅」「希望の里 WAKUWAKU Eツアー」を通じて、子供たちの多様
な学びを育む事業を実施するなど、村だからこそできる事業を数多く展開しております。

今後も買物や医療、交通等の生活環境や子育て環境の充実に向けて取り組むとともに、
必要な支援等を検討してまいります。

私からは以上です。

教育課長（高橋政彦君） 2番 横山秀人議員のご質問、4-2、帰村した村民と避難を継続
している村民、また、飯舘村内の学校に通う子供と飯舘村外の学校に通う子供で、支援対
象や支援内容が異なるかについて、お答えをいたします。

東日本大震災とその後の原子力発電事故により全村避難を強いられた平成23年度当初か
ら、本村の子供たちを含め、被災による生活困窮世帯の全ての子供たちを対象に、国の被
災児童生徒就学支援等事業により、小中学生については学用品費、通学費、修学旅行費、
給食費などの経費を、また、幼稚園児については保育料・入園料を国庫により支援してき
たところであり、村外に避難されたお子さんについても、避難先の学校等を管轄するそれ
ぞれの自治体により、本事業での支援が行われてきたところであります。

現在は、避難者それぞれが自らの生活環境を整え、自立的な生活に取り組んでこられた
ことや、国が新たに幼児教育無償化制度を創設したことなどにより、避難中とは異なった
状況にあるところです。

そういった中で、村のこども園、学校については、帰村しての新たな生活や避難先から

の通学、限られた時間の中での就園就学活動など、震災前にはなかった環境にあることを踏まえた上で、本村での教育を求めている世帯とお子様を考慮し、村単独あるいは国の補助金を財源としながら、かかる経費を基本無料としておりますが、一部経費であるこども園及び学童保育のおやつ代、PTA会費、児童生徒の2着目以降の運動着、シャツ類については全額を、制服については半額を保護者にご負担いただいているところであります。

また、村内から村外への高等学校等へ通学するに当たり、公共交通機関が乏しいことから、「高等学校等通学費貸付事業」を実施しているところでもあります。

なお、奨学金制度など、ふるさと飯舘村の宝であり希望である子供たちが大きく羽ばたけるように、村の学校に通っていることを条件としない支援制度も引き続き実施しているほか、成人式についてもお住まいの場所によらず、ご案内をしてきているところであります。

私からは以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、横山議員の5番目のご質問、日本で最も美しい村連合加盟を生かした事業についての1番目、景観を生かしたランニングコース及びサイクリングコースの設定と大会開催に関するご質問にお答えいたします。

まず、ランニングコースにつきましては、村には平成22年に日本陸上競技連盟から認定を受けた「あぶくま高原いいたてマラソンコース」がございました。

コース公認の有効期間は5年間で、本来であれば平成27年の7月までにその再認定を受ける予定でありましたが、東日本大震災と原子力発電所事故を起因とする全村避難中でありましたので、公認を更新することはできておりません。

なお、日本陸上競技連盟の再認定を受けるには、決められた方法でコースの距離を再計測する必要がありますが、現在、村道や県道の舗装工事等を行っているところでありますので、今後の整備状況を踏まえて検討してまいります。

また、今年7月30に「いいたてナイター駅伝大会」を開催いたしました。

この駅伝は、参加者や村民同士の交流を通じて、地域の活性化を図ること及びスポーツに親しむきっかけをつくることを目的に、村の夜間の涼しさを生かして、夕方から夜間にかけて開催をしております。

コースはスポーツ公園の陸上競技場を発着地とし、野球場外周を経由する1周1キロメートルの周回コースで、小学生5キロメートル、中学生10キロメートル、一般15キロメートルを5人のランナーでたすきをつなぎ、順位を競いました。

運営には、いいたてスポーツクラブやいいたて健走会、イイタテ・ラン・クラブ等多くの村民の皆様にご協力をいただいたところであります。

この駅伝大会には、村内外から38チームにご参加をいただきました。

参加者からは、夏でも涼しく、自然豊かな競技場で走ることができてよかった、来年も実施してほしいなど、好評を得たところでございます。

次にサイクリングコースですが、現在、国と県が所管する「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」の中で、サイクリングコースの設置や大会の

開催について広域で検討されております。

村といたしましても、国県及び関係市町村と連携しながら、コースの設置や大会開催に向けて協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 5-2、旧小学校グラウンドや村民グラウンド等を活用した新たな景観地づくりについてのご質問にお答えいたします。

旧飯樋小学校につきましては、地域防災センターとしての改修がされたところであります。そのグラウンドにつきましては、今年7月にいいたて希望の里学園の合宿通学事業で運動等、課外活動の場として利用していただいたほか、11月には老人クラブ及び日赤奉仕団が防災学習の場とするとともに、グラウンドゴルフで交流を図る予定となっております。

村では、このような活動を継続して行っていただけるように、今年度の除草等についてシルバー人材センターへの依頼を行いまして、登録いただいている村民の方々によって除草を担っていただいているところでございます。

また、各小学校のグラウンドや村民グラウンドは災害等の有事の際に避難場所となっていることや、緊急時のドクターヘリの離着陸場所としても設定されているとともに、村民グラウンドにつきましては、企業誘致の候補地として整備してきておりますので、それぞれの用途等もあり、景観地づくりとしては現在のところ利用の考えはございません。

以上でございます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問5-3点目、写真・動画コンクール開催等による飯館村のPRについてお答えをいたします。

現在、村が提供している「いいたねちゃんアプリ」では、アプリを利用されている方を中心に、写真を共有する掲示板が活用されております。

これは、住民の皆様の日常の風景やイベントでの出来事の様子をご掲載いただき、村の一場面をアプリを閲覧される皆様と共有することにより、村の魅力の再発見などに貢献するものであります。

また、7月に開所しました移住サポートセンターにおいては、村に移住者を呼び込むための一つの手法として、村の様子や魅力をより知っていただき、村民の思いも共感していただくため、各種SNSで村の写真や動画等、情報を発信してきているところであります。

議員おただしの写真・動画コンクール開催等による飯館村のPRにつきましては、他の自治体や観光協会等でも実施していることは承知しておりますので、引き続き新たな産品づくりやなりわいづくり、村民、移住者の活動の発信など、村の魅力を高める取組を進めるとともに、村に関する方々が個々にSNSなどで発信しているものにも注視しつつ、村ならではのPRにつながる手法を検討してまいりたいと考えております。

今後も日本で最も美しい村連合に加盟しているメリットを生かしたPRにつきましては、イベント等に積極的に参加するなど、引き続き村の情報、魅力発信に努めてまいりたいと思います。

続きまして、ご質問の5-4と5-5につきましては関連がございますので、一括して

お答えをいたします。

まず、1点目の飯舘村を訪れるきっかけづくり、観光と商業の相乗効果についてであります。

村では現在、村の魅力の掘り起こしを進めている段階にあります。「いいたてYOITOKO発見ツアー」や「移住体験ツアー」など、様々な事業を通じて村の魅力を発信し、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでいるところであります。

また、これら関係人口や交流人口の増加を図るためには、近隣の市町村や観光施設との連携を図ることも重要と考えており、福島県主催の「コードF」事業やふくしま田園中枢都市圏構成市町村で行う「ふくしま圏域スタンプラリー」などにも積極的に参加し、交流人口の増加に取り組んでいるところであります。

なお、割引券のプレゼントなどにつきましては、ターゲットに合わせた内容の検討や、使いやすい形での発行、また割引券の情報を周知する方法など、村民以外の方をも巻き込む上での効果的な取組の知見にたけていないため、現時点では考えておりませんが、今後、他の自治体の事例などについて情報収集に努めたいと考えております。

また、今後につきましても近隣市町村と連携し、広域的な交流イベントや行事に積極的に参加して村の魅力を発信することにより、村に足を運んでいただくきっかけづくりを進め、村商工業などの活性化につなげていきたいと考えております。

次に、2点目の観光・交流事業検討チームの設置についてであります。

観光交流事業検討チームの設置は、民間企業や商工会などの協力による体制づくりが必要であると考えるところではありますが、現段階は村の魅力の掘り起こしや、新たな魅力を創造することに注力しており、そのためにも民間の力が生きる取組や支援を進め、人の流れをつくること、関係人口・交流人口の両面から村の魅力の掘り起こしを続けることに取り組んでおり、もって、村内の観光・交流の基盤づくりを進めているところであります。

今年度は、7月に移住定住の総合窓口としてオープンいたしました「いいたて移住サポートセンター」によるSNSでの情報発信など、飯舘村に興味を持ってくださる方々を呼び込む取組を進めるとともに、地域住民の皆様と、村を応援してくださる皆様、すなわち「ふるさとの担い手」の皆様との交流を大切に、訪れてみたい、もう一度行ってみたいとの気持ちを持っていただけるような情報発信・交流の機会を設け、人、歴史、食を含めた村の観光資源の掘り起こしにつなげてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 横山議員のご質問のうち、6-1、6月定例会において一般質問をした交流センターの土日祝日及び夜間の開閉方法について、社会教育委員会の意見及び利用者へのアンケート結果とその対応に関するご質問にお答えいたします。

6月の一般質問でもお答えをしたとおり、現在、休日及び平日の夜間に交流センターをご利用いただく際には、飯舘消防分署に鍵と機械カードの貸出しをお願いしており、利用者ご自身で施設の鍵を開け閉めいただく自主管理をお願いしているところであります。

また、スポーツ公園については、村役場の日直、または宿直が鍵の貸出しを行っております。

まず、令和4年6月16日に開催した社会教育委員会議の中で、交流センター等の休日及び平日夜間の自主管理についてご意見をいただいたところ、委員からは「スポーツ公園については、物がなくなったりすることもあるようなので、管理者がいたほうがよいのではないか」、「休日に本を借りたい人もいると思う。休日全てを開けることは難しいと思うので、月2回くらい時間を区切って、本の貸出しをお試しでやってみてはどうか」とのご指摘を受けたところであります。

これを踏まえまして、今年度交流センターを貸館で利用した39団体を対象に利用者アンケートを実施し、9月5日時点で27団体から回答があり、回答率は69%となっております。

また、回答をいただいた団体の所在地でございますが、村内は22件で81%、村外が5件で19%でありました。

利用団体の区分といたしましては、サークルが9件で33%、公共的団体が8件で30%、法人が6件で20%などとなっております。

1回当たりの利用人数は、10人以下が11件で42%で、30人以下の団体が全体の85%を占めておりました。このうち、村民の割合は、7割以上が16件で73%となっている一方で、半分以下、村外の方が多いということですが、6件27%でありました。

また、ご利用いただいている主な施設は、研修室が12件で39%、ホールが11件で36%であり、利用日及び利用時間帯は、平日の昼間が21件で70%、平日の夜間が2件で7%、土日祝日の昼間が7件で23%、土日祝日の夜間の利用はありませんでした。

年間利用回数は、年3回までが12件44%、年4回から10回までが6件22%、月1回以上が8件33%となっております。

平日、夜間の自主管理についてのアンケート結果については、「不便を感じていない」が20件74%、一方で「何らかの不便があると感じている」が7件で26%でした。不便があると感じている点として主なものは、「夜間や休日にも職員（外部委託を含む）がいてほしい」と回答したのが3件、「本や備品の盗難が心配」との回答が2件、「機械警備の解除や施錠、空調や音響などの使用方法が不安」との回答が2件などとなっております。

また、不便がないと回答された方の自由記載では、「職員の方が丁寧に対応してくれている」、「特に不便は感じていない」、「自主管理にも慣れている」、「消防分署にもお世話になり大変助かっている」などのご意見をいただいております。

また、施設利用向上に関する自由記載では、「手続きに難しい部分はなく設備も充実している」、「スムーズに利用できた」、「十分満足している」、「カフェの設置やサロンのような利用、土日も含め個人でふらっと気軽に立ち寄れるような場所が欲しい」、「ウェブ予約や防犯カメラの設置を求める」などのご意見がございました。

アンケートの結果からは、4分の3の団体の方には自主管理についてご不便なくご利用いただいている一方で、4分の1の団体にはご不便を感じておられるということがございますので、村といたしましては、アンケート結果をより詳しく分析をするとともに、ご不便を感じておられる利用者から直接お話を聞かせていただくなど、丁寧に対応しながら、より使いやすくご利用いただけるよう、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 6-2の公共施設の有効活用についてお答えいたします。

村の公共施設は、役場庁舎のように直営で管理運営している施設のほか、「道の駅までい館」や「村民の森あいの沢」、「宿泊体験館きこり」、「メモリアルホールいいたて」、「いいたてクリニック」などについては、指定管理者と管理運営業務委託契約を締結し、委託による管理運営を行っており、施設により管理主体が異なっております。

村では、公共施設の効率的な運営や利活用を進めるため、現在、令和2年3月に策定しました飯館村公共施設等総合管理計画の改訂を進めており、その中で、固定資産台帳の精緻化に取り組んでいるところでございます。

これは、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などの対応策を検討するために、保有する資産の状況を把握するための固定資産台帳の精度を向上させるものであります。

また、精緻化した固定資産台帳のデータを基に、個々の施設の情報を整理しました公共施設カルテを作成することとしております。

この公共施設カルテに、建物の構造や面積などの基本情報に加えて、利用状況や収入、施設管理費、運営費等の支出の状況等を整理し、費用対効果の分析や施設の有効利用、解体、更地化、売却なども含め、多様な視点での公共施設運営の検討を進めてまいりたいと考えております。

生涯学習課長（藤井一彦君） 横山議員の6-3のご質問にお答えをいたします。

ご質問の6-1でもお答えいたしましたとおり、いいたてスポーツ公園及び交流センターの休日及び夜間のご利用については、利用者のご協力のもと、自主管理でご利用をいただいております。

その際の備品等の管理方法ですが、まず、いいたてスポーツ公園、それから交流センターの平日夜間、土地祝日の利用におきましても、事前に利用申請をいただいております。

両施設とも申請時に、利用時に必要な備品を確認して、利用直前の勤務日に準備をさせていただきます。

また、いいたてスポーツ公園につきましては、施設利用後、備品の破損等があった場合には、利用者から報告をいただき対応することとしております。報告なく破損や紛失等があった際には、利用団体に連絡し状況を把握した上で、対応をさせていただいているところでございます。

交流センターにつきましては、施設利用に係る備品等の準備は、スポーツ公園同様、事前に行っております。

施設利用者には、利用終了時点で「使用簿及び点検表」に利用人数や使用した備品等の種類、施設利用後の消灯や戸締まりなど点検結果を確認・記入の上、提出をお願いしているところでございます。

また、後日、職員が使用簿を基に備品等を点検し、紛失や破損があった場合には、利用者にご利用時の状況を改めて確認をさせていただいております。

今後も適切な施設、備品の管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君）では、再質問に入りますが、その前に、答弁が必要以上に詳し過ぎるどうか、範囲が広がっております。

先ほど職員からあったとおり、議論を議場で行うといった際に時間が限られています。ですので、その職員は実際これはどういう質問ですかと、ヒアリングの聞き取りがありました。ですので、ほかの職員もですね、もし私の質問がちょっと内容が分からないとか、もっと詳しく聞きたいなということはぜひ積極的に聞いていただいて、ぜひ簡潔な回答をいただければと思いますし、また、先ほどのアンケート結果については、多分聞いている人は分からないと思いますので、例えば表で一覧でも出せるものは出していただきたいとそう思います。

では、再質問いたします。

まず、1項目め、住民懇談会について。

全部5回出席いたしました。で、感じたのが、やっぱり福島市は9人、議員3名いましたので6名の村民でありました。今9月1日現在は、2,000人以上の村民が福島市にいるということであります。また、南相馬市は12人、村議除くと9名と。いずれも村外に避難している会場、村外の会場について、出席率がとても、率というか出席者が少なかった。これはやはり場所や時間の設定、PR方法等課題があったとっております。

そのときに気づけばよかったのですが、参加者にアンケートを取っていなかったなど。つまり参加者にとって、開催日、時間場所と意見を聴いたほうがよりよかったなど。

また、あのときあったんですけども、マイクを渡したら、じゃあ質問しますという方がいらっしゃいました。ということは、多分みんな何かしら意見を持って参加していると思いますので、限られた時間ですので、自由記入欄のアンケートを設置するとかという形の対策が、より村民の声を広く、そして参加者も納得して帰られるのかな、そう思いました。

今からでも遅くありません。村民、村外に住んでる方15名は、あそこで名前を書いていたはずで。見てます。誰が参加したか分かると思います。ぜひその方に電話で問合せをして、また村外で住民懇談会やる場合、どのような方法がいいかとぜひ確認していただきたいと思います。

続きまして、村民の声の対応については、今回多くの意見、提案等があったと思いますが、ぜひ広報いいた等で広く村民の方に経過をご説明、対応説明いただいて、次回私も参加してみようかなと思われるような紙面づくりを工夫していただければと思います。

3点目、今後の住民懇談会の予定についてであります。やはり年間スケジュール、多分行政区のヒアリングも決まっている、区長会もこう決まっているという中で、年間の中で、村はこの機会にこの方から意見を聴きますよと。だから住民懇談会は、今回のように9月とか2月とかにやりますよとかという形で、ある程度年間スケジュールを提示したほうが、村民はではこのときには行こうかと思しますので、ぜひそこは検討していただきたい。

まず、第1項目については再質問以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変貴重なご意見ありがとうございました。

まず、場所、PR方法等について、またさらに今後開催する場合に検討させていただきたいと思っております。

あと、アンケートの部分、確かになかなか言いにくかった方もいるのかな。あと、開催方法についても何かこういった方法かというものもあってもよかったのかなというふうに思っています。次回開催する際に、その辺もしっかり考えていきたいなと思っております。

また、この住民懇談会の様子、こういったものがありましたということについて、あまり長くなるとまた情報等混乱するかと思っておりますので、その辺を整理した上で、広報等でできる部分については報告をしてみたいと考えているところであります。

あと、年間スケジュール掲示しながらの懇談会ということですが、なかなか年間のスケジュールで、直前というか、時期が来ないと分からない部分もありますので、できるだけ早い段階で周知できるような、年度当初からというのは難しいと思っておりますので、日程等が決定しましたら早い段階でできるだけ周知して、より多くの方に懇談会等に参加いただけるように工夫をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思っております。

2番（横山秀人君） 住民懇談会については、参加してみようことは、皆さん、村のことを思って、すごい熱量で意見提案等を行っていました。ですので、実際やってよかったなと思っております。継続して実施することを、お願いいたします。

続きまして、2項目め、原子力被災自治体における住民意向調査についての再質問を行います。

まず、同じような自治体が今もなおこの調査を行っている。その理由を見たことがありますでしょうか。一自治体の例を取りますと、帰還後の生活環境の改善、帰還に向けた諸施策の適切な実施に向けた取組を検討するための基礎資料とすることを目的とするということと記載されています。

つまり、避難指示解除になったら、解除になったなりの質問項目をきちんと各自治体設けています。それは、各自治体が任意質問項目を設けられるという国の方針でもあります。今ですね、村が最後に行った結果が44.7%の回答率、1,271件の村民の声をそこで聴いたわけです。

今、住民懇談会でも分かると思いますが、参加者どうしても場所と時間で限られます。今、この1,000人以上の声を聴く方法があるか。

ぜひこの意向調査については、ほかの自治体が行っている目的に変えて、内容もきちんと変えて実施していただきたいと、そう思っております。

あとと思うことは、村長が住民懇談会で様々な方法で村民の声を聴き取ると、お話がありました。行政区ヒアリング、さっき回答でありましたが、行政区ヒアリングもあるということですが、住民懇談会では、行政区ヒアリングでは話づらいこともあるよねと、そう話されていたはずで。

また、住民懇談会も、場所と時間によって限られるということはもうこの前で分かりました。ですので、再度になりますが、村長が様々な方法でお聴きしたいということであれ

ば、この住民意向調査を行っていただきたいと。

まず、こちらからお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、やはりアンケート、意向調査のアンケートを取るべきだろうというような再質問でございますが、最初の答弁にあったように、基本的には国、県、今までやってきた部分については、そういった帰村意思の確認、そういった部分に主眼を置いたものだったのかなと認識しているところでありまして、今までアンケートを取ってこなかったという部分は、帰るか帰らないか意思表示を迫る、そういった部分に捉えられるということも懸念したところでありまして。

最初のところにありました、今後の例えば9市町村で構成する田園中枢都市圏の公共利用サービス、そういった部分のアンケートなどはやっていくというふうな必要性はあるのかなというような部分でもありますが、そういった中で、例えばその他の項目とか、日頃思ってるご意見、そういった部分もアンケートの中で聞いていくことは可能なのかなと考えております。意向調査という帰村の部分の意味合いを強く出さないような、そういった内部アンケートの中で自由回答欄等、そういったものを設けることにより、日頃困っている部分とか要望等については、聞き取る部分はあるのかなと思っておりますし、また、やはり住民懇談会等の対面形式での直接的なご意見をいただくという場も、すごく重要だということもありますので、その辺はどういう方法がいいのか、もう一度そういった部分を含めて検討しながら一考を、皆様のご意見をより多く聞き入れられるような、取組、方法を検討してまいりたいと思っております。

2番（横山秀人君） アンケートは行わない、意向調査は行わないというお話なんですけれども、浪江町の意向調査をぜひご覧いただきたいんですけれども、その中では既に浪江町に戻っている人に対して、今後の生活において必要だと感じていることについて回答くださいという文面がございます。それを見ますと、きちんとした年代に分かれて、この支援、このサービス、この施設が欲しいよということが明確に出ています。

通常であれば、そのような村民の欲している今必要な施策について、村が事業を集中的に行うということであれば、住民の満足度が上がるはずなんですけれども、その村民の声というのが、対面がどれだけ大変かというのは、先日の住民懇談会で分かったと思います。

また、目的が福島中枢圏ですか、あちらでは目的がにじんでしまいます。

ですので、村は戻った方にもきちんと取りますよと。どういうふうな支援が欲しいのか、また、戻らない方には今後どのような意向がありますかと。村民全体のことを考えて聞いて、そして実施していかなければ村民の満足度は上がっていかない、そう思います。

なぜこんなに今強く言っているかというのと、これ年1回、村からのやるという意味がなければ復興庁はやらないと、先日復興庁の担当者がおっしゃっていました。だから、村がやれば、復興庁はやりますよということでもあります。これがまた検討します、検討しますという形で伸びると、また1年、また1年、こういうせつかくの機会が実施できないで、じゃあ参加できる人だけ聞きましょうという形になってしまいます。

ぜひ、この住民意向調査については実施していただきたい。再度要望して、村長の考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今、横山議員の再質問の中で意向調査をやらないという答弁だというふうにお話がありましたが、そのようには担当のほうでも答弁はしておりませんし、私もそういうふうに、意向調査を全くやらないということは申し上げておらないところです。

むしろその意向調査のアンケートというですね、例えば郵送等のやり方だけに固執をして考えるのではなくて、様々なチャンネル方法を考えていきたいというのが答弁の趣旨でありますので、そこについては再度申し上げておきたいと思えます。

今お話の中で浪江町さんの話がありましたが、帰還された方、帰村された方、あるいは震災後に転入された方等々いらっしゃると思いますが、そういう方を対象にしたアンケートという話もありました。

私自身もあるいは村としても、村内にお住まいであっても、村外にお住まいであっても村民でありますから、そういう均一なといいますか、一定程度、村民という中での同じお話ができるようなところの置台ということを考えて、アンケートということはやるべきだろうというのが基礎的にあったんだと思えますけれども、今お話のように、お住まいの場所によってニーズが違うんだということも把握すべきだということであれば、ちょっとそれも今言ったその検討の中に入れさせていただいて、それが郵送によるアンケートなのか、それ以外の方法かということも含めて検討したいと思えますが、村が言えば復興庁がやるんだということを議員ご自身が確認をされているということでもありますから、その後も含めてこれから検討させていただきたいと思うところであります。

以上です。

2番（横山秀人君） 様々な意見を聞き取る方法というのは、本当に直接もあれば、さっきのアンケートもあると思えます。回答できる方、様々な方法があれば、様々な回答があるということですので、ぜひ。

これなぜこう提案しているかというのと、職員の手間がかからない。まあ、アンケートだと幾らかはかかるんでしょうけれども。つまり、国のほうで業者さんを決定して、国のほうで調査、そしてまとめてくれるということであれば、今人員が少ないこの飯館村役場の中にとって、とても有効なアンケート方法ではないかとそう思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというのと、もう1点、これ世帯主では駄目です。住民懇談会でも、ご夫婦でいらした方々がいます。それぞれに質問、要望、提案しています。ですので、世帯主ではなくて、例えば15歳以上とか18歳以上、全員に行う住民意向調査を行っていただきたい。これについては、ほかの自治体でもこの意見調査で震災以後行っております。ですので、できますので、全員に対してのアンケートの実施をお願いいたします。

これは要望で終わります。では、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 後段のほうからお答えしますが、世帯主に限らず様々な方にとというのは私の思いとも一緒ですので、そういったやり方は検討したいと思えます。

職員の手間がかからないというお話もありましたが、行政は当然住民の方のためにあるわけですから、手間ということではなくてですね、むしろそのご意見を賜るということは、いろんな事業を施策そのものを、スクラップアンドビルドという言葉がありますが、今やってるものがある程度やめて、新しいもので振り返るとかですね、そういう検討のために

アンケートは取らせていただいたりしますから、今あるそのサービス、今年度の予算も120億円を超えておりますけれども、その中でやっているサービスを一部組替えをしたり、あるいは廃止をして新しい形にしたいということや、またお諮りするような根拠になるものだと思いますから、そういう施策に生かすものとしてのアンケートの取り方ということも検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） では3項目め、飯舘村の復興・再生に向けた国への要望書等についての再質問を行います。

回答の中に広報物が多過ぎると、生活に密着する必要な情報を選択できなかつたり、見過ごしてしまつたりなどと、村民の皆さんが生活する上で、混乱を招く原因にもなりかねないと思っておりますという回答がありました。それは違うのかなと思います。届いた情報については、全く関係ないものもたくさんあります。そのときは、村民自身が取捨選択して、読むものをきちんと読んでいます。

飯舘村は、原発事故によって全村避難になった村です。今もなお、村民の70%以上が、70%が避難を継続しています。飯舘村が、国に対してどのような要望を行っているのか。これは村民自身、これからの自分の判断についても、大きな影響を持つ、持っていることだと思います。

今回、直近の要望書ですと6ページです。年に3回であります。ぜひこの村長名での要望書、村民に届けるべきと思いますが、再度村長に伺います。

村長（杉岡 誠君） 前段その広報が多いことによってですね、情報が多過ぎると混乱するのではないかというふうに、1回目答弁させていただいておりますけれども、その点に対して違うんじゃないかと、それは住民側でしっかり選べるんだというお話もありました。

そういったこともあるだろうというふうに思いますが、正直、私自身もですね、職員でいたり、この村長の立場でいる中で囲まれているその情報量というものと、住民の立場になったときに村から届くものというもののその量というものは、相当違うなというのは体感しておりますので、そこの差を埋めるものとしてですね、広報という紙媒体が、全て正しいのかどうかということや、実は担当のほう等にも指導しながら今検討をしている最中でもあります。インターネットビジネスというものを使いながらですね、ある程度、情報の隙間を埋めていくことができないかというものも考えているところではあります。

ただ、要望書の件についてはご答弁申し上げたとおりであります。要望書の文面そのものだけをぱっと載っけるのは村のホームページでやっておりますが、一定程度それに付随してどういう話をしたのかとかということが、広報として必要なのかなというふうに思います。要望書はかなり簡潔に物事をまとめてありますので、行間を読むというんでしょうかね、そういうことがなかなか難しいかもしれないというふうに思いますから、その辺は広報紙を使ってですね、周知をするようなことを、つけ加えてさせていただきたいなと思います。要望書はどちらかというと、速やかにといいますか、国に要望を出したときに、速やかに情報を発信するということが大事だということで、ホームページを先に上げているということもありますので、議員がおただしのおりですね、要望したらすべからく住

民が全部知るべきだというようなお話かと思いますので、そういった方法については今後も検討させていただいて、広報紙ということになるかと思いますが、検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

2番（横山秀人君） ぜひ内容を読みますと、今、村がどこに重点を置いて施策をしているかというのも分かりますので、解説つきでももちろんいいと思えます。ぜひ、住民に届けるような工夫をお願いいたします。

2番目の質問の中で、この要望書の内容決定までの作成手順ということですが、実はその過去、その杉岡村長が出しているのを見えますと、ここ何回かにおいては医療の推進、つまりいいたてクリニックが平日毎日、以前のように診察科の下、開くことができるよという言葉や、あとは買物環境を整備してほしいという、その言葉が見当たらない。ということで、どのようにして内容を決めているのか。ただ、この言葉については議会の要望書の中には入っている。ということは、議会の要望と今、村の要望が、もちろん村は絞っているのかもしれませんが、ある程度合わせてですね、というか一緒に議論をして、それぞれ村も、そして住民の代表である議会も同じような要望活動をしているということ、やはり国等に訴えていかないと。片方には入っているけれども、片方には入っていない。先ほど子育て支援の中でも、この医療と、そしてまた買物についてはぜひ支援していきたいという言葉もありましたので、ぜひこの内容の検討については、時間もない中ですが、多くの方と議論していただきたいと思えます。

村長（杉岡 誠君） 私が提出させていただいたその要望書の中に、医療とか買物という言葉が入っていないということですが、実はそれはその要望書を手渡した中でですね、口頭で相当お話をしている部分がありますし、例えばその大臣、副大臣級ではなくて、事務次官等々いますから、そういうところの話では相当出させていただいています。

一つ、例えば別の会議体であります、福島復興再生会議という名前だったかと思えますが、私が相馬地方市町村会の、福島相馬地方町村会の代表として参画しているもの、この間、テレビとかでも冒頭出たかと思えますけれども、その中では今後の介護の件について、実は具体的に要望といえますか、させていただいて、国のほうから答弁いただいたということがありますから、私としては村長としての立場の部分以外にですね、様々なところでその話はさせていただいているというところがあります。

医療に関しても、今介護の件を最初に話しましたが、医療に関しても課題というのは非常に大きいというふうに思っていますので、様々なチャンネルでやっておりますけれども、要望書という形で確かに書いたことがなかったかなというふうに思っていますので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

それから、議員の皆様の方の議会要望の部分とその村のすり合わせというのは、それはあるかもしれませんが、これまでの中で、村執行部側と議会側の法に基づいた要請活動というもののそのすり合わせといえますか、そういうことは特段しないで、それぞれの独自性といえますか、目線の中でさせていただいてきている部分がありますので、要望書としてですね、同じ文言にするということはないかと思えますけれども、どういう要

望をしてきたかというようなご報告をですね、私たちもさせていただきますし、議会のほうからもいただいたりしながら、政策のほうに反映していくことをやっていきたいというふうに考えます。

以上であります。

2番（横山秀人君） 分かりました。

ではあと、ちょっと気になる要望書が前見てあったんですけども、令和3年の10月20日、復興大臣への要望書なんですけど、この里山再生事業への取組について、「森林の除染が実施されていないため、生活空間となっている自宅裏山周辺の里山については、放射線量が高く立ち入りできない状況下にある」という文面が、要望書にあります。

これは、除染していないところは線量が高く入れないということ、村が認識しているということの捉え方でよろしいのか。急な今質問なものですから、後で回答いただければと思います。

では続きまして、第4項目めに行きます。

結婚・妊娠・出産・子育て等支援対策について。

こちらについては村民のほうから、飯舘村に出産祝い金がないのかというご相談がありました。ほかの自治体では、調べてみたところたくさんあります。特に、人口減少が激しいところとか、人口が少ないところとか、これは政策的に、その出産に対してお祝いという形で支援するということをしております。

今回の調査結果を見ますと、飯舘村に関しては、先ほどいろんな支援策があるということですが、ほかの市町村と比べてみますと、あれ、この辺ないなというところがたくさんあります。村民は、様々なところからやはり情報を仕入れて、あそこの自治体あるのに何でないんだらうなという疑問を、やっぱり村に持っているところがありますので、まず一つ、その出産祝い金等について、今後飯舘村で取り組む予定があるか伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 出産祝い金の件というふうなことでございますが、私もこの次世代育成支援事業、ちょっと見させていただきました。確かに県内の各自治体で、この出産祝い金についてご支援をしているところがあるようであります。

以前ですと、飯舘村の場合は子育てクーポンというふうなことで、第3子以降ですね、1人当たり7万円というふうなことで、そういった村内で使えるクーポン券を発行しながら、子育て支援をしてきたという経過がございます。

ただご存じの被災があつて避難してというふうなことで、今現在村内で生まれるお子さんについては、10人足らずの現状であります。そういった中で、どういった支援が必要なのかというふうな部分は、今後、全庁挙げて検討する必要があるのかなというふうに認識しております。ただ、今のところ、そういう現状の中で、具体的に幾ら、あるいは祝い金というふうな部分についてはまだ検討している部分ではありませんので、その辺については今後検討してまいりたいというふうに思っております。

2番（横山秀人君） 私も村民の方から指摘があつて初めて、こういう調査結果等見て、こんなにも違うんだなというのが分かりました。ですので、やはり私も子育てというか、その出産もう随分前になるので、当事者ではないので、その意識が低かったのかなと反省して

おります。ぜひ母子手帳を渡すときとか、あとは乳幼児健診とか、どのような支援があったらいいのか、今その当事者にぜひ面談で聞いていただければと思います。

2項目め、帰村した村民、避難している村民、また村内の本来の学校に通う、学校に通わない、村外の学校に通う子供というのは、実は議員になる前から村外の村民の方から、何か戻った人、戻らない人、あと村内の学校に通う人、通わない人、何かその支援に差があるんじゃないかという言葉聞いておりました。ですので、今回この質問と併せて質問しているわけではありますが、回答をお聞きしますと、まだ一部あるような感じなのかなと思います。これは詳しく、後でお聞きしたいと思います。

では続きまして項目5、日本で最も美しい村連合加盟を生かした事業について。

事あるごとに、日本で最も美しい村連合に加盟しているんだということはあるんですけども、これを生かし、どのように村の観光PRをしていくかという姿勢が、内容が見えていないということがあります。ですので、今回この観点から質問したわけであります。

まず1点、ランニングコースについては、マラソンとなると時間がかかると思います。ですので、もっと短いランニングコース、そういうものもいいのではないかと。また、その場合には、村内のランニング愛好家、また自転車愛好者がいると思いますので、ぜひその方にもお聞きしていただきたいと。これは要望で終わります。

続きまして、グラウンドについては、回答としては景観地づくりにはしないと。それは目的があるからなんですけれども、ただ、地域住民から言わせていただければ、あまりにも雑草が伸びていると。つまりそこを見ている人にとって見れば、すごく美しい村ではないんですね。ですので、だから何とかできないかというご意見でありました。ですので、そういう避難向けの目的があるのであれば、その周りに植栽をすとか、何とか見た目、見たところを、村外から来た人にも、ああ、きれいなところだねと。草ぼうぼうにしておかないで、管理いただきたいということでもあります。これも要望といたします。

あと3、写真・動画コンクール開催等による飯舘村のPRについては、これはイタネちゃんアプリの限界、SNSの限界を感じているのかな。特にイタネちゃんアプリは、閉じたネットワークというか。なので、写真を交換したから、どれだけの方があそこで見るか、どれだけの方が見やすいかということがあります。ですので、村ならではのPRを、もちろん予算をつけて、数千万円つけてやっていますので、考えることも大事ですが、やっぱり福島県やほかの自治体が継続的に行っている写真・動画コンクールもありますけれども、ほかの事業について、村独自政策ではなくても、まずはほかでうまくいっているところをやってみようと、そういう形をぜひ検討していただきたいと。やっぱりそれは、移住・定住のPRにつながっていくと思うんですね。ぜひお願いしたいと思います。

4点目については再度回答を求めますが、美しい村連合の目的の中に地域経済の発展があります。ですので、ぜひお越しいただいた方が、道の駅だけではなくてですね、村内の飲食店、飯樋にもあります、二枚橋にもあります、佐須にもあります。そういうところを周遊できるような、その工夫をぜひ行っていただきたいというふうになります。これは回答を求めます。

あと5番目、第6次総合振興計画。ほかの計画は結構進んでいる気がするんですが、こ

の観光に対しては、正直第6次総合計画にあるんですが、うまく進んでいないと。やはり、村商工で頑張っていくという回答であります。きちんとした体制を官と民で連携して、チームをつくってやっていくべきではないか。前も質問していますが、これ改めて質問したのは、もうそうでもしない限り、村の観光を統一した姿勢の下、できないのではないかと、思って危惧しておりますので、再度質問いたしました。

この4番と5番について、再度回答を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問5-4と5-5についての質問をいただいたところ
です。

まず、村内の飲食店、そういったところを周遊できるような、そういったPR方法という
ようなことであります。

現在、先ほども答弁ありました割引券等、そういったものについてなかなか難しいもの
もあるのかなと思いますが、今、村の中で例えば生涯学習課のほうの移住、村の村内めぐ
りのツアーとかをやっておりますし、また、業者に委託した中でのそういったツアーとか
で村内めぐりをして、紹介をしているところであります。その方と飲食店めぐりというふ
うなところまではつながりませんので、まずは村内の良いところを知っていただくとい
うような情報発信、そういった部分には努めてきているところであります。

村内の飲食業の部分、道の駅、セブンイレブンと、あとは先ほど議員からありました飯
樋あるいは前田のほうのとか二枚橋、そういった飲食店という部分で、それぞれ飲食店が
工夫しながらPRをして呼び込んでいるという部分があって、結構活用されているのかな
という状況はございます。

その中の連携の中で、村としての、村内にある飲食店のパンフレット等を作成しながら
周知はしているところでありますが、なかなかそれを手に取って見るという機会は少ない
のかなというようにございまして、PR、そういったパンフレットもこういった所に
置いてあるという部分も含めて、SNS等を活用して情報発信をして、まずは飯舘村に
来ていただいて、パンフレットを手に取っていただくような工夫もしていきたいと思っ
ているところであります。

また、観光・交流検討事業検討チームの設置につきましては先ほども答弁申し上げまし
たが、やはり民間企業、商工会などの協力が必要でありますし、今までなかなかそうい
った体制を構築できてこなかったというようなことで、難しかったというようなことであ
ります。窓口としまして、村づくり推進課のほうの係のほうがPR窓口でやってきたところ
であります。今は移住・定住の窓口、サポートセンターをつくりましてですね、そこを
窓口にしたがら情報発信ということで、業者のほうに委託して情報発信の部分について
も努めているところであります。

また、道の駅などでもですね、道の駅間のそれぞれお互いの交流事業イベント的な部分
も考えていただきながら、情報発信というようなことで、村のPR、情報に努めていると
いうことであります。

検討チームにつきましては、今後のどういった方法がいいのかも含め、なかなか体制構
築の部分も難しいところでありますので、今後の検討課題というようなことにさせていた

できればと思っているところでもあります。

以上であります。

2番（横山秀人君） では6項目め、公共施設の有効活用及び備品等の管理について。

まず前回、自分たちでセコムを解除するのは不便、不便というか不安だ。また、あと高額の彫刻等があるので、ぜひ管理人が来てほしいということで質問したところ、約25%の方が、やはりそう思っているという回答がありました。

今回それについて、これ今でも行われていることでもありますので、いつ誰がどのような形で検討して、どのような対応を取っていくのか。まず、これ1点。

あともう一つは、スポーツ公園について物がなくなったりすることもあるようですということがあるんですが、これは事実でしょうか。

その2点、回答をお願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、今後の検討でございますけれども、今まで大きなイベントとかそういったもので人が出ているような場合もありましたし、あとは今回、今ご質問でありましたとおり、スムーズに利用できているという方が4分の3である一方でですね、4分の1、不安をお持ちの方というのがいらっしゃったと。やはり十分な説明がこちらもできていなかったのかなというのが、やっぱり反省点としてございますので、こういった皆さんからまず具体的にもう少し掘り下げて、お話をお聞かせいただいたりということ、それからあと十分な説明をこちらもやる努力をするというのが、まず大事なのかなというふうに思います。

そういったことで、もう少しこのアンケート調査なんかもう少し詳細に分析をした上で、今後検討を庁内でやってまいりたいというふうに考えております。

それから、あとスポーツ公園の紛失物でございますけれども、確認を取りましたところ、今まで生涯学習課で把握しているもの2つございまして、1つ、テニスのネットの設置に使うこうハンドルみたいな物が1個なくなっているとか、2,500円ぐらいの物だということなんですけれども、それからあとサッカーに使うマーカーというのがあってですね、このぐらいの円盤みたいな物なんです。色がついている物で、5枚1組のもの、1,500円程度の物なんですけど、これが1個なくなっているというのが確認されております。

以上です。

2番（横山秀人君） 前回、今回と、この休日の利用方法、交流センターのですね、それについては、まだお互い共通課題というのが、ずれがあるなど思っております。ですので、継続して、また具体的にこういう問題があるよという形でご相談に行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと1分ですので、議論を議場でいう言葉を職員からいただいたということは本当にうれしいことでもあります。ですので、次回以降も村民の声を聴いて、この議場、議論の場で、村民の課題共有と、そして解決に向けた検討をしていきたいと思っております。

以上で発言を終わります。

村長（杉岡 誠君） 少し遑ってしまって申し訳ありませんが、美しい村連合の件を少し触れておきますと、10月30日ですかね、東京のほうでそういうイベントがありまして、村の伝

統芸能をそちらのほうで披露するということであつたり、あるいはその11月になってからは、県内の9町村、ふくしま田園中枢の連携町村と一緒にそういうイベントに参加したりということで、確におっしゃるとおり美しい村連合の活動がなかなか見えないという話に対して、少しく活動を広げていこうという取組を今始めるところでありますので、そんなことも村民の方々に周知をしていきたいなというふうに考えております。

あと、交流センターのその今課題とおっしゃっている部分については、やはり何でしょうかね、どういう体制がいいのかどうかというのは今、生涯学習課長が答弁したとおり、アンケートの結果を分析した中でですね、どの部分に対してどういうことが必要なのかという検討をさせていただきたいというふうに思いますので、検討そのものは担当課だけではなくて村全体でという話もあるとおおり、私も含めて検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。令和4年第7回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

昨年、飯館村議会議員一般選挙において村民の負託を受けまして、1年がたとうとしております。改めまして、この1年間の議員活動を振り返り、村民との約束事、そして一般質問を通しての政策提案、果たして村民のための議員活動ができてきたのかと自問をし、立志のときに立ち返り、志を新たにしなければならぬと思っているところであります。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、移住・定住促進についてであります。

今や日本は少子化もさることながら、日本全体が人口減少化へと進んでおります。この人口減の中で、人々がどこで暮らすのかは自由な個人意思であります。言い換えれば、各自治体は住民から選んで住んでいただく時代となってくるのではないのでしょうか。ある意味では、自治体間の国民の取り合いになることでしょう。移住・定住の自治体の政策は、どこに選ばれし自治体となることが問われてくるものと考えられます。

そこで1点目は、情報を共有する意味で、現在の移住者、定住者の人数等の現状をお伺いします。

2点目は、これまでの移住・定住のための政策で見えてきた課題についてお伺いいたします。

2項目めは、帰村についてお伺いします。

1点目は、現在の帰村率は、原発事故前の人口の約25%程度で停滞しております。率直に、この状況をどう捉えているのかをお伺いいたします。

国民健康保険料、後期高齢者健康保険料、医療費の個人負担金免除から原則適用となった時点で、現在生活基盤を村外に置かれている方は、この自治体に住民票を移動するものではと推測されます。1項目めの質問でも述べましたが、右肩上がりに人口が増えるとは考え難く、金山でも発見されない限りは、移住者もそれほど多くは増加しないものと考え

られます。

こうした状況を捉えた上で、移住・定住、帰村についての政策、言い換えれば、選んでもらえる村の環境づくりを地道に進める必要があると考えます。

また、本村の置かれている現状を鑑みれば、原発事故前の人口回復を目標としたりすることは、あまり意味のないものと考えられます。追憶をして、この状況をチャンスに捉えて新たな村づくりをするためには、人口という数ではない指標を持つことも必要ではないかと考えます。

2点目は、2拠点居住についてであります。

1点目でも述べましたが、住民票を村に残し、生活基盤は村外の方が多い状況の中で、転入者を増やす政策ばかりではなく、転出者を減らすことにも挑戦をしていかなければならないと考えます。本村における、この2地域居住の今後の見通しと可能性について伺います。

以上、村長等のお考えを伺います。

村長(杉岡 誠君) 3番 花井 茂議員、ご質問の1点目、移住・定住促進についての1-1、移住・定住者の現在の状況と、1-2、移住・定住者促進施策で見えてきた課題について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、移住・定住施策については、避難指示解除直後から実施してきたところでありますが、震災後に本村に転入された方205名のうち移住関連事業を活用された人数は、令和4年8月末現在141名となっております。

また、移住に係る相談件数は、平成31年から令和4年までで407件となっております。

次に、移住・定住各種施策での課題であります。主に2点ございます。

1点目は、住まいの不足であります。

毎年、年度当初に空き家・空き地バンクへの登録を村民の皆様にご案内しているところでありますが、令和4年度の新たな登録件数は現在までで1件にとどまっており、それらも既に買い手または借り手が決まり、現在の空き家・空き地バンクの登録件数は3件となっております。

2点目は、人口増加対策に寄与する子育て世帯や働き世代の20代、30代、40代の移住の方が全体の約4割程度にとどまっている状況にあることです。

こうした課題に対して、村では本年度、空き家・空き地バンク登録推進事業及び交流・移住・定住等促進支援事業をコンサルティング会社に発注し、課題解決に向けた取組を実施しているところであります。

また、これらの委託上委託業務の状況であります。1点目の住まいの不足については、現在使われていない住まいの掘り起こし作業を進めている状況であり、地域住民の皆様などに依頼するなどして、これまで以上に詳細な情報把握に努めるよう指示をしているところであります。

2点目の、20代から40代の子育て、働き世代の移住者の確保については、今年度から村の獲得したい移住者のターゲット層を、1つ目、子供を持つ世帯であること、2つ目、就農者や起業家など就業意欲があること、3つ目、若い世代であること、4つ目、行政区活

動など地元と協力して地域活動に参加することの4つに絞り、これらを優先事項として、「いいたて移住サポートセンター」の移住窓口において、業務に臨んでいるところであります。

具体的には、若者世代の獲得に当たり、村外の方が飯舘村を知るきっかけの一つとして、各種SNSで村の写真や動画等の情報発信を行っており、こうした情報を契機として、サポートセンターへの問合せが多くなることや、各種事業における交流が始まることを狙っているところであります。

本年7月から開始されたばかりの当該委託業務ではありますが、各種課題の解決に向けて引き続き努力してまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、2-1の帰村率の現状及び2-2の2拠点住居を前提とした施策について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の帰村率の現状については、東日本大震災から11年6か月を経過する中で、働き世代、子育て世帯、お年寄り世代それぞれに、就学環境や職場に合わせた生活スタイル、高齢化による避難先での買物、医療、介護、環境に依拠した生活スタイルなど、避難先での生活スタイルが確立されていることが、その要因にあるものと認識しているところであります。

また、多くの方が村内の家屋を解体していることから、村内での生活基盤をつくるためには、新たな住まいを確保するなど、将来への投資の判断が必要になり、帰村の現実が遠く要因にもなっていると思われております。

次に、2点目の2拠点居住を前提とした施策ではありますが、震災前は他自治体と同様に、村に住所を有する村民のみを対象とした補助事業を実施してまいりましたが、帰還困難区域を除く避難指示解除後は、多くの村民が避難先から通いながら、村内での農地保全や農畜産業、林業、商工業、土木・建設業などに携わっていることを踏まえ、村内での「なりわい」支援については、従来の住所要件のほか、居住地要件を適用しないなど、可能な限り緩和してきているところであります。

また、災害公営住宅については、平成23年3月11日時点で飯舘村に住民登録された方、または被災者を対象とした住宅ではありますが、現在その要件緩和について、入居実績を踏まえた協議を福島県と行っているところであります。

また、令和3年度からは、どこに居住されているにもかかわらず、新たに村内での事業展開を試みる方々が取り組みやすい支援策を展開してきたところであります。

具体的には、村での起業を考えている方が活用できる、生業（なりわい）支援事業として、スタートアップ補助金を創設しており、スタートアップ補助金とスタートダッシュ補助金の2種類の事業を実施しているところであります。

さらに、このスタートアップ補助金以外でも、ベンチャー企業補助金や生きがい農業ステップ補助金など、意欲高い「ふるさとの担い手」を支える補助事業を各種用意したところであります。

村では、皆様の生活スタイルやその段階に応じた「なりわい支援」の積み重ねが、地域

全体のわくわくを創出し、生きがい・やりがいを持って活動する「ふるさとの担い手」の活動事例そのものが、さらなる交流人口、就業人口の増加を生み出すものと考えております。

今後着実な産業活性化に努め、村の人口増加と定着につなげてまいりたいと考えております。

3番（花井 茂君） それでは、1項目めの移住・定住促進について再質問をさせていただきます。

震災後に本村に転入された方が205名、移住関連事業を活用された人数が141名となっておりますけれども、この205名と141名の誤差の64名の方は、この例えば短期的に移住されて、仕事上の都合で短期的に移住をされて、その仕事が終わればまたほかに行くというふうな形で、長期的に本来の目的である、この飯舘村への移住・定住をされた方は141名という認識でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この差についてでございますが、例えば村の応援職員さんとか、学校の先生で転入されるとか、そういった住民票上の編入というようなことでの集計でございますので、移住された、村に定着するような移住された方というところとは違うというようなことでございます。

3番（花井 茂君） それで移住・定住の課題についてなんですけれども、この空き家情報が少ないことが挙げられていますが、課題として、今後の空き家情報の収集集約について、どのような施策を持っているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしの空き家情報少ないということで、今後の情報把握ですね、その方法についてでございますが、まず、やはり地域のことを一番分かっておられます、例えば行政区長さん、あとは役員さんをはじめとする地域の方々、その中でも、土地の情報を持っている農業委員さんとか、民生委員さんとか、そういった方々の協力も必要になってくるのかなというふうには考えているところであります。まずは、行政区長さんのほうにそういったご協力を依頼させていただいて、行政区長さんのほうからですね、地域内のどのような方々に協力を求めればいいのかなどもご助言、ご相談させていただき、ご助言いただきながら空き家情報の把握に努めて、今後の移住・定住の促進につなげてまいりたいというふうに思っているところでございます。

3番（花井 茂君） 移住・定住の促進については、受入れ側のほうも、環境の整備が十分に必要だと思いますので、その中で一番重要なのは住居の確保なんだろうと思いますので、その辺をしっかりと住居確保していただいて、移住・定住の促進につなげていただきたいと思います。

次に課題として、子育て働き世代の移住者の確保が課題ということではありますが、そしてこれからはそのターゲットを絞って募集をかけるという状況なようですけれども、これはもう今までは多くあまねく募集をしてたんですけれども、ターゲットを絞り攻めの政策というのは、大変良いことなのかなと思います。

そして、またその子育て働き世代を確保していくためには、移住を希望されている方が何を求めているのかを理解する必要があるんだろうと思います。

先日、いいたて希望の里学園を視察する機会があったんですけども、施設的环境、ICT教育とも素晴らしい、すばしかったです。本当に素晴らしいと思いました。そのPRと情報発信にああいったものを十分に利用、利用と言ったらあれなんだけれども、利活用していくべきなんだろうと思います。子育て世代が移住先を検討するに当たっては、自然環境や学校教育環境を重視して選ぶということがよく言われていますので、絶対にPRしていくべきなんだろうと思います。

村の移住・定住ポータルサイト、小中一貫教育のサイトがあるんですけど、その中で写真も1つもなく、物すごい地味なサイトでありました。なので、学校教育現場をそういう移住・定住者のそういうアピールポイントにしていくと、他の教育委員会からクレームが来るとかそういったことがあって、ああいう地味なポータルサイトになるのかお伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 地味だというご指摘ですが、それについては改善していきたいと思いますが、学園のほうではホームページを持っておりまして、これ多分村のほうホームページからも飛べるんだと思いますが、こども園、そして希望の里学園ともにほぼ毎日更新しておりますので、そちらのほうをぜひ見ていただくように、私達もPRしていきたいと思っています。

ありがとうございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 昼食のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時50分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

議長（佐藤一郎君） 先ほど要望書の質問がありましたが、2番 横山秀人君の意見に対し、村長の答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 午前中の横山秀人議員からのご質問の3点目、飯舘村の復興再生に向けた国への要望書等についての再質問の中でおただしがあったことについて、私からご答弁申し上げたいと思います。

令和3年の10月20日付で西銘前復興大臣宛ての要望書の中の7点目のところに、里山再生事業への取組についてと題する中で、議員おただしの表現があったということでありませ

ず。読みますと、「森林の除染が実施されていないため、生活空間となっている自宅裏山周辺の里山については、放射線量が高く立ち入りできない状況下にある。現在、比較的放射線量の低い地区について、「里山再生事業」をモデル的に実施しているが、本村の里山全域について本格的な事業を推進し、村民の早期帰還につながるよう取り組むこと」という要望をさせていただいております。

この本旨としましては、自宅の裏山が線量が高いという意味ではなくて、自宅裏山周辺の里山、いわゆる奥山という言い方のほうが正しいかもしれませんが、奥山につい

ては未除染ということもありまして、放射線量が高い場所もあるという課題意識を村としては持っているというお話と、それから里山再生事業という言葉を使っていますけれども、本村の里山全域について取組を深めたいというお話を、令和3年10月の末の段階で申し上げております。このタイミングというのは、実は木質バイオマス発電事業の採択が12月でありましたから、その直前ということもありまして、そういう事業名を言うておりませんが、様々な取組の中で村としては森林の再生、里山の再生ということに取り計らっていきたい。その中の一つの事業としてはこういう事業名があるだろうというお話をさせていただいたものでありますので、議員おただしのおりですね、課題意識として村が持つ中で、国の事業を活用したりしながら、村としても前向きに取り組んでいきたいという趣旨を書いたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） 引き続き、花井 茂君の発言を許します。3番 花井 茂君。

3番（花井 茂君） では、続けて質問をさせていただきます。

移住・定住者の中には半年、1年、1年以上も移住・定住されている方がいらっしゃるかと思います。そういった人たちの現況について、村として把握されているのかお伺ひいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村への移住者につきましては、アンケート調査を実施する中で、どういった状況であるかとかといった、要望等をまだ抱えているか、そういった部分も聞き取りして、随時対応しているところでございます。

以上でございます。

3番（花井 茂君） そういった移住・定住者の意識調査というのは、大切なことだと思います。現在何をしているか、仕事について何を感じているか、飯舘村に移住してきて何を感じているか、どういう状況で仕事に就いているかというのはもう非常に重要なことで、それはこれから移住を検討されている方にも大変興味のあるところではないかと思います。そういったところも、PRに、情報発信にぜひつなげていただきたいと思います。

移住・定住の対策、政策には、効果が出るまでは大変時間がかかるものだろうと思います。その中で、「飯舘Y O I T O K O 発見！ツアー」、あれは大変すばらしい施策だったと感じています。この秋に、2回目のツアーが行われると聞いています。ぜひ多くの人に村に足を運んでもらって、リピーターを増やして、とにかく飯舘ファンをつくって、もう種をまくところから、こういった政策は地道な対策が必要なんだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、帰村についてお伺ひいたします。

避難先での生活スタイルが確立され、そういったところが帰村が遅れている要因ということですが、避難先でもう生活基盤が村外にある人でも、住民票がまだそんなに残っているという方がかなり多くいらっしゃるのかなと思います。そういった今の状況、そういったスタイルが今後どれぐらいこう維持していけるのか。多くの村民の方、そういった方は心配している方もいらっしゃいますので、それがこの後5年、10年と続けていけるのであれば、村の転出者の減にもつながっていくのではないかと考えられるので、そうい

ったところ今分かっている範囲で、その内容をお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いわゆる二重住民票、そういった部分がいつまで続くのかというようなご質問かと思いますが、それにつきましては第2期復興・創生期間とされている令和7年度まではそういったものが続くのかなということで認識はしているところではありますが、その後につきましては、国としてもそういった方針といったものはまだ打ち出されておられませんので、またそういった時期が近づいてまいりましたら、今後どのように展開するのかが決して来るのかなというふうに思っているところでもあります。

3番（花井 茂君） 二地域居住ということになるんだろうと思うんですけども、これは何か国でも最近推奨しているみたいなので、これは国土交通省管轄のホームページに載っているんですけども、都市住民が漁村や農業地域に同時に生活拠点を持つ、これを二地域居住と呼ぶということになっているんですけども、今は私たちの飯舘村で行われているような状況というのは、ちょっと細かいところは違うかも分かりませんが、大枠ではこれ二地域居住になるのかなと思うので、こういったところをぜひもう被災12市町村の中での、例えば村長の会議とかで、12市町村でもこういった我々と同じような状況の方が多くいらっしゃるかと思いますので、そういったところをぜひ協議していただければと思います。

本村については全村避難という前例のない状況からリスタートしているわけなので、暗中模索の中だと思います。たくさんの政策の中にも、1つ、2つこう大胆な政策も取り入れて、トライアンドエラーをしながらも、一步でも前に進めるようにしていただくことを理事者の皆さんにご要望して、私の一般質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 花井 茂議員のほうから様々なご提言もいただきましたので、しっかり施策なりの検討の中にも含めながらいきたいというふうに思っております。

先ほどの例えば移住・定住策の中で、移住された方が仕事にどんなことを感じているのか、あるいは何を感じているのかということについては、私自身も懇談会等に出席する中でいろんなお話はいただいております。地域の中に溶け込む施策についてですね、もうちょっと村で取り組む必要があるだろうということであったり、あるいはいつまでも移住者と呼ばないでほしいというお話があったりですね、やはり村民となるつもりで来られている方々に、しっかりと私たちはそういうことにニーズに合った形で物事を進めなくてはいけないなということを、今しっかりと感じているところでもあります。

それから、先ほどそのターゲット層の話を申し上げましたが、昨年から特に私のほうで強く指示をしながら、村でなりわいを持つ方、なりわいを持つととする方をとにかくしっかりと言葉を聴きながら、ニーズを聴きながらやりなさいと。もちろんご高齢になってから、生きがいを感じるために移住される方ももちろん村としてはウエルカムでありますけれども、それだとしてもやっぱり交通費、いろんな燃料費かかる村でありますから、しっかり仕事という部分をどういうふうに考えているかということヒアリングするように指示をしているところでもあります。

それから、12市町村の中での協議というご提言もいただきましたので、機会を見ながらですね、様々なことをしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 9月定例会における一般質問をいたします。

あの、村民の人生を、国をも動かす世界的な福島原発事故から、11年半が過ぎ去っています。村民の奪われた自然環境、地域コミュニティー、村民一人一人の憲法上保障される権利も、放射性物質という目に見えない、臭いのしない核種により奪われ過ぎ去った年月で、今もって解決なく、原発事故による被害は継続中であります。

国内でも、沖縄基地問題、青森六ヶ所村問題、原発事故での民意無視が続けられています。それは避難解除前と後ではどのように変化し、復興再生はどう進捗しているのかと見ても、国、東電、いわゆる加害者の計画によって進められ、現在にあっても決定する場に被害者、参加者なく進行されています。原発事故でのスタートからのスピーディー、非交渉、原賠審の在り方、避難解除前と後の放射能検証の在り方、仮設、焼却炉建設ラッシュ、除染不実施等、各種問題が残され、最近では放射性物質による汚染土、汚染水が多くの方々に不安や不満を与えております。

そんな社会情勢の中で、コロナ生活によるコミュニティーや地域づくりでの課題の山積みとなり、帰村率の横ばいもあり、各地区での自治の在り方も多くの課題を抱えています。

最近では、国の公金の無駄遣いされた元総理大臣の国葬と旧統一教会との関わり、そして東京オリンピックでの総経費3兆円超えの予算の中に、国民1人当たり約1万円、都民約10万4,000円の負担が示され、公金支出の無駄遣いでは、オリンピックにおいてマスクが3万3,000枚、ダウンが3,400枚、消毒薬380本、会場での弁当など13万食、約1億1,600万円が無駄遣いされ、ボランティアへの服の問題でも1億7,000万円の結果による、関わった方々の犯罪行為が日々マスメディア報道となっております。

このような社会情勢に置かれている村民の声や願いを、会うたびに聞くたびに、3か月間の間の定例会において、村民に代わって代弁をしていきたいと思っております。

7項目17点について、発言、提案をするものであります。

1つ目は、村と住民の関係についてであります。

1つ、住民・村民の意思や要望・要求などを反映させるのが、村の村民のための行政の仕事であり、任務・役割であります。住民・村民の国や地方の政治・行政に対しての要望・要求の実態を示していただきたい。

2つ目は、この原発事故での村民が奪われた人権と生存権について、どのように検証され、村民の立場をどのように行政として理解、把握されているのか、何うものであります。

3つ目は、去る8月29日の復興相との意見交換は、村民のためにどのような内容であったのか。具体的に何を要望・要求したのか伺います。

4つ目は、政府の原発再稼働・新規建設・放射性物質の汚染水の海洋放出について、11年前の原発事故・被ばくを体験した村民の代表としての村長の所見を示していただきたい。参院選が終わりましたら、原発再稼働なり新規建設が首相の口から出されている現状にありますので、しっかりした村民の代表としての、原発事故で被ばく体験した村民の代表と

しての所見を示していただきたい。

5つ目は、村の推進する政策において、生業を健全経営する上での、風評被害対策や仕事づくり・収入安定などの対策を伺うものであります。

2項目めは、放射性物質が大空から降散したことでの、それを乗り越えて環境の再生ということであります。

1つ目は、除染は村全面積の約16%を実施しましたが、残りは放射性物質の半減期と、何もしない、放り投げるような実態であります。除染はあきらめて「加害者の国・東電」の言うとおりに考えているのか。この現状は、生活するのに84%が無除染のままで、安心・安全とするのか。するとするならば、その根拠を伺いたいと思います。

2つ目は、風力発電・高圧電線とバイオマスで囲まれる村の周辺となりますが、自然界と住民にとって「何も心配なく安心・安全」とする、これも村としての安心・安全な根拠を示していただきたい。

3つ目は、長泥地区が他地区と同じになれば、原発事故における飯舘村全域・全被害は終わりであると考えているのか。被害を受けた村・村民にとっての課題を要求することをきちんと示していただきたい。

11年半過ぎ去った今、飯舘村が長泥だけ、19行政区との違いを維持するのではなく、同じ村民として今までの損害賠償経費も含め、全体として、今後の長泥地区は医療費無料が10年続く。さらに、19行政区は6年以後も2年間延期されたとかという話で、長泥もでは12年になるのかとか、そういういろんな声が村民の中で回っておりますけれども、同じ村民となるべくして、きちんと村の代表である村長は、今こそ加害者の国、東電に示すべきだというふうに、公正公平になるようにすべきではないでしょうか。

3項目めは、福祉向上について。

帰村率が高齢者がかなり高いということもありまして、福祉問題は大変な課題だというふうに思っております。

1つ目は、障害者・高齢者への対応策として、生活支援と日常生活援助や認知症への対応などへの、相談・支援の具体策を示していただきたい。

2つ目は、介護（施設・在宅）・緊急通報・包括支援センター・社協などとのいわゆる福祉関係に関わる方々の協力・共同した連携実態を示していただきたい。

3つ目は、住宅・介護保険・生活保護・貸付金など社会保障制度の周知と受給の簡素化をして、憲法に保障された人権を生かした長生きできる人生とすべきでありますので、社会保障制度5,000近くの制度がありますけれども、一つ一つ周知するのは大変でしょうけれども、主立った飯舘村にすぐ役立つような、見える、分かる制度など紹介しながら、村民の憲法上保障された権利や人間らしい生存権の立場での、村民のための行政をどのようにしていくのか求めるものであります。

4項目めは、医療体制充実についての項目であります。

1つ目は、健康に異常が発生した際の、緊急・通常での診療を受ける実態を示していただきたい。また、現状での課題と村診療所外への通院などへの対応を示していただきたい。何といっても健康を害した場合は、必ず医療体制の中に村民は入っていくというのが常で

ありますので、その意味での医療体制の充実であります。

2つ目は、村民が受診されている病気や症状での科目は、内科・歯科・眼科・整骨など多種多様でありますけれども、その村民の健康を害した場合の村の施策としての対応、どのように考え、どの症状になったらこういう流れでこういうふう健康を取り戻すために飯舘村はあるんですよと、みたいな具体的な分かりやすいものが出せないのか、その実態を伺うものであります。

5項目めは、避難解除の要件でありましたインフラ整備。

私は6年で避難解除をされた19行政区において、とてもじゃないけれども、人として、同じ日本国民としてインフラ整備がされたというふうには思えないんです。それは執行者の役場の皆さんも分かっているように、この現状についてどう評価して、本来はどうあるべきなんだという、執行者のこんな生活になるべきなんだと、それをいち早く早急に実現させるべきなんだと。戻って来るか、戻って来ないか分からない村民の人数を原因とするような考え方ではなくて、2,000人なら2,000人の人口にはこのぐらいのお店があって、こういう医療体制があって、こういう環境が必要だとか、3,000人なら3,000人の人口の自治体であればこういう状態でこういうふうになるんだという、11年、もう12年に、避難解除されて間もなく6年たつ時点において、やっぱり中長期的なビジョンというかをきちんと示さなくては、インフラ整備、インフラ整備と言いながら、6年以後、7年、8年、9年で何がどういうふうになるか毎年要望、要求しながら、見えないんですけれども。それで何がどういうふうになるのかも見通しが、村民一人一人にとっては分かりにくいんですけれども、その辺を具体的にしていればというふうに思います。加えて、財政計画でもありません。

2つ目は、公共施設を管理する上での課題ですね。

前に議会でも問題になりました旧白石小学校の問題でも、無料で貸付けして使ってもらえるよりはきちんと解体して更地にしたほうがいいのではないかなんて議論もありましたけれども、白石小学校だけではなくて旧草野小学校においてもとか、公共施設を管理する上で村全体のものをきちんとされて、そのしたものを今後中長期的にはこのような状態にしていくんだという。やっぱり公共施設ですから、役場職員は自分の職業の安定の場で役場職員という職業等があるんですけれども、それを管理運営していく中心になるのが役場職員でありますので、村全体の公共施設、村民のものでありますので、それをきちんと指し示す。ああ、こういうふうになるんだと、ああ、あと何年たったらあそここんな活用されるんだとか。やっぱり村長の言う、わくわくするような、見えるような分かるようなものを、きちんとすべきではないでしょうかね。そういう意味では、一部村外だと不動産屋に頼んで販売もしているようなんですけれども。間違っても行政は不動産屋でもないし、お金もうけする企業でもないのだから何やってもいい、赤字いっぱい出してもいいということにはならないでしょうけれども、何せ赤字も借金も村民の負担というふうに、さっきのオリンピックの話ではないんですけれども、1人当たりになれば村民このぐらいの負担という額はちゃんと出てくるのでね。そういう意味ではきちんとされたほうが、皆さんもこれから先見通しが立つのではないかと思います。

7項目めに、今問題の宗教・カルト団体についてですけれども、非常にもう40年、50年たつ団体なのでね、各大学や社会の中でいろんな団体や組織名を名のって活動し、推進している実態があります。今、原発事故があったこともあって、世界中から日本中からいろんな団体の方にお世話になってね、村がここまでの進捗状況にあるんですけれども、その中で関係で、こういう団体との関係なり問題となっていることはあったのかどうかを聞くものであります。

村民の中には被害に遭っている村民もいるし、統一教会だけでなく、霊友会とかいろんな宗教、時間、国のものを見ますと、いろんな団体が相当あるので、そういう声を村民の方から聞くんですけれども、そういうものを含めて自治体飯館村としてはどうなのか、伺っておきたいと思えます。

以上質問いたしますので、私に対して説明よりは、それを配信されたものを聞いている村民とか傍聴している方が、ああ、そうなんだというふうにきちんと分かるような答弁をお願いしたい。ただ会議いつやったとか、この事業はこういう事業なんですという説明はなるべく省いてもらいたいですけれども。そうでないと、もう質問時間69分しか残っていないので、これから60分答弁されたら9分の再質問しかなくなる。だから、質問項目を減らせということにはならないんですよ。何でかという、3か月の間にいろんな村民と語り合ったり、回って聞いたりすると、いろんな要望があって、これ臨時議会でも一般質問できるのであればその都度やるんですけれども、そういうことで、できれば早読みしていただいて、私の再質問時間を確保願えればと思います。よろしくをお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 8番 佐藤八郎議員ご質問の1項目め、村と住民の関係についての1-1、住民・村民の国や地方の政治・行政に対しての要望・要求の実態についてお答えをいたします。

国や県などへの要望につきましては、議会や行政区ヒアリング、行政区長会などのご意見、ご要望や、福島県町村会、相馬地方市町村会の要望事項等を踏まえ、庁内での検討・精査を経て、要望書として取りまとめております。

なお、今年度に入ってからのご要望ですが、4月18日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部が来村した際に要望書を提出したものをはじめ、続く5月26日には、各省庁へ訪問した際に、復興大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣宛てに、それぞれ要望書を提出しております。

また、直近では、8月29日に秋葉復興大臣及び竹谷復興副大臣が村を訪問した際に、要望書を提出しております。

今後につきましても、引き続き、議会や住民の皆様のご意見等を賜りながら、要望内容を取りまとめ、今の村の現状における課題を踏まえつつ、適切な要望活動に努めてまいります。

次に、1-2、人権と生存権についての検証及び理解についてお答えをいたします。

まず、人権と生存権の定義でございますが、人権とは「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であります。

また、生存権につきましては、日本国憲法第25条第1項にて、「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められております。

村では、国や関係機関が原子力災害事故による人権や生存権についての影響の検証を実施したかどうかについては、把握しておりません。

一方で、長泥地区につきましては、現在も帰還困難区域とされ、居住が制限されている状況にあることから、現在、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、必要な整備・協議を鋭意重ねるとともに、帰還困難区域全体の解消に向けた取組を進めているところであります。

村といたしましては、引き続き、被災者お一人お一人が各種賠償等が迅速かつ柔軟になされるよう、求めてまいります。

次に、1－3、8月29日の復興大臣との意見交換、要望内容についてお答えをいたします。

8月29日、秋葉賢也復興大臣並びに竹谷とし子復興副大臣が就任のご挨拶のため本村を訪問した際に、8項目について要望し、意見交換をいたしました。

1点目は「雇用（なりわい）を創出するための支援について」、2点目は「福島再生加速化交付金の財源確保及び人的支援について」、3点目は「帰還困難区域の再生・発展のための支援について」、4点目は「環境再生事業の理解醸成の推進について」、5点目は「脱炭素むらづくりに向けた支援について」、6点目は「原子力損害賠償について」、7点目は「水田活用の直接支払交付金について」、8点目は「介護保険制度について」であります。

中でも、雇用（なりわい）を創出するための支援要望としまして、村内居住者1,493人のうち、高齢化率は59.1%を超えていること、そのうち実際の帰村者数は1,233人であり、帰還率としては25.1%にすぎないことを踏まえ、問題の解決には、若者や子育て世代の村内居住者を増やすことが急務であり、それらの方々が働ける場の創出として、産業創出や企業誘致のための支援を要望したところであります。

また、福島再生加速化交付金の財源確保及び人的支援につきましては、村の再生と発展には長期的に各種事業を実施する必要があるとあり、第2期復興・創生期間の後半5年間である令和7年度以降の財政支援について要望したところであり、さらに帰還困難区域の再生並びに発展のための支援としては、企業誘致の視点から長泥地区における将来的な農業経営のため、経営品目を具体化するための試験研究や農業用機械等の整備等を要望してきたところであります。

秋葉復興大臣からは、「福島再生のためには、中長期的な視点が必要であり、引き続き福島再生加速化交付金等の柔軟な活用を検討してまいりたい。」また、「工事の発注時期の関係などからいまだに着手できない復興事業については、繰越し等、柔軟に対応できるよう検討してまいりたい。」さらには、「長泥地区の住民の皆さんが戻っていただける環境づくりに努めたい。」などのお話をいただき、村の要望をしっかりと受け止めていただいたところであります。

引き続き「明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと」を目指し、さら

なる住民福祉の向上に向けて、各種要望活動を実施してまいります。

次に、1－4、政府の原発再稼働・新規建設・放射性物質の汚染水の海洋放出についてお答えをいたします。

まず、原子力発電所の再稼働及び新規建設につきましては、政府や関係自治体などが様々な協議を重ねた上での、適正な判断が必要であると考えております。村といたしましては、過酷な原子力災害に見舞われ、現在もその状況が継続している中で、福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全と安心の確保が優先されるべきであると承知しております。

また、放射性物質の海洋放出、いわゆるALPS処理水についてであります。村としましては、福島県町村会や相馬地方市町村会を通じて、新たな風評を発生させないという国の強い決意の下、政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する、万全の風評対策を徹底的に講じるよう要望しているところであります。

今後も引き続き関係各機関と十分な協議を行いながら、住民の皆様の福祉向上に努め、要望活動を実施してまいります。

以上でございます。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問の1点目の5番目、村の推進する施策において、生業を健全経営する上での、風評被害対策や仕事づくり・収入安定などの対策についてお答えいたします。

まず、農畜産業についてです。農畜産業の風評被害対策といたしましては、福島県の方針に基づき、米の全量全袋検査、野菜等の出荷確認検査、村の自主検査を実施しているほか、畜産市場の検査など、関係機関での取組と併せて、安全性の確認と消費者の安心の確保、風評被害の払拭に努めているところであります。

次に、生業の再生発展を目的とした施策としては、これまでの取組に併せて、昨年からはさらに新たな産品づくりや新たな販路開拓に力を入れております。

例えばステップ1「農地を守る」、ステップ2「生きがい農業」の支援策として、福島県営農再開支援事業、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業があるほか、ステップ3「なりわい農業」の支援策として、村独自の「生きがい農業ステップアップ事業」、「素牛導入支援事業」、「農業用ハウス暴風被害対策事業」、「結の農業支援事業」、「園芸作物産地づくりモデル事業」などのほか、県単独補助事業である「原子力被災12市町村農業者支援事業」、いわゆる4分の3事業の申請の手續支援を行っております。

また、個々の経営体等へのヒアリングによる課題の掘り起こしをしつつ、特に市場関係者、仲卸事業者、大手の小売事業者との協議連携による「新たな販路」開拓にも力を入れており、これらは強い意欲を持って農畜産業に臨む方々の「なりわいの発展」に資する支援でもあります。

また、ステップ4「新たな農業」を実現するために、「農地中間管理事業」「機構集積協力金」を活用した、大規模な農地利用集積を実施しており、4年目となる今年度末まで

に400ヘクタール以上の集積実績となる見込みであります。

また、「新たな産品」づくりとして、「飯舘産黒毛和牛」の精肉や加工品の販売、道の駅までい館レストランでの提供、メルカリ寄附との連携や風の子マルシェでのインスタライブなど、飯舘牛復活・新生に向けて支援、応援していただけるファンを増やす取組も進めているところであります。

さらには、昨年から「あぶくまもち」の生産の再開と拡大に取り組んでおり、「飯舘村だからこそその取組」「飯舘村だけの取組」も鋭意進めているところであります。

なお、本村の基幹産業である農畜産業の振興を図るには、農業経営体の収入安定、経営基盤の強化が必須であり、昨今の肥料や家畜飼料、燃料等の高騰対策の支援関連予算を本議会に計上しております。

また、さきの6月定例議会において関係予算を承認いただきました「園芸作物産地づくりモデル事業」につきましても、今般の燃料・資材等の高騰の情勢を受け、畑作物全般への対象の拡大や村外営農者も対象とすることなど、要綱の改正に向けた準備を進めているところであります。

次に、商工業についてであります。

村では、昨年度からは「新たな起業」「新規参入」「産業創生」を目的とした支援も展開しております。

例えば、大規模、中規模の企業・事業者向けの国の「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」、県の「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等補助金」、村の「飯舘村企業立地等支援補助金」のほか、個人や中規模、小規模事業者向けの県の補助事業、あるいは村の「スタートアップ補助金」、「村内ベンチャー企業創出支援事業補助金」があり、これまで「村カフェ753」や、田舎レストラン「La Kasse」の操業にご活用いただいております。

さらに、国・県の事業を申請する前に「村内で何か事業を始めてみたい」といったチャレンジングな取組に対しても、村単独の補助率75%、限度額30万円の「スタートサポート補助」で支援をする旨、村広報や今般の住民懇談会などで周知しているところであります。

次に、林業についてであります。

村では、「ふくしま森林再生事業」による、延べ146ヘクタールの森林の間伐のほか、林道の新設、「大火山つつじの森」の整備などを実施しており、森林組合では2名の移住者を含む、約20人の雇用が生まれております。

今後、令和6年度の木質バイオマス発電事業の稼働による林業をはじめとする、村経済の活性化を期待するものであります。

なお、土木業、建設業、林業を含めた全ての事業者の健全経営のために、新型コロナウイルス感染症拡大により事業収入に影響を受けた事業者に対する支援として、国・県の支援策とは別に、令和2年度には「新型コロナウイルス感染症対策事業継続補助金」、令和3年度には「飯舘村事業継続支援金」を交付して来ているほか、今般の物価・燃料の高騰を踏まえて、新たに「物価高騰対策事業者支援金」の関連予算を本議会に計上しており、今後も国・県による支援策を最大限に活用しつつ、企業・事業者への支援を行ってまいり

ます。

村では、村民の皆様をはじめとする「ふるさとの担い手」の意欲にお応えするためにも、農畜産業や商工業の事業再開にとどまらず、新たな創業、起業、チャレンジを支援しつつ、企業誘致や産業創生に取り組むことで、村の活性化を図り、村外居住者の増加につなげてまいります。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、佐藤八郎議員のご質問2の環境改善についての1点目について、除染をあきらめて、「加害者の国・東電」の言うとおりに考えているのか。この状況は「生活するのに安心・安全」とする根拠を伺うについて、お答えいたします。

まず、国は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針で、「追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す」こと及び「追加被ばく線量が20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指す」ことを定めております。

これまで、村は独自の除染の目標値として、全村避難指示があった平成23年中に年間5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下を除染目標と定め、国に対しては、汚染濃度にかかわらず除染は反転耕ではなく全て剥ぎ取りで行うことや、イグネの伐採を行うこと等を要求し、徹底した線量の低減を求めてきました。

また、短期的な施策としては、除線後の農地や宅地を、村独自にガンマカメラで測定し、比較的線量の高い場所の再除染・フォローアップ除染を環境省に要請し、改善を図らせてきたところです。

さらに、中長期的な対策としては、継続した線量測定をしながら対応をしていくことが必要であるとの考えから、環境モニタリングや定点での線量測定により、空間線量の推移を記録し、広報お知らせ版などで公開しております。また、希望される方には、日常の行動の中で実際にどの程度の放射線量を受けたかが分かる個人積算線量計の貸出しを行っており、専門員が戸別訪問等により、分析した積算データに基づき、その期間の生活の中で身体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。

なお、1時間単位で積算する個人積算線量計を日常的に体に携帯していただくことで、1日単位、月単位など任意の期間中の数値をグラフ化して視覚的に確認できるとともに、1年間分に換算した積算線量を予測することもできるものであります。

また、時間当たりで突発的に高い積算値が記録されている場合は、どのような行動やどこの場所に行ったかなどを専門員が聞き取りし、行動との相関についての情報をお知らせし、放射線被ばくをできるだけ避ける生活をしていただくためのノウハウなど、放射線対策の相談もしております。

このようなデータを把握しながら、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えないよう対応していくことに加え、内部被ばく防止対策として、村内10か所に非破壊式の食品放射能検査機を設置しているほか、出荷物についてはさらに詳細な食品放射能モニタリング検査を実施するなど、生活の安全・安心につながるよう、対策を進めているところであ

ります。

また、村での生活に密接に関わる里山や森林の再生に向けた対策を行っていくことは、追加被ばく線量の低減のためにも必要であると考えております。

村では、国や県に対し福島県町村会や相馬地方市町村会を通じて、一日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした放射性物質に対する早急な対応をするよう要望を行ってきており、今後も継続してまいります。

また、ふくしま森林再生事業の実施のほか、現在整備を進めております木質バイオマス発電施設事業によっても、里山の再生を図ってまいりたいと考えており、今後も県や他の市町村、その他関係機関とも連携しながら、必要な対策に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問の2-2、風力発電等の再生可能エネルギー事業と安全・安心についてお答えをいたします。

村では、3月14日の「ゼロ・カーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業として、飯舘未来発電所での木質バイオマス発電事業などの検討を進めてきた経過があります。

なお、風力発電事業やバイオマス発電事業といった再生可能エネルギー事業は、自然の資源を活用して、人の暮らしに貢献することを目的とするものでありますが、大規模な開発に伴い環境への甚大な影響を及ぼさないための手順、手続が定められております。

具体的には、国では環境影響評価法を定め、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの制度を運用しております。

この環境アセスメントは、事業実施前に実施しようとする事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを求める制度であります。

村ではこの環境アセスメントにおける環境影響評価が適正であることに加えて、1つ目として各種法定手続が完了している、または完了することが確実であること。2つ目に、地区住民への十分な説明がなされ、合意形成が図られていること。3つ目に、地域貢献策の実施がなされること。4つ目に、いいたて美しい村づくり推進条例による審議会の意見を反映すること。この4点に加え、周辺自治体への十分な事業説明と理解を得られることを最低限の要件とし、事業者に指導しているところであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、住民福祉の向上に資するものであることを大前提とした上で、立地地区住民の皆さんを中心に議会や村民の皆様、周辺自治体とも十分に協議しながら、引き続き判断してまいります。

以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、2. 環境の再生についての2-3、長泥渡呂地区の避難解除後の課題や要求事項についてお答えいたします。

長泥地区の特定再生復興拠点区域については、来る9月23日から避難指示解除までの間、準備宿泊が実施されますが、さらに計画に位置づけられております令和5年の春の同地区の避難指示解除に向けて、各種の整備のほか、住民の皆様と協議、国との調整・協議を進めているところであります。

一方で、特定復興再生拠点の区域外については、国が一定程度方針を示しているものの、区域外を含む全域の解除に向けては課題があるとともに、引き続き国・県関係機関との協議はもとより、長泥地区住民の皆様との協議を重ねていくことが重要であると考えております。

こうした状況において、いずれも長泥地区全域が避難指示解除されたとしても、ほかの19行政区と同様に、農地の保全、農地活用の問題、住まい確保の問題、さらには雇用等の問題などが、引き続き解決すべき課題は多くあるものと考えております。

したがって、全村的に見ても、避難指示区域の解消のみをもって、全ての課題が解決されるものではないと考えておりますので、引き続き住民の皆様の状況を的確に把握し、課題の把握と解決に向けた取組に努めてまいります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の3、福祉の向上についてと、質問の4、医療体制充実について、お答えをさせていただきます。

まず、3-1、障害者・高齢者の対応策として、生活支援と日常生活援助や認知症への対応などへの、相談・支援の具体策についてであります。障害者の相談は村健康福祉課が窓口となっております。

また、南相馬市及び福島市の相談支援事業所2か所に委託をしまして、障害者が社会生活を送るために、地域活動や就労の訓練を行う事業所の紹介や、障害者が自立するための相談を受けていただいております。

支援策ですが、訪問サービスとしまして居宅介護、ヘルパーの利用や、自立生活支援があり、通所サービスとしましては就労のための「訓練就労継続支援」があり、さらには一般就労を目的とした「就労移行支援」があります。また、共同生活による自立生活訓練としまして、共同生活援助、グループホームがございます。

障害程度が重い方は、日中生活を過ごすための訓練「生活介護」があり、在宅で家族による介護が困難な場合や、短期の場合につきましては「短期入所」を利用し、長期の場合は「施設入所」がご利用できるようになっているところであります。

障害部位により、補装具や日常生活用具の給付も行っているところであります。体が不自由であれば、補装具として義足や義手、障害部位を固定し、補完する装具、車椅子、歩行器などがあり、聴覚・耳の障害があれば、補聴器などが給付を受けることができるようになっております。これらは原則、医師の意見を受け、県の判定を受けてから給付というふうなことになります。

日常生活用具としましては、特殊ベッドやマット、入浴用補助用具としてシャワーチェアなどの給付があります。

次に、高齢者の対応策であります。高齢者の相談窓口は村健康福祉課、包括支援センター及びサポートセンターで行っております。

介護保険をはじめ、緊急通報装置や電磁調理器などの日常生活用具の給付、郵便局や移動販売車による「高齢者見守り」などの支援に係る相談を受けております。

認知症に関しましても同様に相談を受けておまして、認知症カフェを開催しておりますので、気軽にご相談いただければというふうに思っております。

徘徊による行方不明の際に活用できますQRコードの利用や、認知症初期支援チームによる支援もございます。

また、当村の認知症サポーター登録者数は現在1,047名となっており、家族での対応のほか、地域で見守ることも必要不可欠というふうなことであります。今後も引き続き理解を深めながらサポーターを増員し、地域の包括支援体制を整えていきたいというふうに考えております。

次に、質問の3-2、介護・緊急通報・包括支援センター・社協との協力・共同した連携実態についてお答えをいたします。

村社会福祉協議会では、生活支援相談員が高齢者や独居世帯を中心に訪問をしており、サポートセンターでは様々な相談を受けておりますので、少しでも気になるケースは村へ報告していただいております。また、緊急通報システムの利用者においては、安全センターで緊急対応した案件については、その都度、村に報告をいただいております。

また、報告や相談を受け、健康福祉課内の各担当や包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、いたてクリニック医師、それから居宅介護支援事業所やサービス提供事業所、地域住民などの関係者で、随時ケースの相談や地域ケア会議を開催しているところであります。

会議では、細かな情報共有を図りながら、支援が必要な方に、訪問診療や訪問看護等の医療サービス、ヘルパーやデイサービス、ショートステイの介護保険サービス事業につなげているところであります。

そのほか、社会福祉協議会のお助け合い事業でのボランティア支援や、民生委員、地域の方による見守り等の協力もいただきながら、包括的な支援を行っているところであります。

直近の連携事例としましては、熱中症により頻繁に救急搬送されている例があり、緊急通報の安全センターや村社会福祉協議会と連携を取りながら、訪問や電話連絡を実施し、大事には至らず健康や生活環境を整える支援を行うことができました。

また、独居高齢者世帯で、体調を崩し救急搬送された事例におきましては、救急搬送時に搬送先が見つからない中で、いたてクリニックの本田先生から福島市のあづま脳神経外科病院に連絡をしていただき、受入れをいただいた事例もございました。

なお、その後、保健師や包括支援センター、社会福祉協議会が連携をしながら、遠方の家族との連絡調整を行い、ヘルパーなどの介護サービスを利用し、近所の方や知人などによる見守りの協力もいただきながら、在宅での生活を送られております。

このように、今後も地域で見守る包括支援体制を整えながら、関係機関等の連携を図っ

ていきたいというふうに思っております。

次に、3-3、住宅・介護保険・生活保護・貸付金などの社会保障制度の周知と受給の簡素化をして、人権を生かした長生き人生とすべきとの質問にお答えをいたします。

ご質問の住宅・介護保険・生活保護・貸付金につきましては、それぞれ実施機関が異なっておりますので、それぞれの機関が制度周知に対する工夫が必要と感じております。

社会保障制度は多岐にわたり、また制度要件も複雑であることから、まずは村健康福祉課にご相談をいただき、関係機関につないだり連携したりしながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、手続の簡素化につきましては、それぞれの機関の定めにより必要とする書類や、記入等省略できないものもございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。なお、ご不明な部分があった場合や支援が必要な場合は、お手伝いをさせていただいております。

いずれにしましても、福祉関係の困り事につきましては、それぞれ個別に丁寧に対処することが必要ですので、まずは村健康福祉課にご相談をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、ご質問の4、医療体制充実についての1点目「健康に異常が発生した際の、緊急・通常での診療を受ける実態を示せ。また、現状での課題と村診療所外への通院などへの対応」についてお答えをいたします。

まず、村内の医療機関「いいたてクリニック」の診療日は、今年度から毎週火曜日の午前・午後、木曜日の午前となりましたので、通常診療であればその時間内での診療が可能です。

また、本年1月に本村に移住されました本田 徹医師により、4月からいいたてクリニックの外来診療に加え、村内への往診、それから訪問診療を担っていただいております。

なお、本田医師による通院が困難な患者宅への訪問診療等につきましては、延べ件数で、4月が12件でありましたが、8月は55件と増えてきております。

また、訪問診療に当たっては、在宅酸素吸入や在宅での抗生剤の点滴など訪問看護ステーションとの協力を得ながら実施をしている状況とのことであります。

一方、緊急の場合は、以前からもそうありますが、救急車を要請し医療機関への搬送、受診ということになります。救急隊の判断により生命に関わるような場合につきましては、ドクターヘリを要請するような場合も想定されます。

ドクターヘリの離発着場につきましては、以前は飯舘球場のみでありましたが、現在は飯舘球場のほかに消防飯舘分署や防災センターでもできるよう拡大しているところであります。

次に、現状での課題についてであります。いいたてクリニックにつきましては、先にも申し上げておりますが、現在、診療日が週2日であり、診療日の増や診療時間の延長、さらには歯科診療の再開を望む声があることは承知しているところであります。

令和4年度からは、毎週火曜日の午後の診療拡大や訪問診療による診療日以外の受診等も少しずつではありますが、改善しているところでありますので、今後も指定管理先の社

会医療法人秀公会と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、村診療所外への通院などへの対応についてであります。医療機関の受診につきましては、多くの方が自家用車で通院されているのが現状であります。交通手段のない方につきましては、いいたてクリニックやつながっぺの利用については「生活支援ワゴン」、こちらをご利用いただいているところであります。

また、村外の医療機関等の利用については、公共交通機関の福島交通バスを利用し、川俣町の済生会病院や福島県立医科大学病院に通院される方もおりますが、村が委託しています村外介護サービス等送迎事業、こちらを活用し通院されているような状況でございます。

次に、4-2、村民が受診されている病気・症状での科目は、内科・歯科・眼科・整骨など多種・多様であるが、その実態への対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在、村内に居住されている方で飯館村国民健康保険の被保険者に係る医療機関の受診状況についてであります。令和4年7月分の受診件数は625件で、その内訳は村内受診が59件、受診率9.4%、村外受診は566件で受診率90.6%となっております。

村内受診の59件の内訳は、いいたてクリニックが32件、整骨・接骨が27件となっており、村外受診の566件の内訳は、福島医科大学などの総合病院が178件、診療所・クリニック、内科・消化器科・循環器科等でありますが244件、歯科が92件、眼科が35件、心療内科等が13件、整骨・接骨が4件となっております。

なお、病名の詳細までは分かりませんが、以上のような医療機関の受診状況となっております。

また、後期高齢者医療の被保険者についても、もう少し村内の受診が多いと思われませんが、社会保険の被保険者についても傾向的には大きくは変わらないというふうに思っております。

現在、村の医療機関はいいたてクリニックが一次診療として役割を担っているところでありますが、診療科目は、医科診療に限られております。また、自費診療として、昨年、小宮地区に整骨院が、今年、旧白石小学校に針灸ルームが開業し、少しずつ利用者が増えてきているようであります。

歯科診療につきましては、平成23年3月に2つの歯科診療所を廃止し、いいたてクリニック内に歯科診療所を開設しましたが、東日本大震災による原発の事故により診療開始より僅か2か月で全村避難となりまして、それに伴い診療を休止し現在に至っております。

受診科目で多いのは、医科の次に歯科が14.7%、眼科が5.6%となっており、特に高齢者は受診率が高くなる傾向のようです。

村としましては、健康診断の受診率向上と、保健指導による生活習慣病の予防に努めるとともに、いいたてクリニックでの外来診療と並行して、本田先生による訪問医療、つながっぺやサロンでの介護予防の取組を進め、さらに訪問看護ステーションと連携、それから村外でのデイサービスや医療機関を利用される方への村外介護サービス等送迎事業など、総合的な保健活動を続けてまいります。

私からは以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問5項目めのインフラ整備の現状と評価についてお答えをいたします。

村では、平成29年3月末の長泥地区を除く19地区での避難指示解除後も、農業再生のための基盤整備事業、道路改良事業、村道行政区委託事業、買物環境支援、いいたてクリニック診療再開など、インフラの整備を進めてきております。

なお現状としましては、公共交通整備、買物環境の充実、企業誘致による働く場の確保、携帯電話の不通話地域の解消など、解決すべき課題は多数あり、引き続き各種課題の解決に向けて努めてまいります。

以上でございます。

総務課長（村山宏行君） 質問の6、公共施設運営・管理について関連がございますので、6-1と6-2、一括してお答えをさせていただきます。

まず、公共施設の維持管理費についてであります。令和4年度予算額ベースで2億5,600万円となっており、主なものとしましては、宿泊体験館きこりが約4,200万円、いいたて希望の里学園が約3,420万円、道の駅までい館が約3,300万円、いいたてクリニックが約2,500万円、役場庁舎等が2,437万円となっております。

また、令和4年度の公共施設からの収入見込額であります。使用料として4,467万1,000円、財産貸付収入として2,914万8,000円、合計7,381万9,000円を見込んでいるところでございます。

使用料の主なものとしましては、公営住宅使用料2,633万1,000円、行政財産使用料1,572万2,000円となっており、また、財産貸付収入の主なものとしましては、土地貸付収入1,835万6,000円、光ファイバーケーブル貸付収入867万7,000円となっております。

現在、令和2年3月に策定いたしました飯館村公共施設等総合管理計画の改訂を進めておりまして、その中で、固定資産台帳の精緻化に取り組んでいるところでございます。

これは、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等の対応策を検討するために、保有する資産の状況を把握するための固定資産台帳の精度を向上させるものであります。

また、精緻化した固定資産台帳のデータを基に、個々の施設の情報を整理した公共施設カルテを作成することとしております。

この公共施設カルテに建物の構造や面積などの基本情報に加えて、利用状況や収入、施設管理費、運営費等の支出の状況等を整理し、費用対効果の分析や施設の有効利用、解体、更地化、売却なども踏まえた、多様な視点での公共施設運営の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問要旨7-1、国政・地方政治で問題になっている統一教会との関わりについて伺うとのこと質問にお答えいたします。

まずもって、村は特に震災以降ですが、国、県はもとより、様々な団体、個人からのご支援をいただきながら、復興を進めてきており、ご支援いただいた多くの方々に改めて感謝を申し上げます。

ご質問のとおり、村で開催される事業やイベントにおいては、様々な団体や大学等がボランティア等で関わってきておりますが、公共施設の利用に当たっては「公の秩序を乱し、

又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき」は利用できないとする規定がございます。申請書の催事内容によってはお断りさせていただくこともありますし、主催団体によっては宗教活動ではない旨を確認し、ご利用いただいていたところがございます。

おただしの旧称「統一教会」との関わりであります。現在まで主催及びボランティア団体等に旧称「統一教会」の関連の活動があったという事実は把握しておりません。

また、村としましては、個々人が信仰する宗教等については、信教の自由を保障する観点からも特段の確認はしておりますので、ご理解を願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は14時45分とします。

（午後2時24分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後2時45分）

議長（佐藤一郎君） 8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） 最初に、1-1について、質問では要望・要求の実態ということで、内容を言ってもらえればよかったですけど、違うところでの大臣が訪問したときの要望と大体同じなのかなと思っていますけれども、これを村民に広報やお知らせ版で周知していくのか。さらには村民へのそういう国や県に挙げる要望を村民に、横山議員からもあったようなアンケートなり何なりで、対話なりで要望をお聞きするという、そのことも加えた要望を今後出していか、そういうところについてはどのように考えているか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国への要望書の内容についてでございます。

まず、要望書の内容どういった内容だと、この部分につきましては先ほど答弁しましたとおり、今後、広報等では内容を分かりやすく整理した上で、一定程度出して、一定程度というか村民に分かりやすく整理した上で出していくように検討していきたいということでもあります。これからどういった内容を、村民からの要望を聞き入れながらの要望にしていくのかという部分ではありますが、今まで、これまでの懇談会等も行っておりますし、行政区のヒアリング等も行っておりまして、その中で出された要望の案件等を整理しながら、要望書の作成をしてきているというふうに思っているところであります。でありますので、今後も行政区あるいは議員の皆様からのご意見といった部分も含め、またさらには住民懇談会等が今後また開催いたしましたら、そういった部分も含めて、全体的に精査の上、庁内で検討して要望書の提出をしてまいりたいと思っているところであります。

8番（佐藤八郎君） 分かりました。

1-2について伺いますけれども、答弁の39ページで、「国や関係機関が原子力災害事故による人権や生存権についての影響の検証を実施したかどうかについては把握しておりません」という答弁ですけど、私、国や関係機関に質問してるのではなくて村にしているんですから、村民の奪われた権利は分からないという答弁なのか、調べる気もないのか。例えばね、住居権や教育権、いろんなコミュニティーの権利なり、いろいろ奪われた権利

って、憲法上から照らしてみればいっぱいあるんです。だから、そういう点ではどうなのかということ質問しているので、把握しておりませんという答弁はどうか。国県で把握していないのか、関係機関がやっていないのかという問題ではなくて、村民の立場に立った我々村民の権利はどう奪われたり、どういうふうになっているのかなので、今後きちんと検証して、そのことはやっていただきたいと、これは強く要望しておきます。

次に、1-3ですけれども、長泥地区の住民の皆さんが戻っていただける環境づくりに努める。では国県、村はほかの19行政区での検証はどうされて、課題は何があって、その課題に向かってどのように努力をしていくということになっているのか。この42ページの下から3行、長泥について答弁していますけれども、その点ではどうですか。

私、この11年たってみて、原発事故が起きたもので、私そのものが分かったことがあるんですよ。国は国民の生命により経済を優先させる。国はこのままにして、放射能をばらまくことにした。マスメディアは洗脳の道具だったと。で、重要な情報は隠蔽されると。命より原発の利権を優先する方が、政府、財界にいっぱいいるということが分かりました。

このことを踏まえたときに、この今言われている。だから、最初の文科省の発表でね、スピーディーはほら非公開にするとか、原陪審もほら被害者は納得しないって、朝日新聞に載ったり。さらにはこれ、避難解除の次の年に、東京新聞で、山菜食べる日常遠く、飯館で放射能検証ってこれ、放射能検証してくれた、あの山菜を検証してくれた方がいたので載ったという。こういう後は、その後何があったかといったら、仮設住宅路が建設ラッシュになって、あっちでもこっちでも2年や4年のものが、壊されるものがどんどん建設されたという。

こういう流れを見ると、非常にきちんと村民の立場で、どういうふうにするのかという部分を、はっきり飯館の全体の環境を将来的にどうしていくんだかというのは本当大事なのです。そういう意味では、それを課題は何があって、それに向かってどのように努力していくんだというものがないと困るんですけれども、今言えることありますか。

村長（杉岡 誠君） 今言えることはというお話なので、非常に広範になってしまうかもしれないので、絞って話をいたしますけれども、村をどういうふうにしていくかというのは、確かに先ほど別の議員の方からも指摘あったとおり、過去に立ち戻ってですね、ある状況に立ち戻るということではなくて、これを逆境をばねにしながら前に進んでいくという考え方が非常に大事だなと思いますので、そこをしっかりとやらなければならないですし、この11年半年余り過ぎる中で村民の方々、皆さんそれだけ年を経ているわけですから、高齢化というものは非常に進んでいる。そういう方々をどう支えていくかというのが、今日の前の部分がありますけれども、もう一つ、私の村政の方針の中でですね、村民の今を支えるという部分ともう一つ、村の将来への布石という部分を考えて上で、今から取組を始めもの、今準備を始めるものという中で様々なことをやっておりますので、全体像が分かりづらいというお話ですが、それはこれからさらに村民の方々に示すやり方というのはしっかり検討していきたいと思っておりますけれども、今年度ですね、2つの力点の中で、村民の今を支えるという部分と村の将来の布石ということ、しっかりこれからも取り組んでいきたいとそうように考えております。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) 1-4に入りますけれど、答弁で、何よりも住民の安心と安全の確保が優先されるべきであるというふうに行政は承知しているんだと言っていますから、なる前とは経済効果から見て、風評被害でのこの進捗です。昨日あたりの民報にも何か、放流することでの何だとかって記事はありましたけれども、だから、そこはその住民の安全と安心の確保にとっては非常に大事なんですけども、だから今は村長が替わったことで、やっぱり言うべきことはきちんと、元の検証をきちんとされて、言うことは言っていないと、いつまでも長泥村民と19行政区の村民は違う人たちみたいにされてきたんですから、同じ村民で公正公平なんだというものに、きちんとそういう立場に立たないと。向こうのやりやすいように活用されていくなと感じています。先ほど言いましたけれども、マスメディアに洗脳されていくようなことではなくて、原点に戻ってきちんとやるのが、やっぱり風評被害を許さない、きちんと損害賠償させるということになっていくんですよ。だから、そういう点ではどうかなと思いますけれども。

村長(杉岡 誠君) いわゆるその長泥行政区の、長泥住民の方々を、今お話としてはありましたけれども、多分その全村民平等だという、そういう話の中でのご指摘かなというふうに思いますので、そこは以前にも答弁させていただいておりますが、村単独だけではなくて、相馬地方の市町村会とか県の町村会という、非常にどの自治体も全ての方向性を向いている、同じ方向を向いているんだという形での、要請・要望活動をさせていただいておりますし、私県の町村会の理事でもありますので、そういった形で国県のですね、直接活動もさせていただいておりますから、さらに活動を継続させていただきたいというふうに思うところです。

ただ1点、私たちが避難中ですね、ほかの賠償を受けられないような市町村の方々等から、いろんな言葉をいただいたという経緯もありますので、その長泥地区という話をですね、あまり私たちが村の中でその話をする、やはり気持ちとしてもあまりよくない部分があるのかなというふうに拝察しますので、まず村としてはしっかり住民の方々の話を聞きながら、避難指示解除を今目指してる状態です。その中で課題を解決していきますし、それとともに19行政区、20行政区全てのことについてはさらに活動を努め、強めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) 1-5なんですけれども、この答弁にはもうやる気のある方への並々ならぬ、この行政としての仕事ぶりは分かるんですけども、原発事故の前のような村づくりってこう、基幹産業の農業を置いて、商工業の部分を見てとなっていけば、村とか自営商工会、森林組合との連携の在り方、これも12年たとうとするときに、やっぱりもう一回、原発事故前の村づくりの在り方、組織の在り方も含めて、きちんとそれなりの協議をされ、検討され、そういうスタートをなるべく早くすべきだというふうに思うんですけども、その辺の所見を伺っておきます。

村長(杉岡 誠君) 今、村の商工会あるいは農協さん、森林組合さんとの連携とか、そういったことの足並みの部分の話をご指摘いただいたのかなというふうに思いますが、私自身、

今、様々なところで村の直接の協定とかという形ではないかもしれませんが、村まわりの事業とかですね、あるいはライスセンターを經由して農畜産業を含めての、例えばその飯舘牛という名称は使いませんでしたけれども、飯舘産黒毛和牛を道の駅で5月に販売したときのそういう連携というのは、実は農協さんのよほどのご協力をいただけてきたという部分もあります。

それから、森林組合についてはふくしま森林再生事業をはじめ木質バイオマス事業の中で、これから相当力を入れていただくという部分がありますから、私としては連携は深めているというふうに思っているところです。

ただ一方で、行政側が持っている課題を、そちらのほうにも例えばこういう協力をいただきたいと、何とかというところまでは、もしかするとまだ行っていないかなというふうに思いますので、その辺は今後担当課でもいろいろと検討させたいというふうに考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 前は村づくりのほら祭典というか、それらのイベントあったから、それに向けて定例で集まる部分もあったんですけども、やっぱりある程度、半年に1回とか、4か月に1回とか定年の課題をお互い出し合って、連携できるものはしたり、こういう点があるのではないかと、それぞれ考え方なり学んでいることなり、体験していることが違うので、出し合って、一緒になってやったほうがいいんじゃないかと思えます。そういう点では、定例化したものを協議の場として持てれば一番いいのかなと思っています。

そのことと、あとはJAで農業者の所得アップ検証報告ってこれ、何か月か出しているんですけども、村に置かれたままの放射性物質の影響を考えないといけないので、この農協福島二本松から安達から、合併した中で農業者の所得アップが飯舘の農家にどう通用するかというのはよく分からないですけども、いずれにしろ日本の全体の農業をめぐる中で所得アップはこういう事例が何種かあるわけです。ましてや飯舘は専業農家率も高かったし、兼業農家もありますけれども、どっちにしろ危険性を防ぐために、複合系ですよね。だから畜産と水稻、何かと何かみたいな、そういう在りし日の農業の発展した過程があるわけですから、そういうものを含めると、何がいいのか、今の中でどんな補助事業も含めありながら、除染ひとつもしながら、非常にこう何でもない農業を見た場合、放射能のない地域の農業所得アップを見た場合も含めて全体を見なくてはならないですから、そうすれば、その点ではどうなのかという、非常に参考になるので、その点での産業振興の意味での所見を伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 今飯舘村の中でですね、答弁にありますように様々な農業経営者の方への支援を行っているところであります。主なその品目的なところでいきますと、震災前から続いておりました水稻を中心に、そのほか放射性物質の影響は少ないというようなことが当初ありましたけれども、村のほうの基幹産業でもありました花卉、そのほか園芸作物、そして畜産という形で、飯舘牛復活を目指してやっているということになります。

今議員のほうでお話がありました、いわゆるその複合経営という形、震災前の形態を踏

まえた状況、その複合経営の在り方であるとか、あとは今そのJAさんの牛を例に取られましたけれども、様々行っている施策等含めてですね、やはりこれからどういった品目を、村の中でさらにこれを推奨していくかというところが大事かなというふうに思っております。ここにつきましては、既存の国や県の経営所得安定対策、その他の対策等も踏まえながら、何が飯舘村の中でやっていくといいのかというその見定めをですね、農業者等の意見を聴きながら決めていくということが大事かなというふうに思っておりますので、そうした方向性を見ながら、今後の農業振興を進めてまいりたいと考えている次第であります。

以上です。

8番(佐藤八郎君) そのことは安定、安心というのは、きちんとした収入見込みがないと安定、安心にならないですよ。大昔はね、もの作って、おいしいもの食べてもらうのが生きがい、農家の生きがいという時代もあったけれども、今そういうことではないから。必ず所得というもののアップしない限りやれないんですよ。だから、そういう点はきちんとそういう専門に農協が出しているわけですから。

役場は飯舘村の管理者でもなんでもないんだから、農家の人と一緒に前向きに進めるというのが本来の仕事ですから、よろしくお願ひしたいと。

あと、次の質問2-1なんですけれども、やっぱり放射能被ばくをこれ以上しないということが一番大事なので、被ばくしない生活ができるような対策なり周知をやったり。そのためには現地をきちんと検証されて把握するというのが基本なので、このことはさらに続けてやるべきだなというふうに強く申し上げておきます。

あと、風力発電云々の関係では、この間議会に協定が終わってから協議の場を設けてももらいましたけれども、私らもこの間も川俣町議会での風力発電の傍聴に行ってきましたけれども、いろいろそういう意味では、我々も勉強したり、いろんな研究をしたりしているので、協定を村が結ぶ前に、そういう場をぜひ設けてほしいなというふうに思っておりますので、これも要請しておきます。

あとは、長泥地区の2-3ですけれども、これ長泥地区も含めてのさっき答弁の中で、「引き続き住民の皆さんの状況を的確に把握して、課題の把握と解決に向けて取組に努めてまいります」って書いてありますけれども、これまでより把握の方法とか在り方をどのようにするのかというのを示さないと、これまで以上に取組努力していることにならないんです。これ何回か聞いていますけれども、ずっと同じ。検討して取組に努力するだけだったら意味がないんです。だから、そういう意味ではどういう方法で在り方を、まあ、今度懇談会もやられたので、さらに今度もやるという話なので、そのことをプラスしたり、その住民と会った場合の要望を、これだけの職員がいるんですから、いろんな場でいろんな村民と会うと思うんです。そのときに聞いたこともやっぱりちゃんと条文に上げていくというのは、基本かなと思っています。このこともお願いしておくところです。

3-3のこれ全体に医療関係、福祉関係そうですけれども、医師とか関係者とのこの定例の会議の場なり連携、協議の場、これを具体的にしていられると思うんですけれども、そこで出されたことの解決策は、健康福祉課だけの話ではなくて、こっちの課長たちも全

体に、多分庁内会議やられて、その方法もあるのかどうか分かりませんが、全体のものにしていかないとなかなか村民に伝えるものにならないのかなって、何か最近思うようになったんです。前はもっとう離れていないというのもあったのかもしれませんが、そういう点が一つあるなと思っています。

あとは、公共施設の問題でカルテを今後作成するんだということがあるんですけども、これ期日早めに作成して、これ作成期限はいつになるのかだけ聞いておきます。

総務課長（村山宏行君） この公共施設の台帳の精緻化ですね、そちらについては年度内ということで考えております。それを基にしてのカルテ作成ということなので、今年度、それから一部は来年度にかかるかもしれませんが、いわゆる公共施設の建物ごとにその詳細を細かに分析をしていくということになりますので、若干お時間をいただくのかなと思っています。

8番（佐藤八郎君） 時間ないのであれですけども、私が入り入れた関係でね、宗教年鑑見ると20の大きな宗教会があって、飯館の村民が加入とかいろいろして、私に寄せられた相談ごとというのは、幸福の科学、創価学会、立正佼成会、霊友会、統一教会、世界真光文明教団とかって、こういういろいろあるんですけども、こういう被害がちまたで徐々に出てくると思うんです。宗教ですから、宗教の自由は分かりますよ。ですから、そうですけども、あとはほら統一教会の原理研究会の新聞ってよ、これ18か所の大学の中にできるのね、現実にはね。東京大学から京都、東北大学から京都、北海道大から早稲田大学とかっていろいろ大学名ありますけれども、あとはほぼ宗教団体ではないですけども、組織ね。これも19の組織があって、それ全部つながってそもそもは統一教会に行くやつなんですけれども、上部はみんな統一教会が家庭連合なんですけれども、だから今後いろいろやる場合も、十分そういうデータ、今十分取れるでしょうから、確認してやらないと今後ほら、今度の国葬終わってその後の国会とかが開かれれば、この問題は国会で十分今後論議される部分なので、非常に我々議員自らもそうですけども、気をつけなくてはならない部分なので、間違ってもそういう国民を苦しめたり、被害者をつくるような組織と一緒にやったイベントとか、そういうものはやらないでほしいなと、村民のためにも要求をして終わります。

村長（杉岡 誠君） ちょっと幾つかご要望いただいた件の中で、私のほうでつけ加えさせていただくところがあるかなと思いますので、お話をいたします。

八木沢の風力発電の件をご指摘いただいたかなと思いますが、協定を結んでから村のほうで報告あったというふうなご指摘ありましたけれども、その前に全員協議会のほうにその事業者のほうに来てもらって、その中で質疑応答をしたという経緯があったかなと思いますので、村としてはその辺は丁寧にしっかり今後取り組ませていただきたいなというふうに考えております。

それから、長泥地区の避難指示解除に向かっている状況の把握とか、課題の把握というものについてはどうやっているのか、お話がありましたけれども、長泥行政区さんは非常に役員会を大事にしているといいますか、そういう部分がありますので、まずはその区長さんはじめ役員の方々にいろいろお話をさせていただきながら、この間6月19日だったかと

と思いますが、住民の説明会という形を取りましたが、そんな機会も設けましたので、今後さらにそういう機会を設けていきたいなというふうに考えております。

それから、本田先生のその定例的な打合せ会議について、担当課で毎月やっております、私も書面で報告をいただいているところでもあります。それ以外にコロナ対策会議のほうに、専門といいますか、何というかアドバイザーというような形で入っていただいて、本田先生が会議の中でご意見を述べていただくという場もあります。ただ、その協議の中で担当課でどんな打合せがあったかというところまでは、確かに共有までは行けていなかったかなと思いますので、その辺は必要性を含めて、今後検討していきたいなというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

4番、飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） こんにちは。4番、飯畑秀夫です。

朝晩涼しくなり、秋の足音が聞こえる季節になりました。

現在日本全国で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国各地で敬老会及び秋のイベント等が中止となっていると聞きます。今現在、日本国における感染拡大状況は世界でもトップです。早くマスクなしでの日常の普通の生活に戻れる日を願っております。

また、経済では物価高騰により厳しい生活が続いております。日本財団の今年5月の調査では、子供7人中1人は相対的貧困であるという調査が出ております。また、日本国における相対的貧困世界ランキングは13位となっており、G7ではアメリカ合衆国に次いで高い水準となっております。この調査から見ても、国民の生活は厳しいことを示しております。

そんな中で、自分的には明るいニュースというか、夏の高校野球で福島県代表聖光学院高校が今まで最高のベスト4になりました。また、高校野球100年以上の歴史の中で、東北勢初めて、宮城県代表仙台育英学園高校が優勝いたしました。皆様ご存知のとおり、白河の関を優勝旗が越えたときには、東北の皆様本当に感動を与えた、喜びを与えたと思います。

福島では、9月10日に第16回市町村対抗福島県軟式野球大会が開幕しております。本村飯館チームは今秋土曜日9月17日に福島市信夫ヶ丘球場で、1回戦白河チームと対戦する予定であります。ぜひけがのないよう全力で、飯館チームには頑張ってもらっております。

それでは、一般質問に入ります。

私からは、2項目、4つ質問いたします。

1番、震災から11年6か月が過ぎ、なかなか復興が進まない中、日々過ごしております。

まず、最初にいたて希望の里学園についてお伺いいたします。

全国的にも問題になっている、いじめや不登校が増えております。本村の学園にいじめや不登校の生徒がいるのかどうか、お伺いいたします。

また、円安が進んでいる中で、また物価高騰が大きくなっております。食料品等の価格

が値上がりしている。その中で、学園における給食に影響があるのかお伺いいたします。

2番目、帰宅困難区域についてお伺いいたします。

①「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の実施について、令和4年8月23日に内閣府原子力災害対策本部から本村の特定復興再生拠点区域を令和4年9月23日金曜日から避難指示解除までの間、準備宿泊を実施することですが、準備宿泊を希望する人数をお伺いいたします。

②また、準備宿泊中は自由に出入りできるのか。また、村民の暮らしと安全を守るために、警察、消防等の連携が必要と考えるが、本村の対応をお伺いいたします。

以上、2項目お伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、4番 飯畑秀夫議員のご質問1-1、いじめや不登校生徒はいるのかについて、まずお答えいたします。

まず、いじめの定義についてですが、平成23年に起こりました大津市の中学生のいじめによる自殺以降、全国的にいじめに対する考え方が変わってきております。現在では「心理的または物理的な影響を与える行為で、児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされ、例えば悪口を言われたり、いたづらをされたりして本人が「嫌だった」と感じれば、それはいじめと認知されます。また、この定義に基づき、文部科学省でも「いじめは社会性を身につける過程にある児童生徒が集団生活をしていく上で、どの学校でも起こり得るものであり、一定そのいじめが認知されるのは当然である」との見解が出されております。本村でもこの考え方を踏まえて、「飯館村いじめ防止基本方針」を策定し、普段の生活の中で教師が観察をしたり、児童生徒にアンケートを取ったりするなどして、積極的にいじめを認知し、解決に取り組んでおります。

いいいて希望の里学園では、児童生徒を対象に定期的に学校生活に関するアンケートを取っており、最新ですと今度の夏休み明けのアンケート調査を行いました。前期課程についてはいわゆる小学校ですね、「嫌なことを言われたり、されたりした」と答えた児童が9名おりました。現在は先生方がそれぞれの回答について丁寧に聞き取りを行い、必要に応じた指導をしているところです。なお、9名中の多くが低学年の児童であり、生活の中でのふざけやいたづらについて記載しているため、日常の友だちとの関わり方について指導することで解決に至っているものと考えております。

また、後期課程、7年、8年、9年生、中学生ですね。後期課程の生徒については「いじめを受けた」と答えた生徒はおりませんでした。

次に、不登校についてです。文部科学省によって「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」というふうになっております。これに当てはめますと、今年度の不登校児童生徒数は全校で、1年から9年までですね、3名となります。

なお、学校が少数数でもあり、個人の特定を避けるためにも学年、性別などの内容は、内訳はお答えできませんが、この児童生徒についても、学級担任を中心に家庭訪問をしたり、登校時に面談を行ったり、個別の学習支援をするなど、きめ細やかな対応を取ってお

り、日々、不登校解消へ向けた努力を行っているところです。

続きまして、ご質問の1-2、物価高騰により、食料品等の価格が値上がりしており、当園における給食に影響があるのかについてお答えいたします。

議員おただしのように、物価高騰により食料品等の価格が値上がりしていることは承知のことと思います。

学校給食においても、食料品等の値上がりが続いておりますが、現在、村ではまでの里のこども園、いいたて希望の里学園、いずれにおいても給食費を無料としているところであり、保護者負担はないことから、保護者への影響はないものと考えております。また、食品等の値上がりによる給食の質の低下や量を減らすということも行っていないため、子どもたちへは安心した給食の提供ができているものと考えております。

なお、給食にかかる経費については全額公費で支出していることから、今後も適切な予算執行に努めるとともに、価格高騰の影響については今後とも注視してまいります。

以上です。

村長(杉岡 誠君) 4番 飯畑秀夫議員のご質問の2点目の2-1、準備宿泊を予定している人数と、2-2、準備宿泊に当たっての警察と消防等との連携について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の準備宿泊を予定している人数ですが、住民の皆様ご家族構成等も変化していることから、一概に予想することはできませんが、長泥地区特定復興再生拠点区域内の居住可能な家屋は10軒であり、最大でその家屋にお住まいになっていた世帯の方々が準備宿泊をされるものと想定しているところであります。

なお、9月12日から準備宿泊の受付を開始しているところでありますが、現時点では、準備宿泊の登録申出はまだないところであります。

次に、警察及び消防等との連携についてであります。

環境省による環境再生事業等のインフラ整備等が継続していることもあり、長泥地区の住民の皆様のご意見を伺った上で、これまでと同様、3か所のゲートについては準備宿泊期間中も現在の状態のまま残すこととしております。

このため、工事関係者の長泥地区内への立入りについてもこれまでと同様であり、村や内閣府が通行許可証を発行した事業者等に限り、立ち入ることが可能な状況となります。

警察や消防関係については、長泥行政区の皆様にご理解いただくことにより、準備宿泊の届出の情報を共有し、長泥地内の見回りを行っていただくとともに、有事の際にはすぐに出勤できるよう協議が済んでいるところであります。

引き続き、長泥地区の皆様が安全に準備宿泊を実施できるように取組を進めてまいります。

4番(飯畑秀夫君) まず最初に、いじめや不登校の生徒はいるかについて再質問いたします。

全国的にやっぱり多いという形で、小さい低学年のちょっとしたことがいじめに感じるというか、今原発事故でやっぱり離れて村外から通う子供、また、今新しく村に移住というか、村に住んでくれた子供たち、最初接点がうまく行かないということは私最初聞きましたけれども、徐々に先生方も間に入って解決しているという形で理解いたします。

また、不登校に関しましては、文部科学省が2021年10月に発表した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小中学校における不登校の児童生徒は19万6,127人と過去最多。特に小学1年から中3へ学年が上がるほど不登校の児童生徒の数が増加しているという、文部科学省の発表であります。

それでお聞きいたします。不登校の生徒がいた場合、先生の中でこれカウンセラー的な人はいますか。お伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 教員の中には生徒指導担当等もありますし、あるいはもちろん教育相談できますし、養護教諭もそういう役割を担っております。ただ、教員ということではなくて、職員の中にスクールカウンセラー、これは月に二、三日のペースで来ております。内容等はもちろんカウンセリングということになります。それからスクールソーシャルワーカー、これは学校だけではなかなか解決できない、保護者との関わり、もっとこう家庭の中に事情がある場合ですね。それから、関係機関との連携等を結んでいただけるような、そういう役割を担っていただけるようなそういう役割なんですが、スクールソーシャルワーカーは週に2日から3日のペースで関係機関と、そのほかにも関係機関との連携等図っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） きちんとした対応が取られているということで。

不登校の生徒は数人いるんですけれども、希望の里学園ではタブレット等を各自持っているということなんですけれども、その不登校の生徒に対してそのタブレットを活用して、先生方がカウンセリングではないけれども、勉強とかいろんなことでこうタブレット同士で、例えばズーム等を活用して、その中で勉強とかいろんな学校のことを伝えているのか、やっているのかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） まず、あまり詳しい情報は控えたいとは思いますが、学校に完全に来れない子供ではない場合があるので、その場合についてはいわゆる来たときには別室登校であるとか、どなたか教員がついて授業を教えたり、そういうことができますので、そういう状況の場合はタブレットをあえて使う状況ではない。それから、残念ながらほぼ来れない子供については確かにタブレットというのは有効ですし、健康観察等で使うことはもちろん可能なんですけど、ただ、学校としてはまずはタブレットよりも登校してもらって、面談で話をしたり教育相談をしたりという、そういう現在スタンスで指導しておりますので、ただ、今後の状況によっては、そのタブレットを活用して授業なり教育相談というのでも考えられると思います。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 教育委員会で発行している学校の教育指導の重点、「竹のようにしなやかに、すくすくと」、これを見ると、本当にゼロ歳から9年生まで、小中一貫校、ゼロ歳から教育を学べる。本当にこの資料を見ると、すごい学園だなということを認識します。

その中で、ALTの先生を活用しているとあります。英語とかに力を入れているところ書いてあるんですが、オーストラリアに今回研修に行ってきたわけなんですけれども、その英語力はどんな形であったのかお聞きします。

教育長（遠藤 哲君） まず、ALT 1名常駐しておりますが本当によくやっていただいて、もちろんゼロ歳ではありませんね、四、五歳、つまり幼稚園から9年生まで、実際にこう子供たちと話をしたり、小さい頃は英語活動ですから英語に親しむということですが、後期課程では指導にも入っております、本当によくやっていただいております。

それで、今回の語学研修、Eツアーについては、事前に子供たちが日常の会話ができるように、そういう資料を非常に親身になって作っていただいて、実際同行はしなかったんですが、子供たちのことを考えて丁寧な資料を準備していただきました。そのおかげもあって、子供たち実りある研修ができました。ただ、その英語力が向上したのかどうか、ちょっとそこはまだ2学期始まったばかりで分かりませんが、今回もちろん指導力向上を図るというのも目的なんです、まずは英語に親しむと、慣れると。特にホームステイですので、ホームステイ先のご家族とできるだけ英会話を自然な形で実践すると、そういうことを目的としていきました。少なくとも、英語に興味は持ってくれたというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） 飯畑議員に申し上げます。ただいまの質問は通告外ですので、質問を変えてください。

4番（飯畑秀夫君） 大変申し訳なかったです。この学校の資料を見たら、何か英語のことが頭に入ってしまって、ついつい質問いたしました。

いじめや不登校の話ですけれども、先生方がいっぱい一生懸命今やっていることを理解いたしました。

その中で、生徒を教える先生に対してはいじめやパワハラ、先生方でそういうのはあるのか。あれば、その対策とかどのようにしているのか、お伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） パワハラの調査というのは、県で行っております。ただ、その子供たちに対する、子供たちですとパワハラといいますか、体罰等はこれ現在はありません。同僚間でのパワハラというのも、報告はされておられません。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 私の小さいときにはやっぱり先生同士でね、先生がいじめられているとか、そんなことがありましたので、子供にいじめがあれば先生方にもこうあるのかなと思ってお聞きしました。もしあれば、その対策、対応でどのようにするか、前もってやっぱり決めておく。先生方にもアンケートをいろいろ実施していると思うので、先生方にね。教育する上で、先生方もやりがいとかね、気を使わないような職場でお願いしたいと思います。

また、給食につきましては今全国で問題になっていて、もう決まっている予算の中で、給食を作って調理して食べて、いろいろ工夫しながらやっている自治体もある。そんな中で、本村では問題は今ないということですが、昨年よりも実際やっぱり材料費が高騰しているのか、昨年度に比べて簡単に何%ぐらいこう上がっているか、結局負担は増えているのか。分かれば教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 昨年度と比較して何%というのは、現在まだ集計をしているところ

ですので詳しいお答えはできないんですが、やはり児童生徒数、発注数によっては、児童生徒数の数も違うし、季節によって食料品の単価も違いますので、現在は統一な100グラム単位で何月は幾らだったというのを、昨年と今年を単純比較させていただいて、その差額を出している段階でございますので、具体的には何%と言えないんですが、年度末には学校等の比較ができるという、今のところ準備をしています。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） までの里のこども園、いいたて希望の里学園の村に通っている子供たちの人数を見ると、令和4年8月22日現在115人、その中で村外で学校に通っている、通学している、通園している子供が41人います。本当に115人、うれしい限りであります。

そこでお聞きします。今、教職員等は何人勤めておりますか。

議長（佐藤一郎君） 飯畑議員に申し上げます。先ほども言いましたように、ただいまの質問は通告外ですので、この関連した質問をお願いします。

4番（飯畑秀夫君） 先生の人数と入れて115人と、先生が40人いたら150人ぐらい、給食を作っているのかなということでお聞きしたかったんですが。

質問でいいですか。では、お答えください。

教育長（遠藤 哲君） 学校の給食室に限りますと、生徒数、実は2学期から3名さらに増えて118名おりまして、そして職員全て含めると43名いますので、足し算すると161人になりますか、その程度作っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

本校では給食費が無料、学費も無料ということでやっていますけれども、それは今後何年間続けるとかということはあるんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） まず、何年かというのはまだ、もちろん決まっておられません。ご存じのとおり、令和2年度からですね、例えばおやつ代であるとか、制服の2着目以降保護者負担とかというふうに少しずつ一部負担を進めていますが、今年度については昨年度同様にしておりますが、この先については、申し訳ありませんがまだ決定していません。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 学校関係にしては給食費等、村の多分条例があると思うんですが、教育長、村長が認めた場合、学費免除、給食費免除となるのかなと思うんですが、やっぱりその免除、いつまでも続くものではないのかなと思っております。その中で、やっぱり決まった予算の中で、やりくりというか執行していかなければならないときが来ると思うんですが、その点に関しましてはいかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 私がお答えできる範囲ですが、現在ですね、被災児童生徒就学支援事業というものがあまして補助をいただいておりますが、それがなくなってしまったときにどうするのかとそういったことについては、これ教育委員会だけではなくて村全体で検討していかなければならないと思います。ただ、先ほど言いましたとおり、全て保護者負担、無料というわけではなくて、一部は負担をしていただいて、これについて徐々に進めていくという考えもあります。

ただ、決定はしておりません。

4番（飯畑秀夫君） 先ほど言った答弁、村に通学している生徒が118名、村から通学している人が43名ということで、本当にありがたい、うれしいことでもあります。そのために、やっぱり学校で先生方の教育、またそのいじめ、不登校にも対応してもらっているのはありがたいです。また、給食もやっぱり子供たちの成長に欠かせないものなので、村の食材も利用しているのかも一応伺いたします。

教育長（遠藤 哲君） たしか昨年度からですね、村の食材も月数回になります利用して、子供たちに食べていただいております。大変好評いただいております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 続いて、学校関係を終わります。帰宅困難区域について伺いたします。

9月23日から避難解除に向けて準備宿泊をすることですが、それに対し問題点とかあるか、伺いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 問題点ということではありますが、今ほど準備宿泊のためのしおりというようなものを発行しておりまして、それを長泥の区域内の皆さんには配付しているところであります。その中で一定程度、準備宿泊に向けて必要なものというようなことで記載しておりまして、それを見ていただきながら、現在は長泥住民の方によく分からない点とか、こういった部分が心配だとか、そういった部分について、もしそういったご意見等があれば受け入れたい。そして、改善しながら、宿泊に向けて進めていきたいというようなことでやっておりますので、現在のところは一定程度、問題点については解決というかしている中で、進めているというような状況だと思っておりますが、今後新たなものが出てまいりましたならば、さらにその辺は修正等、改善を加えまして、準備宿泊に備えたいと思っております。

4番（飯畑秀夫君） 長泥の区長さんとお話をしたんですけれども、国道399号線、長泥スカイラインから長泥方面に行く途中、災害で道路が損壊しております。早く直してもらいたい。また、国の準備宿泊も始まる、解除に向けている中で、399号の道路は必要とお聞きいたしました。それについて伺いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在ありました道路関係ですね、399号線、あるいは県道、また村道の部分の災害等で被災した箇所、これにつきましては、県、国のほうにしっかりと現在要望しておりまして、宿泊前に直していただきたい。あるいは、特に今おっしゃられた部分については、大型車はもう通れないというような状況もあって、工事のダンプ等は当然通ることはできないんでありますが、住民の方の普通車については、その部分を回避しながら一応通れる状況だというふうにはなっております。ただ、安心して、これから生活できるというようなことにはなっていないのかなと思っておりますので、さらに要望を強めながら、できるだけ宿泊に向けて、またそこまではなかなか難しいという話はもらっておりますが、解除に向けてはそういった部分をしっかりと整備していきたいということで、続いて、まだ若干の不安な部分は残っているというようなことは承知しておりまして、特に労働関係ですね、その部分については引き続き要望しながら進めてまいりたい

と思っております。

4番（飯畑秀夫君） それに付随しましても、長泥スカイラインの頂上には展望台があるということなんで、その展望台が壊れている。長泥スカイラインには桜の木があって、長泥地区の住民の方が桜の木を、道路を手入れしております。その長泥スカイラインの頂上からは海が見えるんですよ。海って、あそこたしか広野火力発電所の鉄塔が見えるんですけども、あそこから、頂上からは海が見える。とても見晴らしのいいところなので、もし展望台、もう壊れているのであれば、解除に向けて直してもらいたいということなんですけれども、それについてもお伺いいたします。

副村長（高橋祐一君） 長泥地区の道路環境という部分かというふうに思います。

現在のところ、先ほど課長からも話ありましたが、長泥の現在大型車両によって、県道、村道、やっぱり路面のほうの傷みが激しいというところで、その辺については検討、あと環境省で調整をしながら、ある程度準備宿泊、または来年の解除に向けて整備をしていくという形であります。

その中で、現在再生事業ですね。また、除染というものが継続してやられております。その中で、大型の車両がまだ往来しているというようなところから、先ほどの門扉の話もありましたけども、そういう意味でも一般車両を入れない。また、そういうところでのやっぱり安全確認というところを、環境省含めて準備宿泊された方の安全確認をしていきたいというふうに考えております。

根本的な道路の改良の部分という形になりますと、県のほうに要望をしたり、あと国のほうに議会と一緒に国のほうに要望しながら進めているという形でありますけれども、また調査段階ということで、解除までにその整備ができるかというところについてはまた解決していないところであります。

ただ、村道の下曲田線というところで、この浪江のほうとつながる部分でございます。そういうところの災害起きている部分については、当然村のほうで解除までにそこを直していくというふうな形になりますし、当然解除になれば、399号とあと津島のほうがつながるという形になりますので、そういうところの連携なり、あとは草刈りも含めての管理をお願いしているというふうな状況でございます。

それで、今399号のところですね、前田地区との境の部分のところには展望台でございます。実はあそこはあぶくまロマンチック街道ということで、関連する自治体の協議会の中で、あその展望台を造ってきたという部分があります。現在あその柵が災害で落ちているというふうな状況でありますので、その辺については県のほうで今対応して、解除前には直していきたいという形になっています。また、あその整備に関しても、今後またあぶくまロマンチック街道をそういう連携をまた密にしながら、整備していきたいというふうに今考えております。

4番（飯畑秀夫君） 村道に関してもこれから直していくということで、曲田から津島に抜ける浪江線、本当にありがたいことであります。

次、環境省で長泥地区における再生利用実証事業が行われていますけれども、そのどのような結果とか、どのようになっているかお伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時、休議します。

（午後 3 時 5 5 分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後 3 時 5 6 分）

産業振興課長（三瓶 真君） 長泥地区における、環境再生事業の現在の状況ということであり
ります。

県道原町二本松線の南側を中心に、環境省による再生道を使った農地の盛土造成事業、
これを環境再生事業として今実施をしているわけでありますが、2工区、3工区と呼ばれ
る、いわゆる長泥の中心地に近い南側の場所につきましても、現在再生土の埋め戻しが終
わりまして、その上に遮蔽する土が入っているような状況であります。同じように、曲田
の方のほうに近い場所につきましても、第4工区というふうに呼んでおりますが、そこ
についても同様の工事が進められております。

反対に比曾地区に程近いほうの第1工区につきましても、これから除染も含めた工事が
始まるということでありまして、今年度もこれから工事が継続しますし、ちょっと今の見
込みですと、来年度も工事が続くというようなことが、さきのこれに関する会議の中で示
されたというふうに認識しております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 飯館村の復興のためには、やっぱり長泥地区が重要になってくるのかなと
個人的にも思っております。村長も申したとおり、夢のあるふるさと、長泥の実現に向け
て取り組むという村長の言葉、本当にありがたいお言葉であります。これからやっぱり長
泥地区、いろんなこれから事業ができると思うんですけども、その事業をうまく活用し
て、飯館村が、ふるさとがなくならないというか、これから維持できるような体制、これ
から予算とかありますけれども、飯館村ふるさとのためにも頑張りしていきたい。その
ように思い、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

これで、本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 5 9 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月15日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂

令和4年9月29日

令和4年第7回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

| 令和4年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|---|----------------|--------------------|---------|-----------------|---------|----|
| 招集年月日 | 令和4年9月29日（木曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯館村役場 議会議場 | | | | | |
| 開閉会の日 時及び宣告 | 開議 | 令和4年9月29日 午前10時00分 | | | | |
| | 閉会 | 令和4年9月29日 午前11時48分 | | | | |
| 忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 佐藤真弘 | ○ | 2 | 横山秀人 | ○ |
| | 3 | 花井茂 | ○ | 4 | 飯畑秀夫 | ○ |
| | 5 | 佐藤健太 | ○ | 6 | 菅野新一 | ○ |
| | 7 | 渡邊計 | ○ | 8 | 佐藤八郎 | ○ |
| | 9 | 高橋孝雄 | ○ | 10 | 佐藤一郎 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 4番 飯畑秀夫 | | 5番 佐藤健太 | | | |
| 職務出席者 | 事務局長 細川 亨 | | 書記 伊藤博樹 | | 書記 高野琢子 | |
| 地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
| | 村長 | 杉岡 誠 | ○ | 副村長 | 高橋 祐一 | ○ |
| | 総務課長 | 村山 宏行 | ○ | 村づくり推進課長 | 佐藤 正幸 | ○ |
| | 住民課長 | 山田 敬行 | ○ | 健康福祉課長 | 石井 秀徳 | ○ |
| | 産業振興課長 | 三瓶 真 | ○ | 建設課長 | 高橋 栄二 | ○ |
| | 教育長 | 遠藤 哲 | ○ | 教育課長 | 高橋 政彦 | ○ |
| | 生涯学習課長 | 藤井 一彦 | ○ | 農事委員 事務局 会長 | 三瓶 真 | ○ |
| | 農業委員 会長 | 菅野 啓一 | ○ | 選挙管理委員 書記 会長 | 村山 宏行 | ○ |
| | 選挙管理委員 会長 | 伊東 利 | ○ | 代表監査委員 | 高野 孝一 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和4年9月29日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1 号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第70号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第71号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第72号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第73号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 令和3年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第75号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第76号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第77号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第78号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第79号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第81号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第82号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 飯舘村選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第18 閉会中の継続審査の件
- 日程第19 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から人事案件1件、予算案件1件の追加議案が送付されております。

また、発委第1号子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）が、産業厚生常任委員長より提出されております。

次に、決算審査特別委員会が9月21日から9月27日まで令和3年度決算認定審査のため開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月27日に議会運営委員会が本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、監査委員から令和4年8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第81号は、令和4年度飯館村一般会計補正予算（第6号）です。既定予算総額に880万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を124億6,854万4,000円といたしました。これは、村民の森あいの沢の全体整備構想についてまとめるため、関係予算を計上するものであります。

議案第82号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯館村草野字大谷地28番地の庄司智美さんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますよう

お願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発委第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、発委第1号子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第1号子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）について、趣旨説明いたします。

本意見書の趣旨は、国は2023年度にこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、これまで以上に子供関連施策の充実、推進を目指すとしています。これに伴う保育現場で発生する問題点、必要とされる改善点について、本議会としても全ての子供に格差なく、質の高い保育を保障するよう国の政府関係機関に対して要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和4年9月29日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） これから、提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第70号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第70号令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）を

議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） では、ナンバー2の資料で23ページ、18節中段にあります家畜飼料緊急支援事業、これが3,756万6,000円上がっておりますけれども、これの対象者はどうなるのか。また、支援する金額というかそれがどのような制限、前年度実績とかそういうものについての支援であって制限とかそういうのがあるのかないのか、その辺を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 補正予算の資料ナンバー2、23ページ家畜飼料緊急支援事業に対するご質問であります。

まず、今般の事業の対象者であります。村内の畜産農家、具体的には肉牛、あとは酪農、あとは豚、鶏の飼養を行っております農家となります。

その数字の根拠ということではありますが、村内で飼養している頭数によって使われる購入飼料、買って使う飼料、その購入飼料について、この間の値上げ幅がありまして、その値上げ幅に対して村のほうで算定をいたしまして、約2分の1という形でこれを助成するというものでございます。特別、前年所得等についてここを制限するというような規定は今のところ考えておりません。

以上です。

7番（渡邊 計君） では次に25ページ、6款2項14節村民の森の管理運営業務、これに286万3,000円今回上がっておりますが、これは追加で上がっていると思うんですが、これはなぜ追加で上がってきたのか内容をお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の森管理運営業務の追加予算であります。

この村民の森あいの沢は、今年4月23日からオートキャンプ場のみオープンということで行ってまいりました。そのオートキャンプ場ですが、試行的に使っていただいて意見等も募集するというようなことで無料措置をしてきたところであります。その分、今年度当初は料金を徴収を見込んでいましたが、無料であった部分、あとは準備時期も相当に管理人の方の動き、結構増員が必要だった、また運営してみようということですが、管理人の活動が当初予定よりも若干多く見込まれるというふうなことで、今回286万3,000円の増額ということで上げさせていただいたものであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） では次に27ページ、7款1項14節でありますけれども、その一番下、道の駅までい館地震被害復旧工事、これで334万4,000円ほど上がっておりますけれども、説明ではインターロッキングや壁を直すということですが、インターロッキングに関しては全面的に直すのか、部分的なのか、その辺をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅までい館の周りのインターロッキングの復旧であります。全体的に見て、全て沈下していない部分まで剥がす必要はないということですが、全体的に見まして沈下している部分、段差が起こっている部分は全て行いたいというようなことで、平板1,895枚、面積で170平方メートルを見込んでいます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 平らだと思うと人間ちょっと5ミリぐらい違ってもつまずきますんで、客相手なものですから、きっちりと直していただきたいなど。

あとは壁なんですけれども、物産の地場産品を売っているところのレジの後ろの壁が大きく抜けていると。その辺どこまで直されるのか、全て直すのか、大きく目立つとこだけ直されるのか、その辺お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、天井、壁関係であります、石膏ボードが剥がれて危険な箇所6か所修繕を見込んでおります。また、ブレース関係、ちょっと緩んでいるのではないかとこの部分がありますので、全面的にブレースの点検をしてその中でブレースを交換する箇所が10か所ほどかなというふうなことで計画しているところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） では次29ページ、10款5項の中で7節の報償費と12節委託料、これ「日本で最も美しい村」連合という形の中での事業だと思うんですが、これらの内容をお伺いいたします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 「日本で最も美しい村」連合の今イベントの内容ということでございますが、これは2つございまして、1つは10月30日に東京駅の近くのT O K Y O T O R C Hという場所があるんですが、ここで日本で最も美しい村まつり2022というのが開催されます。そこでステージ披露ということで4つの団体が出るんですが、そのうちの1つとして小宮の田植踊りが参加されるということでございます。これ公用バスで行きますけれどもこれにかかる交通費、それからあと時間的な問題もありまして前泊をいたしますのでその宿泊代、それから食事代などこの委託料のほうでは負担をさせていただきます。

それから報償費のほうでは、そのほか練習とかでいろいろ経費がかかってまいりますのでそういったところ、使った分については村のほうで負担させていただくということでもあります。

報償費のほうでもう一つ、大玉村のほうで11月13日に、これは県内の美しい村連合に加盟している市町村が5つございます。この5つの団体で特産品を物販するイベントをやるということでございます。こちらのほうにもそれぞれの団体の無形文化財が発表されるということで、ここにも小宮の田植踊りが参加されるということで参加報償を取ってございます。

そういった内容でございます。以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） 私から1点、確認をさせていただきます。ナンバー2の資料、29ページ、今同じページで10款5項3目12節委託料の中の文化財保全業務ということで82万1,000円上がっています。これは何をどのような形で保全をするのかお聞かせください。

生涯学習課長（藤井一彦君） この文化財保全業務でございますけれども、これは白山神社の

中に村の指定記念物ということで白山神社のケヤキとモミの木がございまして、これが結構枯れてきているということがございまして、県の文化財保護審議委員の会長さんで木の診断をしてくださる先生がいらっしゃるんですがこの方に診断をいただいたところ、木の勢いは大分不良になってきているということと、それからあと幹の大半が腐ってきたり内部が空洞化してきているということで、緊急に手当てをしたほうがいいだろうということでございまして。

そのため、枯れている枝の除去ですとか、ワイヤーの支柱をちょっと立てたほうが倒れたりしなくていいだろうということでそんなことだったり、それからあとその周辺の杉とかモミの木も間伐をいたしまして少し日当たりがいいようにしてあげるといったことをやるということで、どうしても大きな重機が入れませんので、その分人手でやるということで大分委託料の額としては大きな額になってございまして。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） では、何点か質問いたします。

まず、17ページの2款1項の工事請負費ということで、今回640万円の庁舎の建具修繕等というのがあるんですけども、説明では網戸等ですという話があったんですがもう少し詳細にお聞かせいただければと思います。

また、この修繕いつもたくさん補正等出てくるんですけども、どのような流れで、例えば業者さんに1回見積もってもらってそれで1回予算立てをして、そして全てにおいて入札していくのか、一度流れも教えていただければと思います。

総務課長（村山宏行君） 総務の一般管理費の庁舎のこの場合は鋼製建具ですか、こちらの修繕工事の内容でございまして。ご説明にも聞きましたが、まず網戸の入替えを行います。かなり地震等でゆがんでいるところもございまして、また、老朽化によって動かないというようなところもありますので、その辺、点検をしながら取り替えるというところがあります。

また、庁舎2階の一番西側、こちらの窓だけ通常の窓は引き戸になっているんですが、あそこだけ開き戸なんです。換気がどこもできないというところがありまして、そのために引き戸に改修をいたします。今回については、コロナ交付金を活用させていただくということになります。

次に入札関係のほうですが、もちろん見積りをいただいて全体的な事業を把握をしてこういった予算を計上します。その後、指名委員会にかけて入札により業者を決定して工事を進めるということになります。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。続きまして、電算推進費の委託料の中でマイナンバーカードとの連携のために1,390万円弱の今回整備業務の補正が上がっているんですけども、これを入れることによって具体的にマイナンバーカードで村民にとってどのような利便があるのか、こちらのほうのご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） オンライン化における自治体システム整備業務でござい

す。これは総合行政ネットワークのファイアウォールを整備して、内容的には児童手当等の現況届、あと給付の認定申請、あとは妊娠届等のシステムを構築するというふうな内容でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） この財源を見ますと、国庫が730万円であと村が一般財源で700万円弱出さなければいけないということで、この一般財源に関しては後から何か財政支援等は国からあるんでしょうか。それとも、純粋に一般財源からということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちらについては2分の1の補助ということで国のほうから来ております。現在のところは、村としては一般財源からということになってございます。

2番（横山秀人君） マイナンバーカードの今現在のおおよそで結構ですので村民の取得率と、あと今村がどの程度までこれを目標に今進めているのかご質問いたします。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカードの交付の状況でございますが、今現在、村民の交付率は30%程度であります。今後の目標であります。国のほうでは来年3月までにほとんど全ての国民がマイナンバーカードを保有するようという目標を掲げておりますが、今のところ具体的な目標は定めておりませんが、できるだけ速やかにといいますか丁寧な対応でマイナンバー交付の事務を行っていきたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） では続きまして、19ページ、民生費、児童福祉費の中の使用料の中で、保育業務支援システム使用料、それに合わせてタブレットを整備するという事なんですけれども、ほかの自治体で不幸な大事故があったわけですけれども、そういう形でそういう出欠確認等も含めてこのシステム等で管理というか運用をしていくのでしょうか。その確認です。

教育長（遠藤 哲君） まずこの内容ですが、こども園の管理職、そして担任に1人1台タブレットを購入して、そしてアプリを通して保護者ともスマホとの連携を図ってということです。目的としては、今、議員さんがおっしゃったもののほかにもコロナ対応というのもありまして、なかなか朝、そしてお迎えのときに直接面談ができない状況にありまして、そのために導入すると。あるいは今おっしゃったように、出欠、欠席の連絡とか、あるいは健康状態の確認とかそういったために導入しております。

あともう一点ですが、いわゆる仕事の効率化のため、ICT化ですね。これはこども園の職員は結局毎日その日の記録、そして反省、さらに保護者への連絡等を、結局まるっきり子供たちから目が離せない、手も離せない状況の中で大変厳しい勤務状態であると。中には子供を背負いながら職員室に持って行ってパソコンを打っているなどという話も聞きましたので、そういうことでありましたので、いつでもどこでも記録できるということもありまして導入をしております。そのほかにもデータの活用等も見込まれますので、働き方改革にもつながるといえることです。

ただ、確かに痛ましい事件もありましたので、しよせんICT機器も使うのは人ですからやはり最終的にはもう人の目で確認、便利さに甘えることのないように気を引き締めて使っていただけるように今後とも指導したいと思っております。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。ぜひ、有効にご活用をいただければと思います。

続きまして、23ページの農林水産業費の農地費の中の職員手当が諸手当で約400万円弱、共済費のほうで220万円ということで今回上がっているわけですが、諸手当ということで賃金ではないので、超過勤務が多いのか、それを補填するためにここで予算を取っているのかと見ていいのかどうか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 職員の給与関係でございますけれども、基本的に4月の当初予算のところである程度の翌年度の人員配置を見込みながら予算化をします。ただ、当然その後人事異動がございますので合わなくなってくるというのがあります。通常ですと12月の補正予算に上げて大体の傾向をつかんでそこで補正をするんですが、その12月の補正まで間に合わない、当然ボーナス等もございますから、そういったところで間に合わない部分を9月のほうに今回上げさせていただいたところでございます。

この農林水産業費に限らず、その他の人件費分については全て12月前に調整が必要な部署の人件費の調整でございます。

2番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、6款1項の8番、地域活性化施設運営費の委託料ということで、今回、新規就農者技術取得管理施設の整備等について、その設計と調査ということで補正が上がっているんですけれども、村としてこの新規就農者に力を入れるということの一つの方策だと思うんですけれども、目標値として例えば新規就農を何年後には何人ぐらいという形で計画されているのか、お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 新規就農者の目標ということではありますが、なかなか目標設定も難しいところでもありますけれども、この施設開設して初年度、2年度には1名、2名程度になるのかなというふうに思っております。10年規模で考えて10名程度は増やしていければというようなことで考えておるわけではありますが、さらにもっともっと努力しながら増えていくように、後継者を増やせるように、また新規就農ということで移住定住関係、農業をやりたいんだけどなかなかという方もおりますので、そういった部分についても十分に対応できるようにしていきたいなと思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） 私の質問最後になります。続いて27ページ、7款1項商工費の商工総務費の中に補助金として飯舘村中小企業者信用保証料の補助金ということで保証料の半額補助というのがあると思うんですけれども、今回補正で135万5,000円上がっているということですが、飯舘村の中小企業の借入残高というのはこの保証協会を通したものは飯舘村である程度把握していると思うんですね。その補助ですので。これは上がっているのか、ある程度一定で落ち着いているのかという傾向というのは分かりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ちょっと今までの傾向という部分について手元に資料を用意してございませんので、後ほど、本会終了後でもよろしいですか。（「はい、結構です」の声あり）よろしく申し上げます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 17ページにおける工事請負の電柱支障移転工事ありますけれども、今回

は3か所光ファイバーという説明でありましたけれども、今後も事業やら災害などによって考えられるので、あえてここで内訳とそれぞれこれ3か所なので大体300万円というようになりますけれども、その辺を確認をしておきたいと。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 電柱支障移転工事、897万7,000円の補正であります。3か所とありましたが、長泥を一くりにすると3か所になりますが、曲田、あとは長泥、蕨平、豊栄ということで4か所増えるというふうなことで、今回の補正を通して上げさせていただいております。年度内で合計、当初と含めると6か所の移転というふうなことであります。この金額とかそういった部分、平均してというような今お話ありましたが、それぞれの場所で長さ等も違うのでなかなか単価の部分についてはその時々にならないと分からない部分でありますし、今後の見込みということでも長期的な見込みをいただいているところではございませんので、なかなかそういった長期的な視点で考えるのは難しいのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 平均にはいかないというふうに私も思っていましたけれども、900万円近くが4か所ということなので、基本光ファイバー関係の電柱支障の移転というのは基本的に最低はどのぐらいかかるんですか。場所によっていろいろ工事額が上がるんですけども、基本的な部分で幾らぐらいというのはないのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本料金というのは多分にしてないのかなというふうに思っております。今回の工事でも小さいものだと30万円程度、大きなものだと三百何十万円というふうなことで、その場所の状況、設置の状況によって変わってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 続きまして、23ページにおける負担金補助の家畜飼料の緊急支援事業ありますけれども、これ内訳と物価高対応なのか、まず伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず対策の内訳ということでありますが、こちらで試算した飼料でいきますと、まず牛の関係、この中には配合飼料であるとか粗飼料であるとかこういうものが含まれるわけでありましてけれども、まず配合飼料でいきますと大体牛でいくところで650頭程度で飼料として使われる量というところで大体520から530トン程度というようなこと、あとは酪農の関係で72頭に対してこれが大体60トン程度。あとそのほかに養豚、こちらのほうで1,340頭程度を見込んでおりますけれどもこちらで576トン、大きいのが養鶏ということでありまして、こちらが大体12万羽ということでこちらが4,320トンということになっております。こちらはまさに今の飼料高騰、燃料高騰の対策費としまして、このほかにこれらにかかる購入飼料、これを令和3年当初の費用と現在の費用との差分を調べまして、そこにかかる算定額のおよそ2分の1であります6,000円を1トン当たりで交付したいというふうに考えているものであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、差額ですから物価高対応ということになると思うんですけども、牛、酪農、豚、鶏含めて後で詳しい資料をいただきたいと思えます。

今後、この物価高がいつ収まるかも見通しがなかなか、日銀のいろんな金融政策もありますけれどもいずれにしろ大変な状況になっているので、今後もこの対策支援事業は国県、村挙げて対応されるということになりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） この物価高につきましては、ただいまありましたように今後の見通しというところがなかなか立たないということでありまして、国や県につきましても都度この状況を見据えて様々な施策を打ち出してきているというところでございます。村も今般の補正予算にも乗せておりますが、県の対策に対する上乘せ等補助なども検討しながら、県や国、あるいは近隣の市町村と連動したような形でこの対策をしておりますが、今後のことにつきましては同様に今後のこの物価高の状況を見極めながら、そうした国を中心とした大きな意味での制度の流れといいますかそういうものも鑑みながら、できる限り支援のほうを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 27ページのやっぱり負担金補助金でありますけれども、物価高対策事業者支援って今度家畜ではなくて事業者に対してのことについて、コロナ対応で5万円掛ける140者というお話でしたけれども、業務稼働をしていくためにそれぞれの業者によって必要経費なり負担の違いがかなりあると思うんです。高騰に対する負担増というのがね。そういう意味からすると、そういう部分はどこにどんな事業に申し込んで支援を受けられるのか。そして、経営する中での必要経費の軽減につながるのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 物価高高騰対策事業者支援金ということで、元ありました140事業者5万円ということで見込んでおります。それぞれの事業者、規模によって議員おただしのように内容違ってくるのかとは思いますが、今回の対策につきましては他の市町村だと大きな企業よりも小さな企業のほうがダメージが大きいだろうというふうなことで企業を絞っての支援というような対策を講じている自治体もあるようでございますが、村としましてはそういったことではなくて、一律に5万円というふうなことで考えているところであります。差がついている部分は何でというふうなことであります。そういった部分は今のところ対策としては打ち出すことはできないわけでありまして。今回のように、広く商工会に登録している方、また村内で勤務している方で商工会が認めるものについて広く措置したいというふうな意味で一律5万円というふうなことで考えての今、進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 中小企業全体を見て、いろいろ負担が増えて大変な状況だということでいろんな補助事業ありますけれども、商工会との協議の中では今後なり現状で十分申請方法なり、申請額なり、十分になっているのかどうかその辺の協議しての内容はいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商工会との協議、連絡調整というふうなことであります。今ほどありましたように一律というふうなことでそういった意味では商工会の手はなるべく煩わせないような方法、また申請者の手も煩わせることなく速やかに交付できるようにというふうなことで、こういった内容で商工会とは協議をさせていただいたところ

でございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今の補助金や助成の流れを見ますと、前年やら前々年などの比較でどれだけ損をしたり経費が増えているか、差引き業務運営が難しいのかという部分でいろんな事業を展開されていると思うんですけども、そういう点では村とか商工会で協議されて、こういう部分に対しての助成事業なり高騰対策をしてほしいというものを村としてつかんでいるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、できるだけ簡素化して進めたいというふうなことでありまして、その事業経営の中の細かい数字を申請の中で提出させるというような内容にはしたくないというようなことで考えているところであります。まず、物価高騰、原油高騰などの影響を受けていると事業者が申請されれば、それを商工会が認めるというふうな形で速やかに細かい事業経営の内容の部分を示す部分ではなくて、申請者の自己申告というふうな形で進められればというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第71号 令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第71号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 資料ナンバー2の45ページ、井戸ポンプ設置工事、これ説明では村民グラウンドに緊急用ということであったんですが、要はこれはポンプ小屋というかそういう建物等も入ったりあとは緊急に水を使う場合というのは今村の水源とかそういうところが壊れたとか何とかなんでしょうけれども、そのほか電源が何かなったとかそういう場合もあると思うので、これにはそういう電源の緊急用の電源の設備とか何かも入るのか説明を求めます。

建設課長（高橋栄二君） 飯樋の村民グラウンドにおける井戸ポンプ設置工事でございますが、こちらにつきましては緊急用ということで、例えば渴水したというような場合にこの井戸の水をくみ上げて、散水車で今度浄水場に運んで下水のほうに入れて浄水して流すと

というようなイメージであります。電気につきましては東北電力から引込みを行いまして、メンテナンスも含めて常時くみ上げをして、常時いつでも使えるような形で維持をしていきたいというような感じでございます。

7番（渡邊 計君） ということは、東日本大震災みたいに電源が3日も4日も来ないということになった場合に、電源はどうされるおつもりでいるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） その場合は、発電機等で対応していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第72号 令和4年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第72号令和4年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 59ページ、ここに載っているわけですが、これ、その下の枠に飯樋地区の場合は電気料載っていますので、この上の枠にも電気料が同じく載っているということは、これは上の修繕料のマンホールの段差の修繕ということでありませうけれども、これは草野地区になるのか、それと何か所ぐらいこのマンホールの段差を修繕するのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） マンホール段差修繕でございます。箇所は、深谷線とあと草野関沢線と深谷長谷地線とあともう一か所原町川俣線を予定しております。4か所でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第73号 令和4年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第7、議案第73号令和4年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第74号 令和3年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第75号 令和3年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第76号 令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第77号 令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第78号 令和3年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13、議案第79号 令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤一郎君） 特別委員会に付託しておきました日程第8、議案第74号令和3年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第75号令和3年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第76号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第77号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第78号令和3年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第79号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について、一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました議案第74号から議案第79号の令和3年度一般会計決算認定並びに各特別会計決算認定審査を9月21日から9月27日の3日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私高橋孝雄、副委員長に佐藤健太委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の検査の審査の結果であります。9月21日は各担当課長からの説明、事業に関わる経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月26日、27日には決算並びに決算に関わる主な政策の成果報告書、基金の運用状況調査、決算説明資料、監査委員の決算審査特別意見書などを基に、村長をはじめ各担当課長に対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針などをたどりました。

その主なものは、帰村者の生活環境整備、健康管理、介護保険環境整備、農業を中心としたなりわい再生の分析にありました。このほかにも多くの事業に関わる意見、指摘がなされました。全村避難指示から11年6か月が経過し、長かった避難生活の影響は計り知れないものであります。一歩ずつ前に歩を進めることが大切ではないかと感じました。

本決算の審査を踏まえて、来年度予算、事業展開に反映いただきたいと思います。

以上を踏まえた結果、議案第74号令和3年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号令和3年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については全会計で歳出総額180億円を越す決算であり、事業も多岐にわたる中でおおむね目的に沿って執行されており、適正であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（佐藤一郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第74号から議案第79号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号令和3年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第75号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定することにしました。

これから、議案第76号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第77号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第78号令和3年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定しました。

これから、議案第79号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この採決は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

◎日程第14、議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第14、議案第80号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 職員の育児休業に関する理由書を見ると10月1日から施行されるに併せてということなんですけれども、実態としてこれまでと比較して職員にかなり緩和されたり有効になったというものは具体的にはどんなことでしょうか。

総務課長(村山宏行君) 今回の条例改正につきましては、国の改正に伴いまして村にあります職員の勤務の条件、こちらについて改正を行うものということでございます。

具体的にどう変わるのかということではありますが、今のところここにありますような非

常勤職員、実態としては村のほうにはおりません。ですので、実際上は今いないということではあります、これからそういった場合、雇用することになった場合のことに備えて条例的に整備をしていくというものでございます。現状では、特段変わったところはございません。

8番（佐藤八郎君） 非常勤職員がいないということで、直接には今のところ是对応必要ないということですが、今の非常勤職員でない任期つきなりいろいろ職員の種類いろいろあるんですけれども、それは十分、今のところ問題なく育児休業などはきちんとなっているという理解でいいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村の場合、正職員に加えて任期つきの職員とそれから会計年度任用職員というふうにいるわけですが、全て職員と同じような形の福利厚生というふうになってございますのでこの分については問題なく運用しているというところでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第81号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤一郎君） 日程第15、議案第81号令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 13ページ、あいの沢の活性化に向けた業務調査、これ委託料ということですが、これは有識者のような方に委託するのか、あるいは入札で委託するのか。入札になった場合、入札業者の条件としてどんなものが上がってくるのか。

2点目、これの調査内容、どんなものを中心に調査をするのか。

そして3点目として、あいの沢、あそこ全体でいきますとキャンプにしてもきこりを利用するにしても、あいの沢の池、あそこで釣りなどをする人も出てくるんじゃないかと思われるわけですが、あそこはまだ放射性物質の除去を行っていないし、それとあそこの池に生息する魚などもブラックバスとかそういうものが増えてきている中で、除染作業と一緒にあそこの池をはらって外来種を排除をするそのような計画はあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずあいの沢の活性化に向けた調査業務の発注の仕方でありますが、基本的にプロポーザル審査ということで進めたいと思っております。指名に

よるプロポーザル審査ということで行いたいということで考えているところであります。
あと内容については少々お待ちください。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時26分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時27分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 業務の内容でございますが、あいの沢の現状の把握と既存顧客へのニーズ調査、それからあいの沢への誘客ターゲットの検討、3点目にターゲット誘客のためのソフト事業の検討、4点目としましてソフト事業の事業性と担い手の検討、5点目で最後トータル的にあいの沢の基本構想案の作成ということで調査及び検討を行っていただくというような内容で考えているところであります。

建設課長（高橋栄二君） あいの沢のため池の除染放射線対策工事でございますが、今後県営事業のほうで進めていく計画でございます。水を全て落とすような工事になるかどうか今後協議をしていくようになると思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 今の調査内容、ちょっと書き切れないので、後でもしよろしければ書類で出していただければと思います。議長、よろしく願いいたします。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 内訳を後でもらえるということなので、業者選定についてプロポーザルということで村が指名するというので、これは何者にするのか、あとこれ期間は何のぐらいかかって調査業務をやろうとしているのか。

あと予算と直接ではないんですけれどもため池の話が出ましたので、地元議員として県営事業で進めることに決定されているのか、もうやるということになっていていつからとかというふうになっているのかどうか、もしそういう方向づけなり計画があれば、地元の整理組合なり部落に対しては説明があったのかどうか伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 私のほうからはプロポーザルの仕方ということでありますが、基本的に村のほうに指名願ということでこうしたコンサル業務を行っている事業者から村のほうに登録がございます。その中から、村としてはこの業務に見合う業者を3者以上選定をしまして指名委員会にかけて、そこで入札の候補を見つけるという形になります。

建設課長（高橋栄二君） 県営事業による事業の採択はされております。来年度から調査設計に入っていくのではないかと思います。地元説明については今後具体的に次第進めてまいります。以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 委託業務期間でございますが、今年度内、令和5年3月31日までに終わるといような予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） あいの沢活性化に向けた調査業務について質問いたします。

もちろん、観光、そして交流のために調査設計を行うと思うんですけども、一般質問でも質問しておりましたが、飯舘村の観光の全体のイメージ像がなかなか見えない。例えば、あいの沢を今回集中的にやってみたり、あとは生涯学習課で「飯舘Y O I T O K O 発見！ツアー」をやってみたり、あとは移住定住のほうでまた別予算でという形で多分観光と交流と移住と様々なところを踏まえて村の交流人口を増やしていきましようということだと思うんですけども、それが見えない。第6次総合振興計画では重点事業で観光交流事業検討チームをつくって、そしてそこを村全体、官民合わせて検討できる体制を取って観光協会を設立したいということで設立をするという形で6次総には書いてあるんですけども、なかなかそこが見えない。ということで、少なくともあいの沢、こうあるわけですけども、あいの沢だけでじゃなくて、村全体の検討する場を早期につくらないと、本当にその場所場所とか担当担当でそれぞれやった中でうまく連携できないままいってしまうんじゃないかとそう思って感じているんですが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 一般質問の中でもお答えをしたかと思いますが、今現在は私の言葉で言うとふるさと資源と言っていますけれども、観光資源を含めて村の場合は風光明媚という景観上のものが一番ありますけれども、何よりも人の魅力というものがあるというふうに私は思っております。そういったものをしっかり磨き上げるといいますかもう一度掘り上げるということを、今、実はさせていただいているんだというふうに思っておりますので、観光のための観光協会設立のための検討ということで絞ってしまうと、既に資源があって何がしかあるものをいろいろと調整をするというような検討になってしまうかなというふうに思いますので、まずはその磨き上げ、掘り上げというものをさせていただいて、そういうコンテンツが増える中でおっしゃるような6次総の中での検討ということができるのではないかなという段階を踏んでというふうにお踏まえいただければありがたいと思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今、道の駅に来てくださる方、ドッグラン増えているとお聞きしています。また、村のホームページで9月28日、野球場と陸上競技場、サッカー場、そこで10月、11月、大会がありますよという形で広報されていました。多分すごい人数の方がいらっしゃるのかなと思います。

今の村長の回答の中に今そういうのを調査しているという形なんですけれども、ただ既にもう多くの方が飯舘村に来てくださっている中で、例えば今回10月、11月、野球大会、サッカー大会に来てくださる方に村の道の駅で使える割引券あげますよとか、例えば村の飲食店でどうぞお昼食べてくださいとか、そういう形の村も協賛して券を配布しますよとか、ある程度せつかく来た方を村の中で滞留とかする意味でもやはりもったいない気が今しています。

村長のお話のスケジュールでいくとまだまだちょっと村の観光も先になってしまうのかなと。ただもう既に来ている方に対してもう少しアピールをしていくようなところを検討していかないと、せつかく人が来てつながっていかないのかなと。

それはなぜこんなことを今お話しするかというと、やはり村内の飲食店さんもお話ししたときに、どうしても閑散期があるわけです。どうしても、せっかくお店開いているからたくさん来てほしいという気持ちたくさんあるんだと。なかなかこう、ジレンマのようです。ですので、地域の飲食店を盛り上げるためにも今のお話のスピードだとちょっと先になってしまうので、できるところは早急に、あいの沢もそうですけれども村全体の計画も含めて検討いただきたいということでもあります。

村長（杉岡 誠君） 今飲食店のお話がありました。まさしくそういうところは村の中でいえば商工観光系のほうが所管をしておりますけれども、企画のほうで移住定住の中でも交流人口を生むという中であったり、あるいは各大学の学生さんが年間で相当数が実際に訪れていただいていますのでそういう方々にもご利用いただいたり、先般もいろんな方に使っていただいておりますが、そういったことを今少しづつやっているというところなんです。

ちなみに観光というのはいわゆる交流という言葉とかに、何ていうんですか、なぞらえることがありますけれども、人が来るだけでは観光にはならないと私は思っているところでもあります。観光業という言葉がありますけれども、来た方々がこの村をいいと思いながらお金を落とすこと、あるいはまさしく人のつながりができることが非常に大事でありますので、今はその前の段階でなかなかお金を落とすところが少ないという状況がありますからまずはコンテンツを増やすと、いろんな関わりができるところを増やすという中で、議員が今おただしいただいたようにちょっともったいないなど。人がこれだけけるのにもったいないなど思っていただけぐらいのコンテンツに今年は何となくなっているということでもありますので、この状況を見ていただいて、さらにその村の中で様々な方がなりわいを起こしていただきながら、そこにお金が落ちるような仕組みというものもしっかりやることを将来の観光業ということにつながると思っています。

ただ、長い目線で観光業をつくっていくというよりも6次総の目標がありますから、その中の見直しということを含めて今年度見直しをしていますから、検討委員会という形が正しいのかどうかということを含めてこれから検討させていただきたいと思うところでもあります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今回議題としてはあいの沢の活性化ということからちょっと広げての質問だったんですけれども、今回スポーツ大会の名称を見る限りとても大きな大会が村の中で開かれているなと思います。ですので、あいの沢単独というよりもそこにまたスポーツ関連の連携とか様々なほかの商工会等民間も含めたところもこの業務の中に少しでも入れていって、ちょっと広がりのあるような計画ができればと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） あいの沢活性化に向けたというところで今話を聞いていく中でちょっと確認だったんですけれども、この調査をするに当たってきこり全体をどのようにしていくのかという構想を持つての調査なのか、それとももう全体をどういうふうこれから

使っていけるのかという調査なのかというところを一つお聞きかせいただきたいというところと、あとその調査業務でありますけれども、どのようなところに今プロポーザルをして様々こう調査をして使えるかということ調査をしていく形なのか、そういったところをお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的に、あいの沢のきこりを含め全体的な計画でどのように今後の整備をしていけばいいか、あとはどれだけ村にこれからのそういったキャンプなりそういった自然の施設の中での使い方でのどのようなニーズがあるのか、そういった部分を広く調査しながらあいの沢全体の整備の計画をつくっていきたいというふうに考えているところであります。そのために、業者としましてはやはりコンサルティング、しっかりとできる会社というふうなことで選定をしながらプロポーザルで選定していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。この調査業務で答えが出たものが報告書として上がってきて、それがそのまま事業として転換していくという形なのか、それともその間にもう一回村民に対してこういう計画でこう整備をしたいというふうな形に一旦落とし込んでまたさらに意見をいただきながら次進めていくという形を取っていくのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

副村長（高橋祐一君） あいの沢の全体構想でございますが、震災後、なかなか活用できないという状況で今年度からオートキャンプ場というところでいろいろ検討しながら進めてきたところであります。やはり、先ほどからあります観光という部分であいの沢というのは非常に村にとっても重要なところでございます。早期なやっぱり整備というのもまた求められているなというふうに思っていますので、取りあえず構想的なものを今回つくらせていただきまして、当然それが全てできるかどうかは分かりませんが、村民周知という意味ではどういう形でできるか、その辺はこれからちょっと検討していきましますけれどもできれば来年度からできる部分は工事的な部分、施設の整備という部分で着手していきたいというような方向で、今年度追加でこのような形で上げさせていただいたところであります。

5番（佐藤健太君） きこりという非常に村民にとってもなじみのある場所ですので、ぜひ村民も関わってそこを自分たちがつくってきたという誇りも持ち直せるような、また今後も誇りを持って村民、村民以外の方も迎え入れるような施設になるようなことをこの事業の中で展開ができればいいのかなと思いますので、その辺も含んで進めていただければと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第82号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(佐藤一郎君) 日程第16、議案第82号飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。原案のとおり可決されました。

◎日程第17、飯舘村選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長(佐藤一郎君) 日程第17、飯舘村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、飯舘村飯樋字大平86番地、赤石澤富夫君、飯舘村関沢字大橋115番地、伊東 利君、飯舘村前田字福田118番地、佐藤和枝さん、飯舘村芦原字金沢54番地、大内亮君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、指名しました赤石澤富夫君、伊東 利君、佐藤和枝さん、大内 亮君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には、飯舘村飯樋字町466番地、荒 利喜君、飯舘村臼石字町385番地、濱田幸成君、飯舘村飯樋字原175番地、高橋ミヨ子さん、飯舘村佐須字佐

須122番地、高橋あけみさん、以上を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました荒 利喜君、濱田幸成君、高橋ミヨ子さん、高橋あけみさん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

◎日程第18、閉会中の継続審査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第18、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎日程第19、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第19、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査を決定することにしました。

◎日程第20、議員派遣の件

議長(佐藤一郎君) 日程第20、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。
令和4年第7回飯舘村定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前11時48分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月29日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 佐藤 健太